

第五次ふくしプランくだまつ

- ◆下松市地域福祉計画
- ◆下松市成年後見制度利用促進基本計画



2026（令和8）年3月

下松市

<はじめに>

近年、人口減少や少子高齢化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により地域活動の自粛や縮小が続いたことで、人と人とのつながりの希薄化や地域コミュニティの衰退が進み、地域福祉を支える担い手不足も課題となっています。

また、ひとり暮らし世帯や高齢者世帯の増加に伴う社会的孤立をはじめ、生活困窮、ひきこもり、8050問題、ヤングケアラー、介護と子育てを同時に担うダブルケアなど、個人や世帯が抱える生活課題は複雑化・複合化しており、既存の制度や分野ごとの支援だけでは十分に対応することが難しい状況となっています。

こうした状況の中、国においては、地域共生社会の更なる展開に向け、包括的な支援体制の整備や地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化などについて議論が進められています。地域の多様な主体が分野や世代を超えてつながり、支え合いながら共に地域をつくっていくためには、行政による公的福祉サービスの充実はもとより、地域住民や関係団体、関係機関がそれぞれの役割を担いながら連携し、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めていくことが重要です。

本市では、「ふれあい、支え合い、しあわせのまち下松の実現」を基本理念として、誰もが住み慣れた地域で安全で安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に向け、地域福祉の推進に取り組んできました。このたび、これまでの取組の成果や課題、社会情勢の変化を踏まえ、「第五次ふくしプランくだまつ」を策定いたしました。本計画に基づき、市民、地域団体、社会福祉協議会、関係機関、行政が連携・協働しながら、地域のつながりを大切にし、誰一人取り残されることのない地域共生社会の実現に向けた取組を一層推進してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、幅広い見地から熱心に御審議、御提言を賜りました地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、地域の現状を把握するため多大な御協力をいただきました東豊井地区及び旗岡地区の皆様、そして、アンケート調査等で数多くの貴重な御意見をいただきました市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

2026（令和8）年3月

下松市長 國井 益雄



<目次>

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	3
3	計画期間	5
4	近年の福祉政策の動向	6
5	計画策定の体制	6
6	計画の推進・点検	7
7	圏域の考え方について	7

第2章 地域社会を取り巻く状況

1	人口・世帯の状況	8
2	高齢者の状況	11
3	障害者の状況	13
4	子どもの状況	14
5	生活保護の状況	16
6	人口の推計	17

第3章 「第四次ふくしプランくだまつ」の評価

1	「第四次ふくしプランくだまつ」の評価	19
---	--------------------	----

第4章 地域福祉を推進するための基本的な考え方

1	計画の基本理念	22
2	計画の基本目標	22
3	計画の施策体系	25

第5章 施策の展開

1	施策の展開	26
---	-------	----

基本目標1 地域共生社会の実現に向けた福祉意識の醸成と環境づくり

1	支え合い意識の醸成	27
2	バリアフリーの理解促進	30
3	支え合いの地域活動の推進	30
4	地域福祉の拠点整備	33

基本目標2 地域福祉を担う人材の確保・育成と団体の活動支援

1	地域福祉活動を推進する人材の育成	35
2	ボランティア活動への参加促進	36
3	地域福祉に取り組む組織や団体の活動支援	38
4	福祉に携わる人材の確保	39

基本目標3 健康で安心して暮らすための支援体制づくり

I 包括的な相談・支援体制の構築

1	地域生活課題に対応する相談・支援体制づくり	41
2	見守り活動の充実	45
3	認知症施策の総合的な推進	47
4	医療機関等と連携した事業の充実	48
5	介護保険制度の運営充実	50
6	障害福祉サービス等の充実・確保	50
7	子育て支援の充実	51

II 自分らしく生き生きと暮らせる体制づくり

1	健康づくりの推進	53
2	介護予防の推進・充実	54
3	社会参加の促進と生きがいづくり	56
4	生活のニーズに応じたサービスの提供	58

基本目標4 災害に備えた避難支援体制づくり

1	要配慮者避難支援体制づくり	60
2	福祉避難所の開設・運営に関する取組の推進	62
3	福祉的支援の充実・円滑化の推進	63

第6章 下松市成年後見制度利用促進基本計画

1	計画策定の趣旨	65
2	計画期間	65
3	計画策定に向けて	65
4	施策の展開	66

資料編

1	策定体制	70
2	市民アンケート調査結果（抜粋）	74
3	協議体等からの意見	87

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

誰もが尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れる福祉社会の実現に向けて、2000（平成12）年に社会福祉法が改正され、社会福祉の基本理念の一つである「地域福祉の推進」が掲げられました。

市町村による地域福祉計画の策定に関する規定が施行されたことにより、下松市では、2005（平成17）年に「ふくしプランくだまつ21（下松市地域福祉計画）」を策定し、地域社会におけるさまざまな生活課題に対して、地域を取り巻く全ての人々が主体となり進める地域づくりを目指して、地域福祉の推進に取り組んでいます。

時代の移り変わりとともに、地域や家族を取り巻く環境は大きく変化しています。

近年では、認知症などにより支援を必要とする高齢者の増加や、ひきこもりによる社会的孤立、虐待や暴力、育児と親や親族の介護を同時に担うダブルケアや、高齢の親と無職・独身または障害のある中高年の子が同居する8050問題など、複雑化・複合化した課題を抱える世帯が顕在化しています。

また、経済的に困窮する世帯の増加や、子育て家庭の負担や不安・孤立感、災害時における避難行動要支援者への対応など、従来の対象者ごと・分野ごとに整備されてきた行政による支援体制だけでは解決が困難な地域生活課題が生じています。

さらに、価値観の多様化に伴う世代間の意識の違い、地域福祉を支える担い手の減少などにより、地域における相互の支え合い意識の低下や人と人とのつながりの希薄化が進み、地域の支え合い機能の低下が一層懸念されています。

2017（平成29）年の社会福祉法改正により、市民一人ひとりがつながり、地域で役割を持ちながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会、すなわち「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりや包括的な支援体制の整備が示されました。

この考え方は、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など、制度や分野の枠を超え、また「支える側」「支えられる側」という従来の関係にとらわれることなく、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ちながら、相互に助け合って暮らししていける社会の実現を目指すものです。

さらに、2020（令和2）年の社会福祉法の改正により、地域住民の抱える課題の解決のため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、「断らない相談支援」を実現するための「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

「第四次ふくしプランくだまつ」の計画期間満了に伴い、新たに「第四次ふくしプランくだまつ」の基本理念を継承し、人々がさまざまな地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めるため「第五次ふくしプランくだまつ」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

「地域生活課題」（社会福祉法第4条第2項から抜粋）

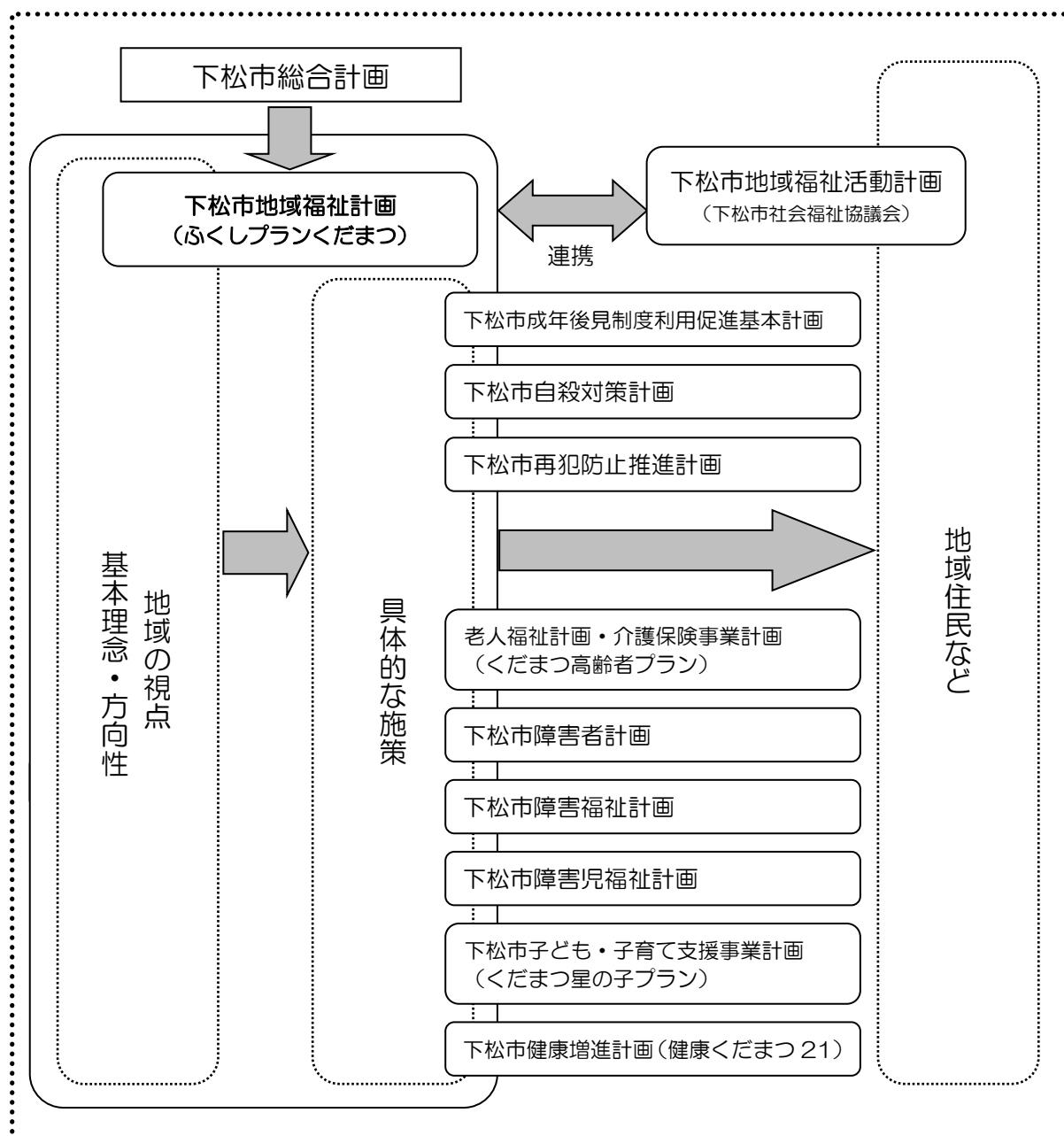
福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題

2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画であり、下松市社会福祉協議会が策定する「下松市地域福祉活動計画」と連携し、行政と地域の協働による地域福祉の推進を目指します。

また、本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条」に基づく市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」(成年後見制度利用促進基本計画)を包含したものです。本計画は「下松市総合計画」を上位計画とし地域福祉の基本的方向を示すものであり、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などの個別具体的な施策の展開は、それぞれの分野別の計画で展開します。

<地域福祉計画の位置づけ>



「市町村地域福祉計画」（社会福祉法第107条）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

「市町村の講じる措置」（成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条）

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 計画期間

本計画の期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。なお、地域の実情や社会情勢の変化をふまえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

年度		2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	
下松市 総合計画	基本構想	現計画 (計画期間：2021-2030)								次期 計画	
	基本計画	前期 (計画期間：2021-2025)			後期 (計画期間：2026-2030)					次期 計画	
下松市地域福祉計画 (ふくしプランくだまつ)		前計画 【第四次】			現計画【第五次】 (計画期間：2026-2030)					次期 計画	
下松市成年後見制度 利用促進基本計画		前計画 【第一次】			現計画【第二次】 地域福祉計画と一体的に策定					次期 計画	
下松市自殺対策計画		現計画 (計画期間：2020-2027)					次期計画 (健康くだまつ21と統合予定)				
下松市再犯防止推進 計画		前計画 【第一次】		現計画【第二次】 (計画期間：2025-2029)					次期計画		
下松市地域福祉活動 計画(下松市社会福祉 協議会)		前計画 【第3次】			現計画【第4次】 (計画期間：2026-2030)					次期 計画	
下松市老人福祉計画・ 介護保険事業計画くく だまつ高齢者 プラン)		前計画 【第4期】	現計画【第八次】 (計画期間：2024-2026)			次期計画			次々期計画		
下松市障害者計画		前計画 【第四次】	現計画【第五次】 (計画期間：2024-2029)					次期計画			
下松市障害福祉計画		前計画 【第6期】	現計画【第7期】 (計画期間：2024-2026)			次期計画			次々期計画		
下松市障害児福祉 計画		前計画 【第2期】	現計画【第3期】 (計画期間：2024-2026)			次期計画			次々期計画		
下松市子ども・子育て 支援事業計画(くだま つ星の子プラン)		前計画 【第2期】		現計画【第3期】 (計画期間：2025-2029)					次期計画		
下松市健康増進計画 (健康くだまつ21)		現計画【第三次】 (計画期間：2023-2027)					次期計画				

4 近年の福祉政策の動向

- ◆2020（令和2）年6月、重層的支援体制整備事業を創設することを柱とする「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立・公布されました。市町村における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が、2021（令和3）年に施行されました。
- ◆2023（令和5）年6月に「孤独・孤立対策推進法」が公布され、また、孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めた重点計画が2024（令和6）年6月に孤独・孤立対策推進本部において決定されました。計画のなかでは、当事者や家族等の状況等に応じて多様なアプローチや手法による対応が求められること、孤独・孤立を生まない社会をつくる観点等があげられています。

5 計画策定の体制

（1）策定委員会による審議

本計画の策定にあたって、福祉関係者、地域組織代表や公募委員などで構成する「下松市地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画の内容を検討しました。

令和7年 9月26日 第1回下松市地域福祉計画策定委員会
 令和7年 11月14日 第2回下松市地域福祉計画策定委員会
 令和8年 1月23日 第3回下松市地域福祉計画策定委員会

（2）アンケート調査による市民意向の把握

市内在住の18歳以上の人の中から1,000人を無作為に抽出してアンケート調査を実施し、地域福祉に関する考え方や意見を本計画に反映させられるように努めました。

調査期間 令和7年2月25日から令和7年3月21日

（3）協議体等の協力による地域生活課題などの把握

豊井地区及び旗岡地区の協議体等の協力により、両地区の現状や課題などを意見としていただき、計画に反映するように努めました。

豊井あんしん隊 令和7年5月28日、11月26日
 旗岡地区協議会 令和7年5月9日、6月13日、10月10日

(4) パブリックコメントによる市民からの意見の募集

幅広く市民の意見を踏まえた計画とするため、本計画の案を本市ホームページや担当課の窓口などで公開し、パブリックコメント（市民からの意見の募集）を行い、意見の把握に努めました。

実施期間 令和7年12月19日から令和8年1月9日

(5) 庁内関係部署による審議

関係部署において地域福祉に関する本市の現状・課題などの情報共有を図るとともに、分野別の計画との調整、本計画内容の検討を行いました。

6 計画の推進・点検

本計画を着実かつ効果的・効率的に推進していくため、関係部署による庁内会議において、計画の進捗状況の点検・分析などを行います。また、本計画を推進する上で課題などは、関係者の意見を聞きながら適切に対応することとします。

7 圏域の考え方について

「住民に身近な圏域」の捉え方は人それぞれであり、さまざまな範囲が考えられます。助け合いの活動を行う範囲として認識されている「自治会」をはじめ、生活環境が似通いコミュニティが形成しやすい「小学校区域」や「公民館区域」など、介護サービスの整備や介護基盤の整備を考慮するための「日常生活圏域」、行政が基本的なサービス提供や専門的・広域的な対応の範囲として、「市全域」を基本圏域として設定することが考えられます。

本計画は、関連する計画を踏まえ、行政が基本的なサービス提供や専門的・広域的な対応の範囲として、本市全域を基本圏域として施策を展開することとします。

第2章 地域社会を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移（国勢調査）

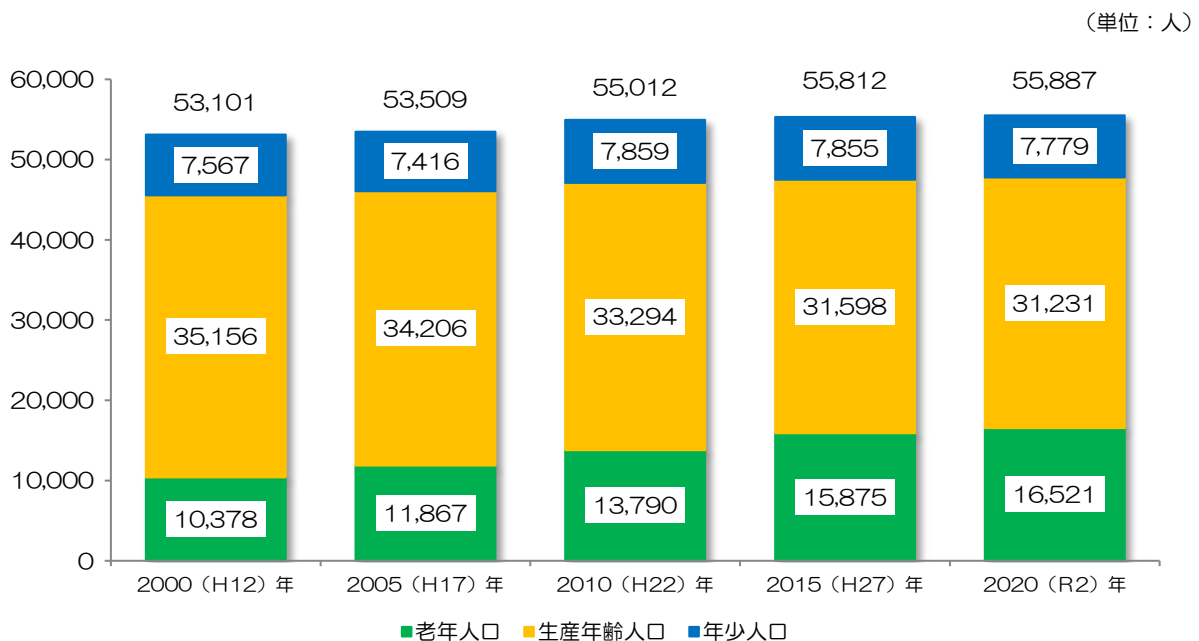
2020年国勢調査では55,887人となり、前回の2015年国勢調査に比べ、75人増加しました。15歳から64歳の生産年齢人口が減少傾向、65歳以上の老年人口が増加傾向にあります。

■人口の推移

	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)	2020年 (R2年)
年少人口（0歳～14歳）	7,567人 14.3%	7,416人 13.9%	7,859人 14.3%	7,855人 14.1%	7,779人 13.9%
生産年齢人口（15歳～64歳）	35,156人 66.2%	34,206人 63.9%	33,294人 60.5%	31,598人 56.6%	31,231人 55.9%
老年人口（65歳以上）	10,378人 19.5%	11,867人 22.2%	13,790人 25.1%	15,875人 28.4%	16,521人 29.6%
総人口	53,101人	53,509人	55,012人	55,812人	55,887人

※総務省「国勢調査」、年齢3階層には年齢「不詳」が含まれないため合計と一致しない。

■年齢3階層別人口の推移



※総務省「国勢調査」、年齢3階層には年齢「不詳」が含まれないため合計と一致しない。

(2) 人口の推移（住民基本台帳）

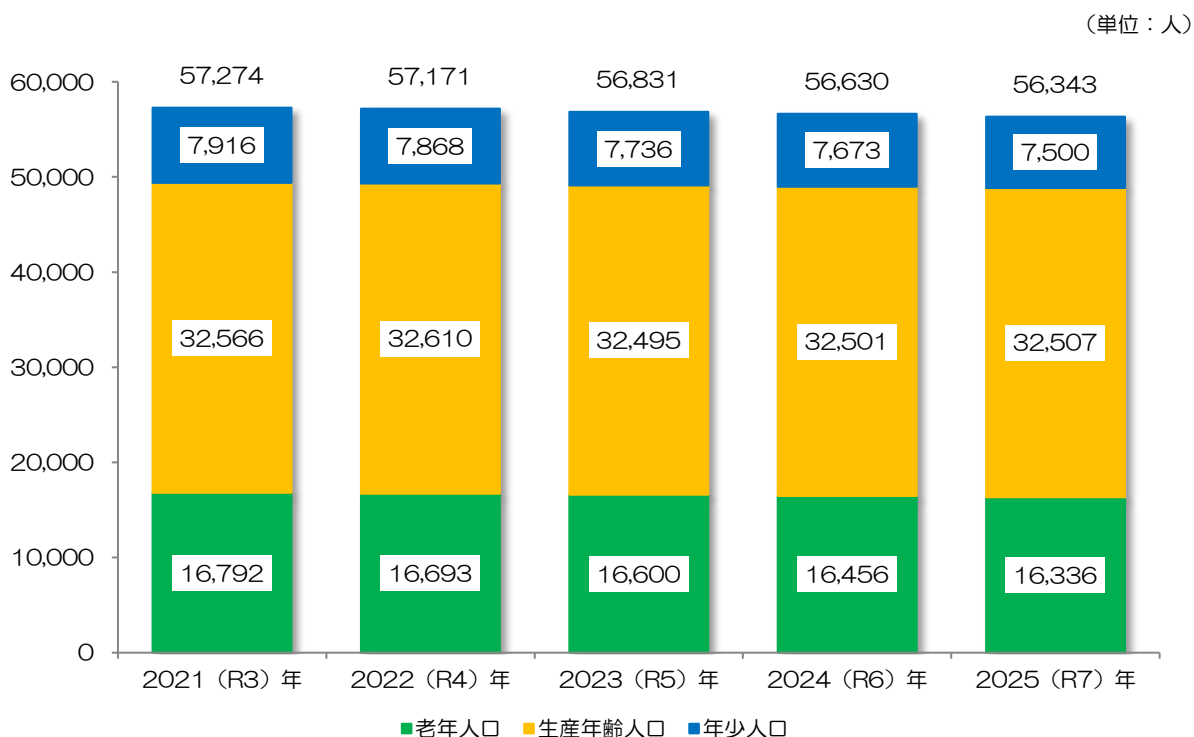
本市の人口は減少傾向にあり、2025（令和7）年9月30日現在で人口は56,343人になりました。総人口に占める割合は、0歳から14歳の人口は約13%、15歳から64歳の人口は約58%、65歳以上の人口は約29%で推移しています。

■人口の推移

	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)	2024年 (R6年)	2025年 (R7年)
年少人口（0歳～14歳）	7,916人 13.8%	7,868人 13.8%	7,736人 13.6%	7,673人 13.5%	7,500人 13.3%
生産年齢人口（15歳～64歳）	32,566人 56.9%	32,610人 57.0%	32,495人 57.2%	32,501人 57.4%	32,507人 57.7%
老年人口（65歳以上）	16,792人 29.3%	16,693人 29.2%	16,600人 29.2%	16,456人 29.1%	16,336人 29.0%
総人口	57,274人	57,171人	56,831人	56,630人	56,343人

※住民基本台帳、各年9月30日現在の人口、総人口に占める割合。

■年齢3階層別人口の推移



※住民基本台帳、各年9月30日現在の人口

(3) 世帯の推移（国勢調査）

単独世帯、核家族世帯いずれの世帯も増加が続いています。

■ 世帯の推移

	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)	2020年 (R2年)
世帯総数	20,101 世帯	21,127 世帯	22,653 世帯	23,757 世帯	24,684 世帯
うち単独世帯	4,309 世帯	5,041 世帯	6,285 世帯	7,357 世帯	8,431 世帯
うち核家族世帯	13,298 世帯	13,805 世帯	14,333 世帯	14,650 世帯	14,977 世帯

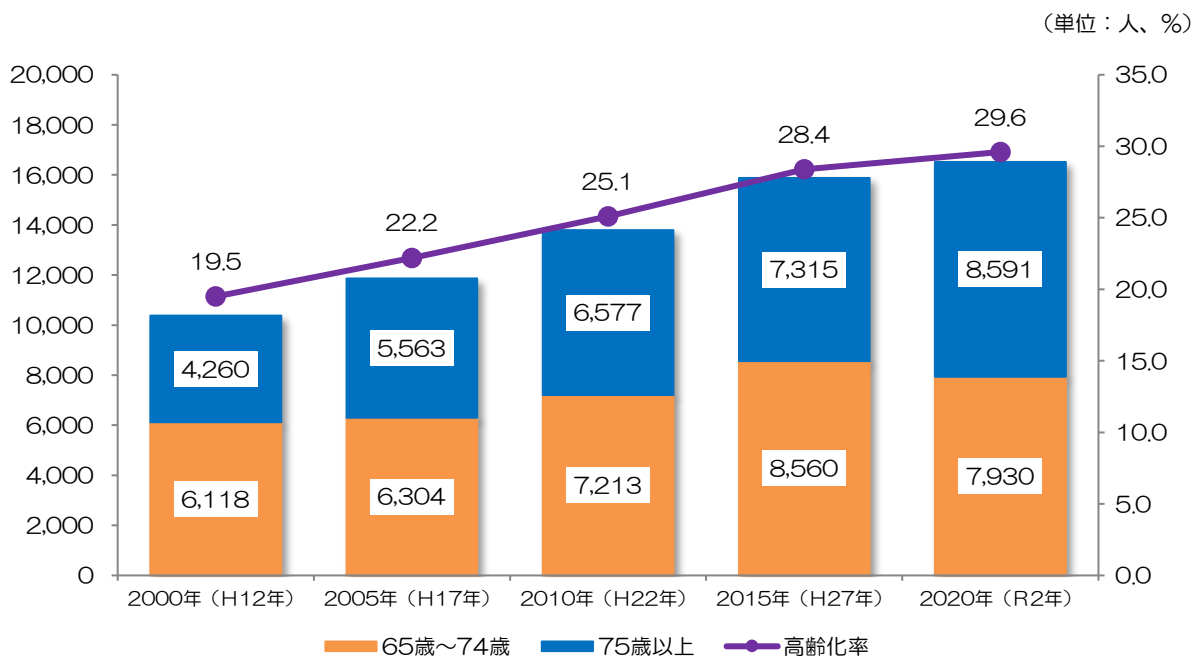
※総務省「国勢調査」より。単独世帯は世帯員が1人だけの世帯、核家族世帯は夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子のみの世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯をいう。

2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移

高齢者人口は増加を続けており、2020（令和2）年に65歳以上の人口は、16,521人、高齢化率は29.6%になりました。

■65歳～74歳と75歳以上の人口の推移



※総務省「国勢調査」より。

(2) 高齢者のいる世帯の推移

65歳以上の高齢単身者の高齢単身者世帯、夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの世帯の高齢夫婦世帯、いずれの世帯においても増加が続いています。

■高齢者のいる世帯の推移

	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)	2020年 (R2年)
高齢単身者世帯	1,533 世帯	1,953 世帯	2,457 世帯	2,924 世帯	3,432 世帯
高齢夫婦世帯	2,282 世帯	2,730 世帯	3,109 世帯	3,611 世帯	3,736 世帯

※総務省「国勢調査」より。

※高齢単身者世帯は65歳以上の高齢単身者、高齢夫婦世帯は夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの世帯

(3) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、2021（令和3）年に3,169人でしたが2025（令和7）年に3,314人に増加しました。

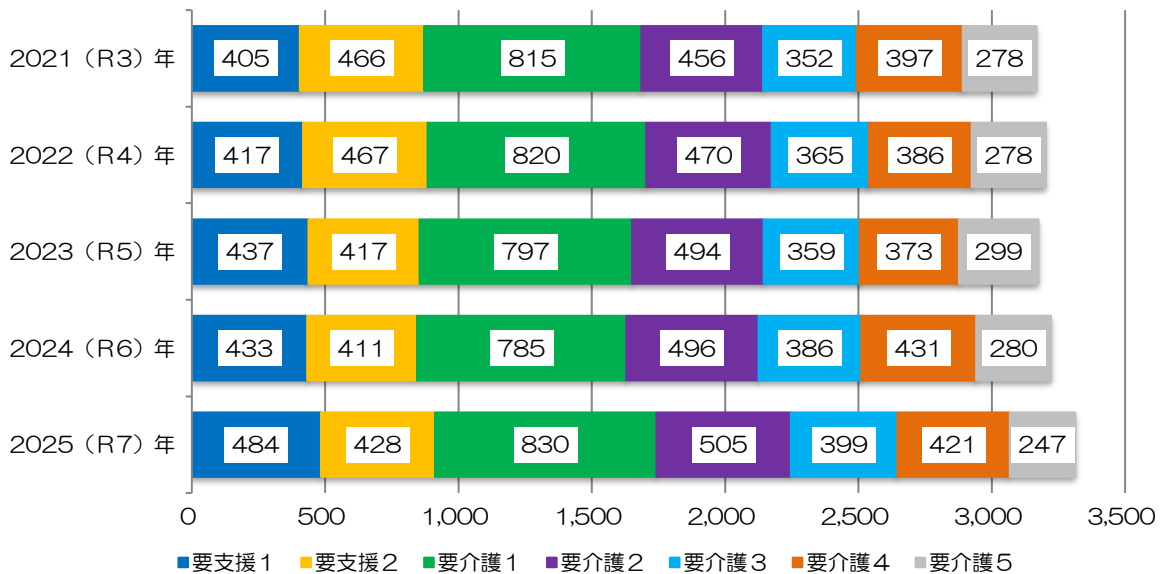
■要支援・要介護認定者数の推移

（単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
2021（R3）年	405	466	815	456	352	397	278	3,169
2022（R4）年	417	467	820	470	365	386	278	3,203
2023（R5）年	437	417	797	494	359	373	299	3,176
2024（R6）年	433	411	785	496	386	431	280	3,222
2025（R7）年	484	428	830	505	399	421	247	3,314

※介護保険事業状況報告（3月分）より。

（単位：人）



※介護保険事業状況報告（3月分）より。

(4) 成年後見利用制度申立件数

	2020（R2）年度	2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度	2024（R6）年度
市長申立件数	8件	6件	8件	3件	7件

3 障害者の状況

(1) 障害者手帳所持者

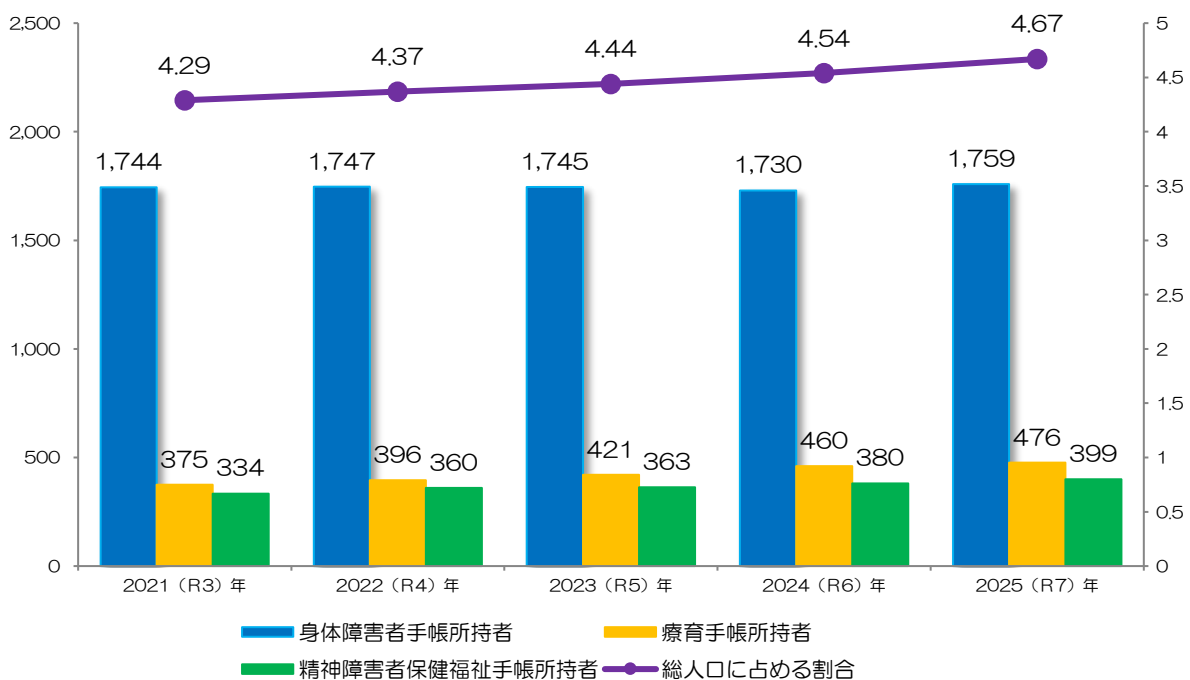
■障害者手帳所持者数の推移

(単位：人、%)

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	障害者手帳	総人口に占める割合	総人口
2021 (R3) 年	1,744	375	334	2,453	4.29	57,221
2022 (R4) 年	1,747	396	360	2,503	4.37	57,238
2023 (R5) 年	1,745	421	363	2,529	4.44	56,932
2024 (R6) 年	1,730	460	380	2,570	4.54	56,660
2025 (R7) 年	1,759	476	399	2,634	4.67	56,347

※各年3月31日現在

(単位：人、%)



(2) 成年後見利用制度申立件数

	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
市長申立件数	2 件	0 件	0 件	0 件	0 件

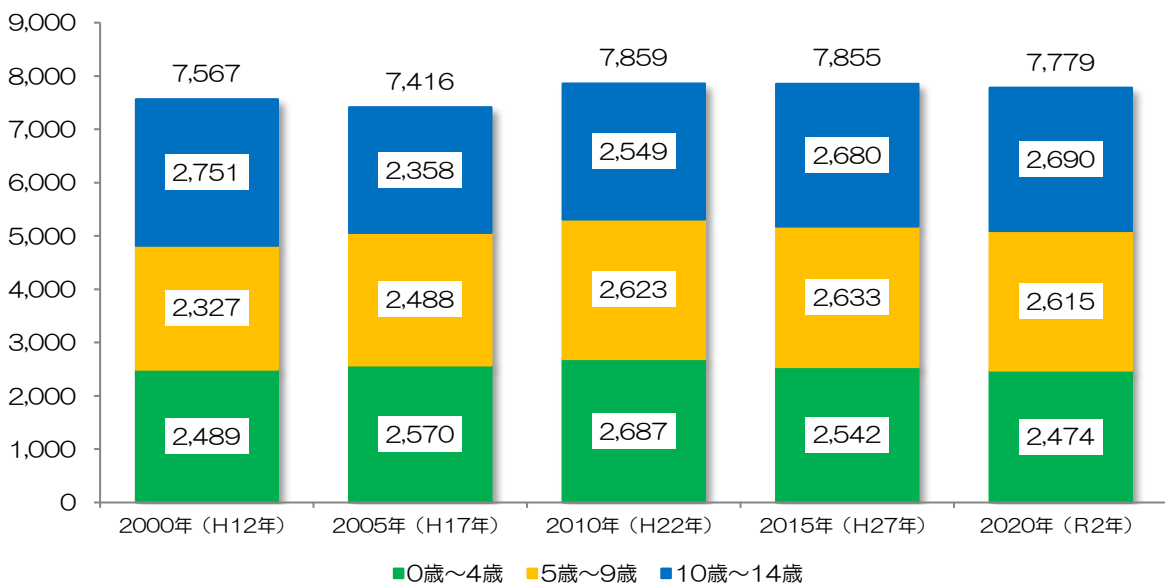
4 子どもの状況

(1) 子どもの状況

本市の2020（令和2）年の0歳から4歳人口は2,474人、5歳から9歳人口は2,615人、10歳から14歳人口は2,690人で、2015（平成27）年からほぼ横ばいで推移しています。

■ 14歳以下3区分別人口の推移

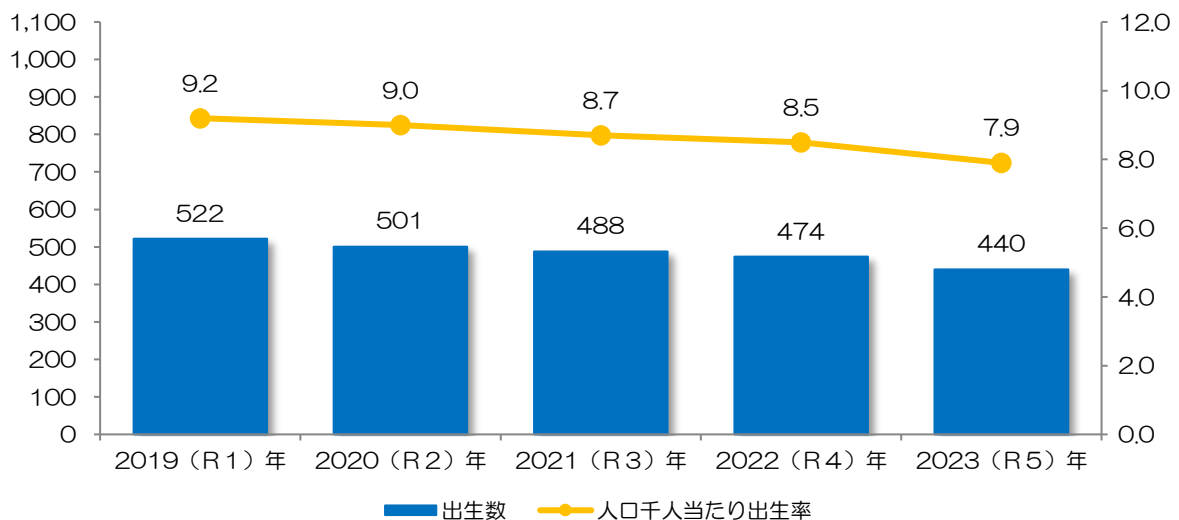
（単位：人）



※総務省「国勢調査」、年齢3階層には年齢「不詳」が含まれないため合計と一致しない。

■ 出生数などの推移

（単位：人、%）

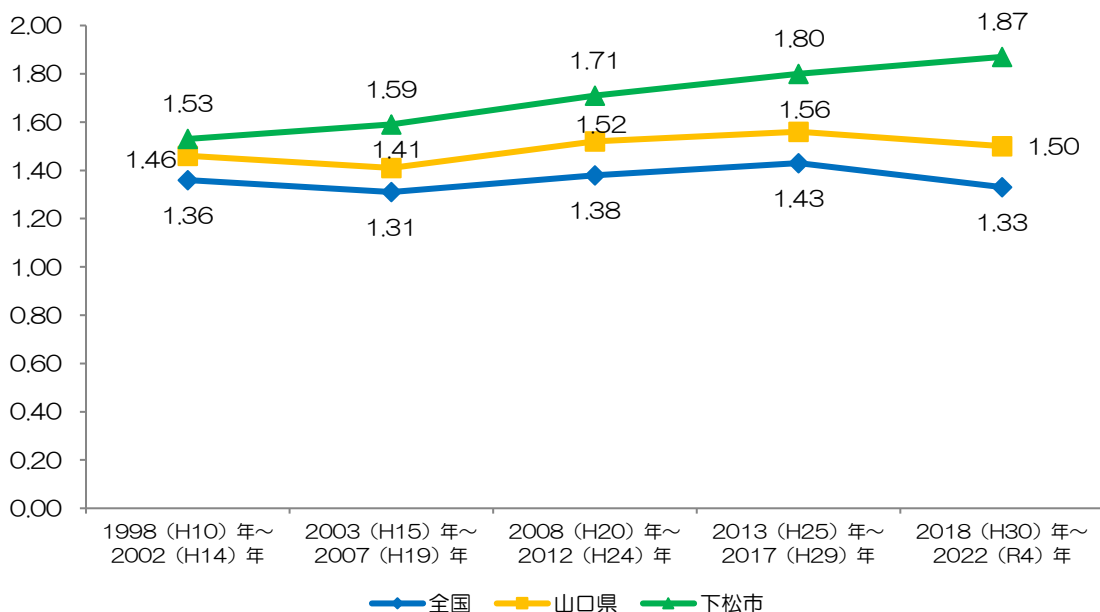


※第3期下松市子ども・子育て支援事業計画より。

(2) 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移

全国及び山口県の合計特殊出生率（1人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均を指す指標）は、微増傾向にあります。本市の合計特殊出生率は、全国及び山口県に比べると、相対的に比較的良好な水準で推移しています。

■合計特殊出生率の推移



※厚生労働省 人口動態保健所市区町村別統計

※ベイズ推定値は、市区町村など小地域における統計指標について、出現数の少なさに起因する数値のばらつきや偶然変動の影響を抑え、地域間比較や経年比較の信頼性を高めることを目的として用いられる数値

(3) 厚生労働省人口動態統計（確定数）における全国の出生数などの推移

2019（令和元）年から2023（令和5）年の厚生労働省人口動態統計（確定数）では、全国の出生数、合計特殊出生率は、減少、低下しています。

	2019年 (R元年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)
出生	865,239人	840,835人	811,622人	770,759人	727,288人
合計特殊出生率	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20

5 生活保護の状況

(1) 生活保護被保護世帯数及び保護率の推移

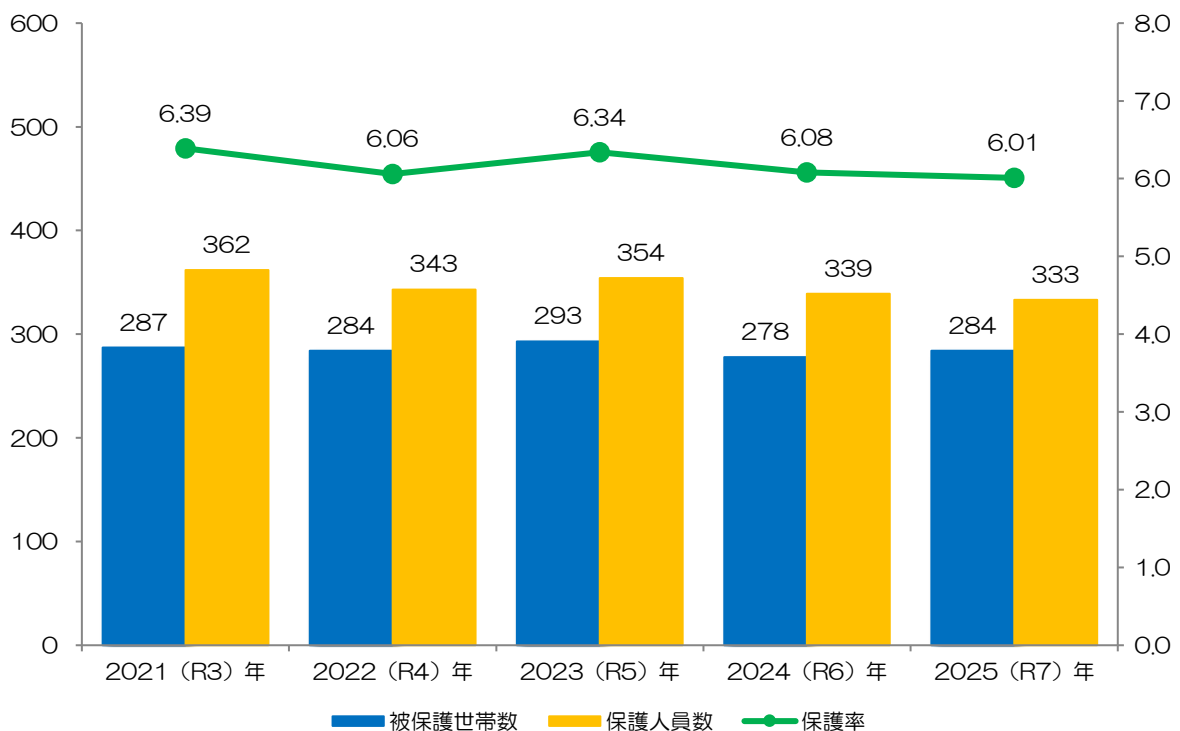
■生活保護被保護世帯数及び保護率の推移

(単位：世帯、人、%)

	被保護世帯数	保護人員数	保護率	総人口
2021 (R3) 年	287	362	6.39	57,221
2022 (R4) 年	284	343	6.06	57,238
2023 (R5) 年	293	354	6.34	56,932
2024 (R6) 年	278	339	6.08	56,660
2025 (R7) 年	284	333	6.01	56,347

※福祉行政報告例（各年3月31日現在）より。

(単位：世帯、人、%)



6 人口の推計

(1) 人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023（令和5）年推計）」によると、2025（令和7）年以降の年齢3階層別人口は、次のように推計されています。

年少人口（0歳～14歳）及び生産年齢人口（15歳～64歳）は減少を続けます。老年人口（65歳以上）は減少を続けますが、2035（令和17）年を境に増加に転じ、約1万6,400人から1万6,600人で推移すると予測されています。

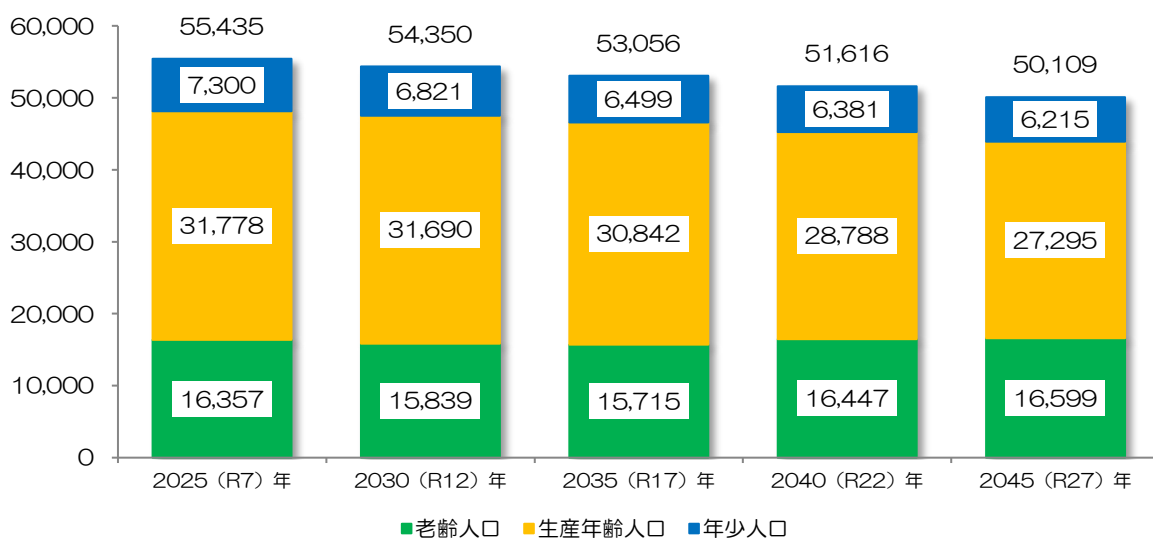
■人口の推計

	2025年 (R7年)	2030年 (R12年)	2035年 (R17年)	2040年 (R22年)	2045年 (R27年)
年少人口（0歳～14歳）	7,300人 13.2%	6,821人 12.6%	6,499人 12.3%	6,381人 12.4%	6,215人 12.4%
生産年齢人口（15歳～64歳）	31,778人 57.3%	31,690人 58.3%	30,842人 58.1%	28,788人 55.7%	27,295人 54.5%
老年人口（65歳以上）	16,357人 29.5%	15,839人 29.1%	15,715人 29.6%	16,447人 31.9%	16,599人 33.1%
総人口	55,435人	54,350人	53,056人	51,616人	50,109人

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023（令和5）年推計）」より。

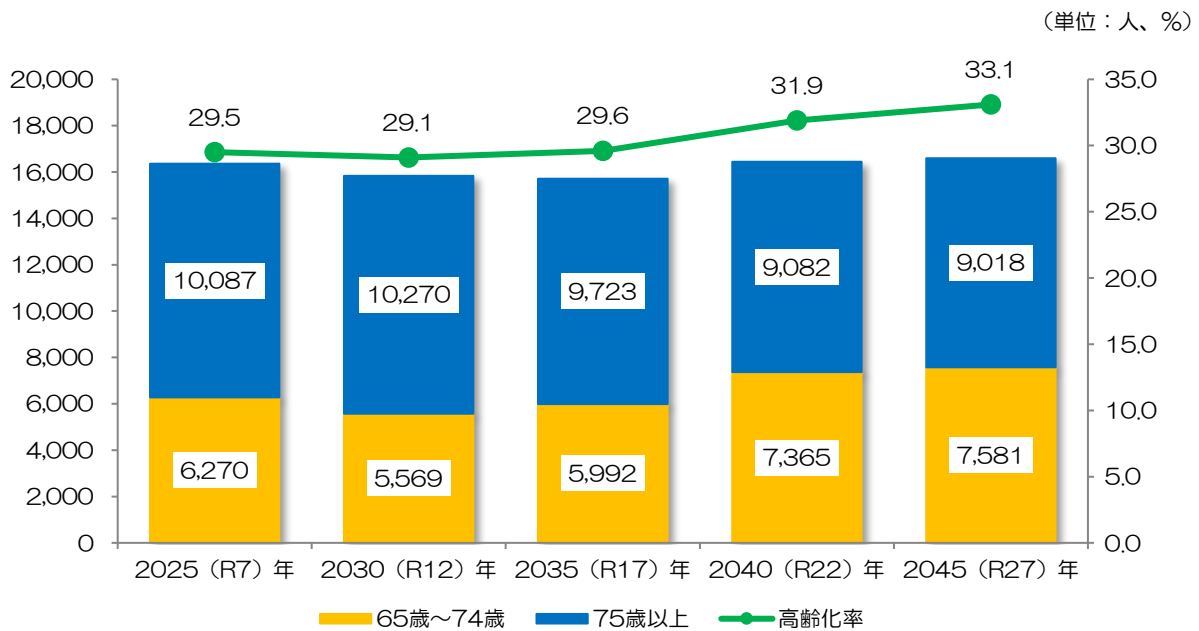
■年齢3階層別人口の推移

（単位：人）



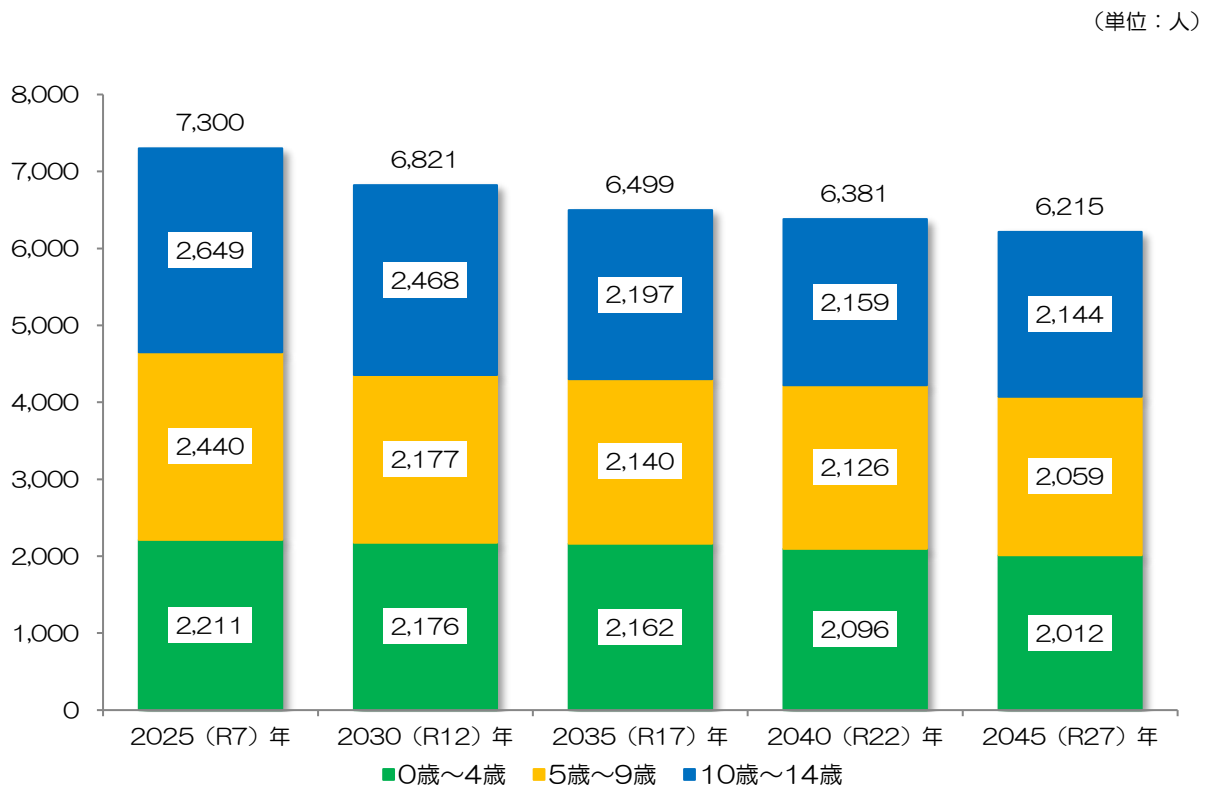
※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023（令和5）年推計）」より。

■ 65歳～74歳と75歳以上の人口の推移



※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023（令和5）年推計）」より。

■ 14歳以下3区分別人口の推移



※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023（令和5）年推計）」より。

第3章 「第四次ふくしプランくだまつ」の評価

1 「第四次ふくしプランくだまつ」の評価

「第四次ふくしプランくだまつ」の基本理念である「ふれあい、支え合い、しあわせのまち下松の実現」に向けて設定した目標指標に対する現況値は、次の通りです。

◆基本目標1 地域共生社会の実現に向けた福祉意識の醸成と環境づくり 成果指標

	第四次ふくしプランくだまつ		現況値 (R7.3.31 時点)
	現況値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)	
地域活動への参加状況	81.1%	90.0%	73.4%
ヘルプマークの延べ交付者数	43人 (R3.1.31 時点)	150人	200人
「子育てがしやすいまち」と感じる市民の割合	18.6% (67.7%)	25.0% (-)	15.2% (56.5%)
民生委員・児童委員、主任児童委員の充足率	98.3% (令和元年改選時)	100.0%	95.7%

※「子育てがしやすいまち」と感じる市民の割合の上段は『そう思う』のみ、下段は『そう思う』と『どちらかといえばそう思う』の合計

◆基本目標2 地域福祉を担う人材の育成と活動支援 成果指標

	第四次ふくしプランくだまつ		現況値 (R7.3.31 時点)
	現況値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)	
手話奉仕員養成講座の受講修了者数	6人 (R元年度)	10人	5人
介護支援ボランティアポイント登録者数	158人 (R3.1.31 時点)	209人	148人
ボランティア団体登録者数	24団体 (R3.1.31 時点)	27団体	21団体
介護事業所経営者向けセミナー開催回数	2回/年 (R元年度)	1回以上/年	1回/年
保育士トライアル雇用奨励費補助事業取組件数(累計)	1件 (R3.1.31 時点)	6件	2件

◆基本目標3 健康で安心して暮らすための支援体制づくり

I 包括的な相談・支援体制の構築 成果指標

	第四次ふくしプランくだまつ		現況値 (R7.3.31 時点)
	現況値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)	
包括的な相談窓口の設置	—	1カ所以上	0カ所
地域福祉権利擁護の利用者数	23人 (R3.1.31 時点)	30人	36人
再犯防止施策推進協議会開催回数	—	毎年1回以上	0回
「高齢者等見守り活動に関する協定」協定締結事業者数	39事業所 (R3.1.31 時点)	55事業所	42事業所
認知症サポーターの人数	5,456人 (R3.1.31 時点)	7,000人	7,149人
認知症見守り声かけ訓練実施回数	1回 (R3.1.31 時点)	年1回以上	1回
認知症サポーターステップアップ研修	—	年1回以上	1回
認知症カフェ設置数	2カ所	3カ所	3カ所
くだまつ絆ネット登録者数	56人 (R3.1.31 時点)	125人	100人
医療的ケア児等コーディネーターの配置数	3人 (R元年度末時点)	8人	6人

◆基本目標3 健康で安心して暮らすための支援体制づくり

Ⅱ自分らしく生き生きと暮らせる体制づくり 成果指標

	第四次ふくしプランくだまつ		現況値 (R7.3.31 時点)
	現況値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)	
介護予防と保健事業の一体的実施に伴う健康相談や疾病予防等の取組の創出	—	1 以上	2
「通いの場」の数	74 力所 (令和元年度)	91 力所	63 力所
介護予防・生活支援サービス利用者数 (訪問型)	2,001 人 (令和元年度)	2,060 人	1,298 人
介護予防・生活支援サービス利用者数 (通所型)	4,986 人 (令和元年度)	5,135 人	4,711 人

◆基本目標4 災害に備えた避難支援体制づくり 成果指標

	第四次ふくしプランくだまつ		現況値 (R7.3.31 時点)
	現況値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)	
避難行動要支援者避難支援プラン (個別計画) 作成件数	391 件 (令和元年度)	500 件	538 件
防災ラジオ無償貸与者数	—	500 件	717 件
協定締結法人との訓練などの実施	1 回/年 (令和元年度)	毎年 1 回以上	1 回
要支援者の早期避難行動につなげられる取組の創出	—	1 以上	1

第4章 地域福祉を推進するための基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市では「ふれあい、支え合い、しあわせのまち下松の実現」の基本理念のもと、誰もが住み慣れた地域で、安全で安心して暮らし続けられるよう、地域でのふれあい、支え合いのもと、しあわせに暮らすことができる地域社会づくりに取り組んでいます。

地域コミュニティの希薄化に伴う地域における支え合いの機能低下、また、人口が減少傾向にあり地域福祉の担い手不足の深刻さが増し、地域が抱える課題も複雑化・複合化しています。地域が抱える課題の解決に向け、社会的孤立や排除をなくし、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らす地域共生社会の実現が求められています。

本計画では、これまでの地域福祉計画の基本理念を引き継ぎ、地域共生社会の実現に向け、高齢者、障害者、子どもを含む全ての市民が、それぞれの役割を持ち地域づくりなどに参画し、共に支え合い、暮らすことができるまちの実現を目指します。

◆基本理念

ふれあい、支え合い、しあわせのまち下松の実現

2 計画の基本目標

基本理念である「ふれあい、支え合い、しあわせのまち下松の実現」を目指し、次の4つの項目を基本目標として本計画を推進します。地域におけるさまざまな課題の解決に向け、地域住民一人ひとり、地域全体及び行政の三者それぞれが取り組む目標を示し、地域に関わる全ての人や団体などが協働し、基本目標の達成に向け取組を進めます。

基本目標1 地域共生社会の実現に向けた福祉意識の醸成と環境づくり

単身高齢世帯の更なる増加が見込まれ、孤独・孤立の問題だけでなく孤立死についても深刻化が懸念されており、地域における人と人とのつながりの重要性が増しています。災害が発生したときなど、いざというときに頼りになるのは、自治会を中心とした地域住民のつながりや地域の力です。地域への所属意識を一層高めることが求められています。地域が抱える課題を「我が事」として感じ、課題解決を図る当事者意識を高めることが必要です。ひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーの問題など、複雑化・複合化した支援ニーズを持つ個

人や世帯が増加しています。地域住民や地域の多様な主体が参画し、誰もが役割や居場所をもって地域を共につくっていく社会である地域共生社会を実現するため、思いやりの心を育み、世代を問わず地域住民などのつながりを築き、支え合いながら暮らしていく意識を醸成することが重要です。

基本目標2 地域福祉を担う人材の確保・育成と団体の活動支援

地域コミュニティの希薄化に伴う地域における支え合いの機能低下のほか、定年延長などに伴い就業を継続する人の増加、地域福祉を担う人の高齢化などにより、担い手不足の深刻さが増しており、生活領域における支え合いの基盤の弱体化が進み地域社会の存続も危ぶまれています。

地域福祉を担う人の負担軽減に努めるとともに、人材の発掘・育成を進め、団体の柔軟な活動を支援するなど、地域生活課題の解決に向けた環境を整備することが重要です。

基本目標3 健康で安心して暮らすための支援体制づくり

複雑化・複合化した課題を抱える人やその世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題に対する取り組みが必要です。

ライフスタイルの変化、単身世帯の増加などにより、地縁・血縁によるつながりが希薄化し、つながりを持たず孤立する人が増加しているといわれています。頼れる身寄りのない高齢者等への対応をはじめ、認知症の人や障害のある人、犯罪をした人など、生きづらさを感じるさまざまな人が地域社会の中で孤立することがないように、さまざまな支援が求められています。

課題や不安・悩みを抱えた人やその世帯が地域で孤立することなく、適切な支援につながるように、身近な地域での気づきの促進や、気づきを支援につなげる体制、包括的に支援する体制の構築・強化に取り組み、誰もが気軽に生活上の不安などを相談し、必要な支援を包括的に届けられる相談支援体制づくりを進めます。

基本目標4 災害に備えた避難支援体制づくり

災害などで避難するときに手助けを必要とする人の早期避難につなげるため、避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）を作成し、避難を支援する団体などと情報を共有しています。避難を支援する団体等に避難の支援を強いることが

できないため、避難行動要支援者の防災意識の向上や早期に避難行動を起こすことができる取り組みを進めています。また、一般の避難所で生活することが難しいと判断された人が利用する福祉避難所の整備など、避難の際に援助を必要とする人に対する支え合いの取組を推進するとともに、福祉的支援の充実・円滑化を図ります。

3 計画の施策体系

【基本理念】 ふれあい、支え合い、しあわせのまち下松の実現

基本目標1 地域共生社会の実現に向けた福祉意識の醸成と環境づくり

- | | |
|------|----------------|
| 基本施策 | 1 支え合い意識の醸成 |
| | 2 バリアフリーの理解促進 |
| | 3 支え合いの地域活動の推進 |
| | 4 地域福祉の拠点整備 |

基本目標2 地域福祉を担う人材の確保・育成と団体の活動支援

- | | |
|------|-----------------------|
| 基本施策 | 1 地域福祉活動を推進する人材の育成 |
| | 2 ボランティア活動への参加促進 |
| | 3 地域福祉に取り組む組織や団体の活動支援 |
| | 4 福祉に携わる人材の確保 |

基本目標3 健康で安心して暮らすための支援体制づくり

I 包括的な相談・支援体制の構築

- | | |
|------|-------------------------------|
| 基本施策 | 1 地域生活課題に対応する相談・支援体制づくり（重点施策） |
| | 2 見守り活動の充実 |
| | 3 認知症施策の総合的な推進 |
| | 4 医療機関等と連携した事業の充実 |
| | 5 介護保険制度の運営充実 |
| | 6 障害福祉サービス等の充実・確保 |
| | 7 子育て支援の充実 |

II 自分らしく生き生きと暮らせる体制づくり

- | | |
|------|---------------------|
| 基本施策 | 1 健康づくりの推進 |
| | 2 介護予防の推進・充実 |
| | 3 社会参加の促進と生きがいづくり |
| | 4 生活のニーズに応じたサービスの提供 |

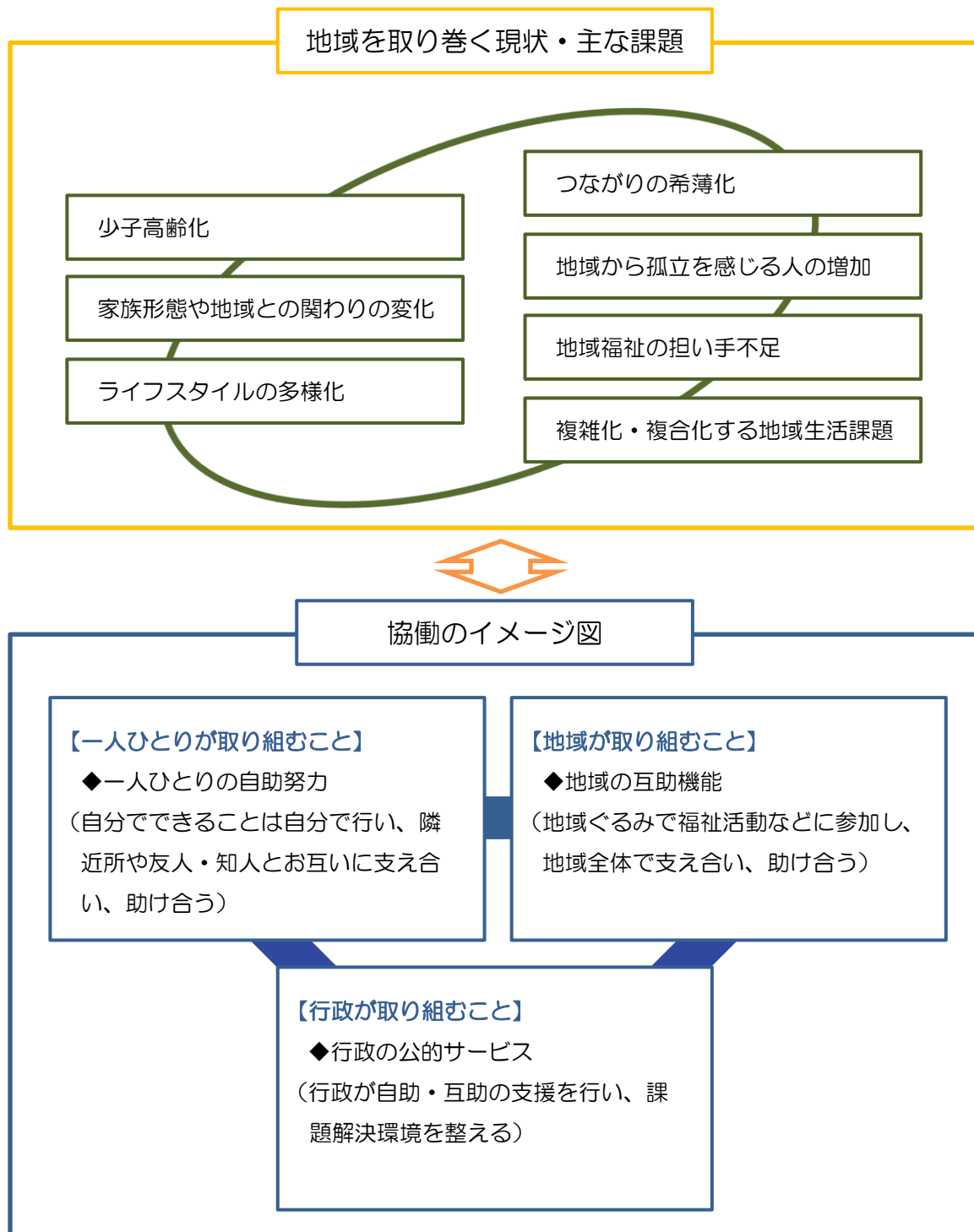
基本目標4 災害に備えた避難支援体制づくり

- | | |
|------|------------------------------|
| 基本施策 | 1 要配慮者避難支援体制づくり（重点施策） |
| | 2 福祉避難所の開設・運営に関する取組の推進（重点施策） |
| | 3 福祉的支援の充実・円滑化の推進 |

第5章 施策の展開

1 施策の展開

本計画では、地域におけるさまざまな課題の解決に向け、地域住民一人ひとり、地域全体及び行政の三者それぞれが取り組む目標を示し、地域に関わる全ての人や団体などが協働し、基本目標の達成に向け取り組みます。



基本目標1 地域共生社会の実現に向けた福祉意識の醸成と環境づくり

基本施策1 支え合い意識の醸成

◆◆ 現状と課題 ◆◆

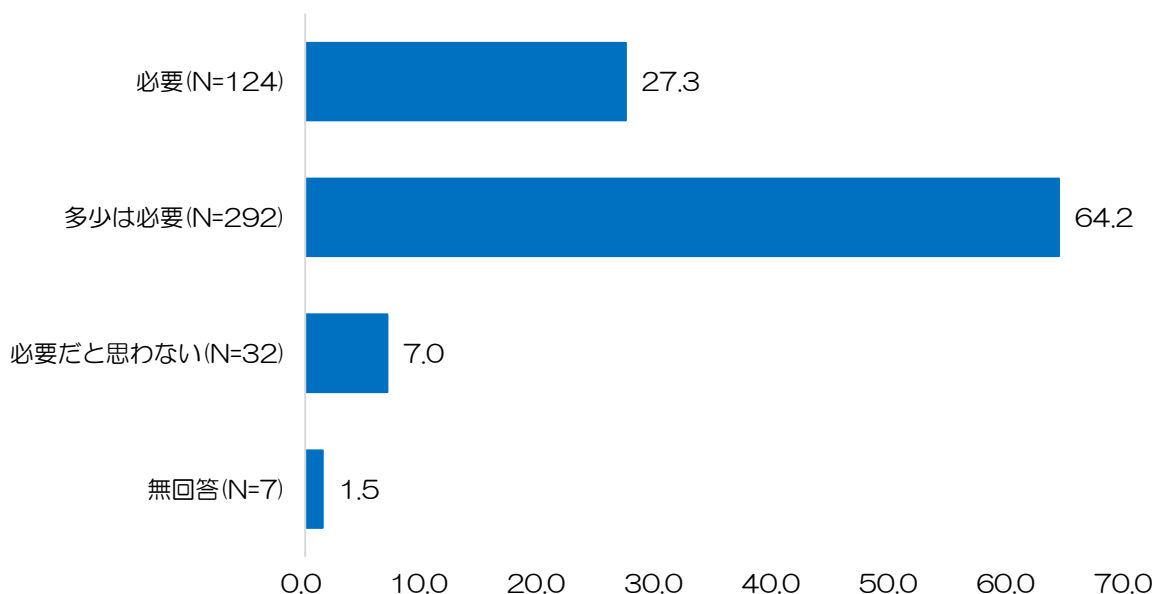
単身世帯の増加、地域で相互に支え合う意識や人とのつながりの希薄化に伴う社会的孤立などの問題が生じています。アンケート調査によると、長く既存の地域に暮らしている人と新たにその地域で暮らし始めた人とのつながりは薄い傾向にあります。

また、自治会に加入しない世帯や子ども会に加入しない人が増え、子ども同士の交流も減っている中、子育てへの負担感や孤立感が増し、保護者の心の余裕がなくなっています。子どもたちが幅広い世代の人と触れ合う機会も少なくなっており、地域全体で子どもたちを育てることが難しくなっています。

自治会活動、子どもたちの見守り活動、コミュニティ・スクールなどを通じ、各団体が高齢者の知識や経験を子どもたちに伝える場を設けることなどにより、世代間の交流を深め、子どもが親だけでなく地域の人に育まれる地域づくりに取り組む意識を持つことが重要です。

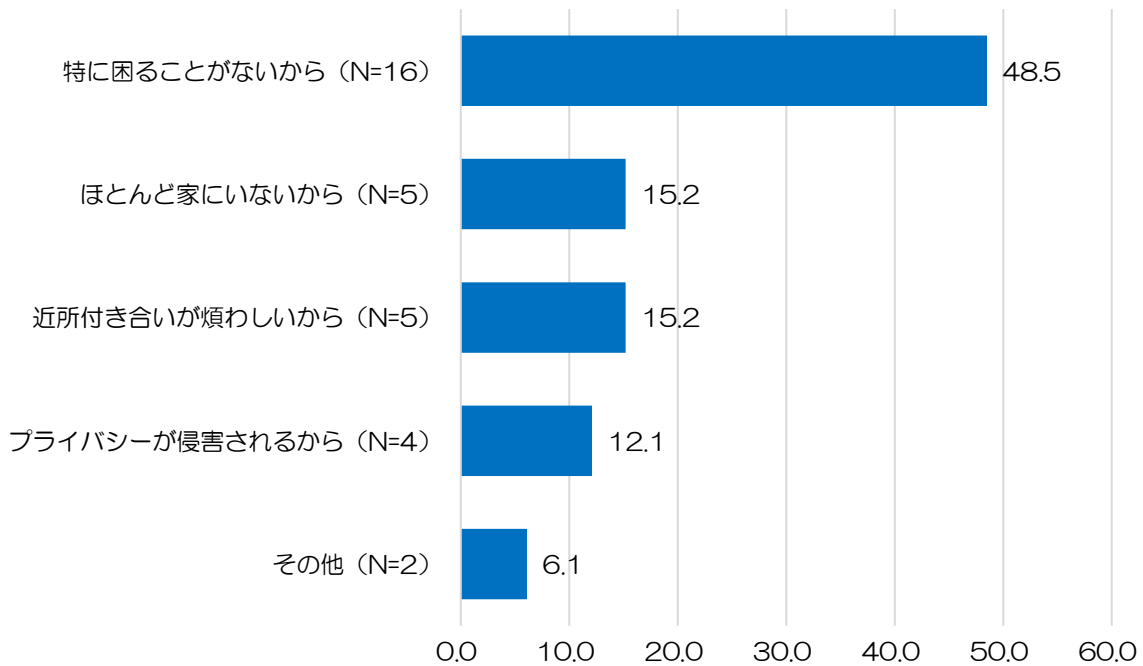
【近所付き合いの必要性】

（回答数：N=455、単位：％）



【必要と思わない理由】

（回答数：N=32、単位：％）



◆◆ 施策の展開 ◆◆

高齢者、障害者、子どもなど、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、お互いに支え合える関係を築き、つながりを持ちながら生活することができるよう、支え合い意識の啓発、理解促進を図るとともに、福祉活動への主体的な参加、活動意識の高揚を図ります。

(1) コミュニケーションの促進

地域の人が共に支え合い暮らす地域共生社会の実現に向け、住民の理解を深めるとともに、世代間の交流を図り住民のつながりを深める取組を推進します。

(2) 福祉の芽を育み広げる取組の充実

学校における福祉教育や人権学習、地域のさまざまなボランティア活動や各種情報の提供・共有など、福祉の芽を育み、支え合いの輪を広げる取組を推進します。

(3) 子育て意識の啓発

子どもは社会の希望であり、子育ては次代の社会を築く重要な営みであり、家庭だけでなく、社会全体が子どもと子育てについて理解を深める取組を推進します。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人ひとりが取り組むこと】

- ★積極的にあいさつや声かけを行い、コミュニケーションを大切にしましょう。
- ★子育てをしている人は、地域の中の子育ての先輩にアドバイスを求めてみましょう。

【地域が取り組むこと】

- ★日頃から気軽に話ができる場や交流ができる場をつくりましょう。

【行政が取り組むこと】

- ★地域のつながりの重要性について理解を広め、自治会活動などの地域行事の活性化が図られるよう支援します。
- ★公民館や中村総合福祉センターなどの地域の交流行事について、広報や活動支援を行うとともに、より身近な地域交流の拠点となる場所づくり・集いの場づくりを推進します。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 地域福祉に対する理解促進

- さまざまな機会を通じて地域福祉の意味や必要性を周知し、地域全体で地域福祉を推進する意識の醸成や理解促進を図ります。

2 「あいサポート運動」の普及・啓発

- 障害者が困っていること、必要な配慮などを理解し、ちょっとした手助けや配慮を実践し、誰もが暮らしやすい地域社会をつくる「あいサポート運動」の普及・啓発を図ります。

3 ヘルプカード、ヘルプマークの普及・啓発

- 障害などを抱えた人が外出先などで困ったときに、周囲の人に手助けを求めるヘルプカード、ヘルプマークの普及・啓発に努めます。

4 子育て応援アプリなどを活用した子育て意識の啓発

- くだまる子育て応援アプリや市広報「潮騒」、市ホームページ、市公式LINEなどによる子育て支援情報の提供、充実などに努め、子育て意識の啓発を図ります。

基本施策2 バリアフリーの理解促進

◆◆ 現状と課題 ◆◆

社会の中にあるさまざまな障壁を取り除き、高齢者や障害者だけでなく全ての人が気軽に外出できるよう、バリアフリーに関する情報提供や環境整備を推進していく必要があります。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

民間施設なども含め、高齢者や障害者だけでなく全ての人が移動、利用しやすい環境づくりに向けた事業の啓発、事業の促進を図ります。

（1）バリアフリーの理解促進

高齢者や障害者等の配慮が必要な人の社会参加を促進するため、移動、利用しやすい環境づくりに向け、ユニバーサルデザインに基づくバリアフリー化の促進、インクルーシブな社会の実現に向けた取組を推進します。また、あいサポート運動などによる心のバリアフリー思想の普及・啓発に努めます。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の周知

- 高齢者や障害者、妊産婦などで歩行や乗降が困難な人が、事前に山口県から交付を受けた利用証を掲示し、施設が確保した「やまぐち障害者等専用駐車場」を利用できる「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の周知を図ります。

基本施策3 支え合いの地域活動の推進

◆◆ 現状と課題 ◆◆

アンケート調査によると、地域で共同活動を行い、良好な地域社会の形成、維持をする自治会の加入状況は、年齢が下がるほど低くなっています。自治会活動への参加状況は減少傾向にありますが、自治会活動を通じて地域の活動をしていると感じている人は多くなっています。

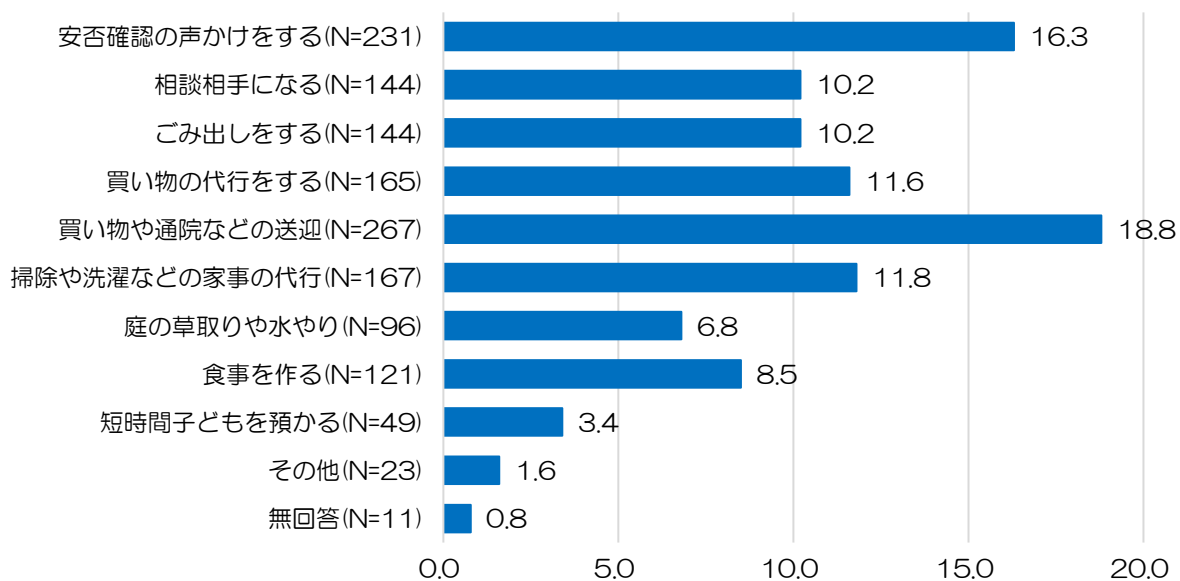
「日常生活を送ることが難しくなったときの必要な手助け」として「買い物や通院などへの送迎等」「安否確認の声かけ」と回答した人の割合が高く、一方、「近所の人を手助けを必要としているときにできる手助け」は「安否確認の声かけ」「ごみ出しをする」と回答した人の割合が高くなりました。多くの人を手助けを必要と感じてい

る「買い物や通院などへの送迎」は、手助けができると回答した人の割合は低くなっていますが、「安否確認の声かけ」は、手助けができると回答した人の割合が高くなっています。

「住民同士の支え合いがあるまち」という評価に対し「どちらかと言えばそう思わない」と回答した割合が増えています。世代間の交流を深め、日常生活を送る中で、お互いに支え合いながら生活していくことが求められています。

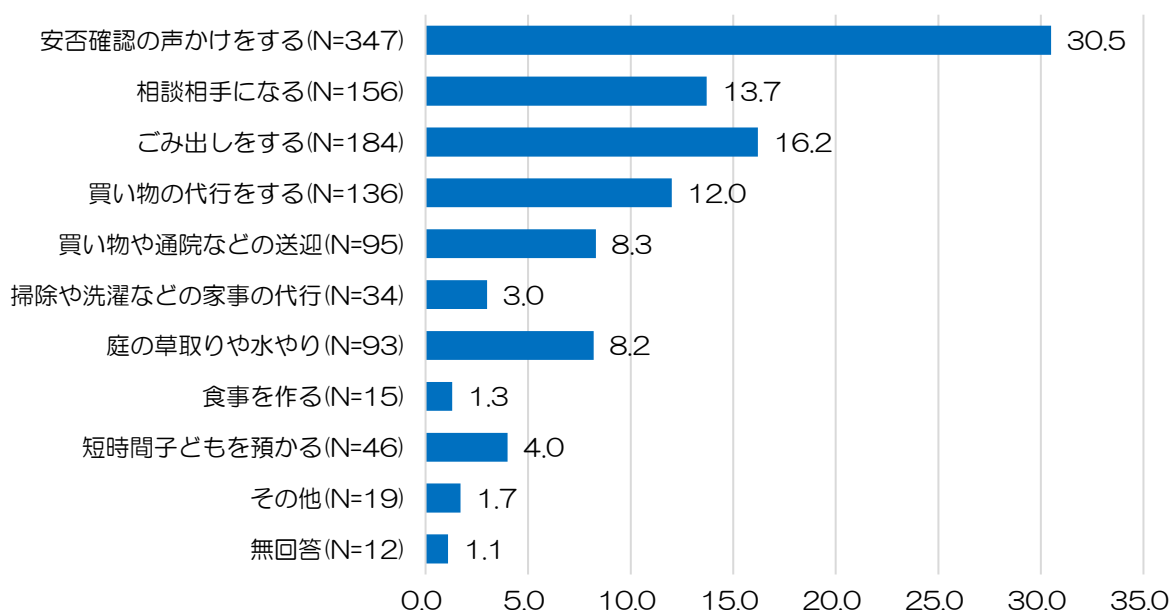
【日常生活を送ることが難しくなったときの必要な手助け】

（回答数：N=1,418、単位：％）



【近所の人を手助けを必要としているときにできる手助け】

（回答数：N=1,137、単位：％）



◆◆ 施策の展開 ◆◆

地域の生活課題について住民自らが検討し支え合えるよう、下松市生活支援体制整備事業による協議体の運営を支援するとともに、地域資源の発掘やニーズとのマッチングを促進します。

（1）あらゆる分野に対応し地域を支える仕組みの構築

地域福祉活動を促進するために、おおむね公民館区ごとに設置された協議体に生活支援コーディネーターを配置し、地域性に配慮した独自の活動が行える環境を構築します。これにより、住民主体の福祉活動のさらなる活性化を目指します。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人ひとりが取り組むこと】

- ★地域活動に関心を持ち、自分にできる地域活動に積極的に参加しましょう。
- ★何か困っていることを抱えた人に早目に気づけるよう、日頃から声を掛け合しましょう。

【地域が取り組むこと】

- ★「第二層協議体」などを活用して、支援が必要な人、支援をする人の情報を地域で共有し、地域でできることを考える場をつくりましょう。

【行政が取り組むこと】

- ★思いやりや助け合いの心を持ち、地域で助け合う意識の醸成を図るとともに、幅広い世代のニーズや対象に合わせて、研修や講座、体験事業を行います。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 民生委員・児童委員の活動支援

- 地域福祉活動の主たる担い手である民生委員・児童委員に対し、研修会や情報交換会の開催などを通じ、民生委員・児童委員が行う地域福祉活動を支えます。

2 生活支援体制整備事業の推進

- 生活支援コーディネーターを中心に、市内全9地区に設置している「第二層協議体」において、各地域のニーズや課題の把握・共有を行い、地域団体と連携を図り、地域の人々の助け合い・支え合い活動の創出を進めます。

3 ふれあいサロンや育児サークルの活動支援

- 未就園児と保護者が気軽に集い、交流や子育てに関する話し合いのできる場づくりとして、地域住民を主体としたふれあいサロンや育児サークルの活動を支援します。

基本施策4 地域福祉の拠点整備

◆◆ 現状と課題 ◆◆

近年、地域生活課題は複雑化・複合化が進み、一分野の制度や個別分野の相談業務では課題を解決することが難しくなっています。旧来からある地縁や血縁によるつながりも希薄となっているため、住民同士のつながりが作られる場を設けていく必要があります。誰もが気軽に立ち寄り相談できる場の充実を図るとともに、住民の自主活動などの拠点となる場の整備が求められています。

全ての住民が健康で生き生きと生活できる地域社会づくりを目指し、子どもから高齢者まであらゆる年代の人が共に集い、健康づくりや生きがい活動を通じて交流できる拠点施設として「下松市地域交流センター」が設置されています。また、市民や地域が抱える地域生活課題の把握及び解決に向けた支援を行うさまざまな分野の関係機関の連携や協力の強化等を通じ、地域福祉及び社会福祉活動の充実強化を図るため、「下松市福祉センター」が設置されています。更に、高齢者が健康で明るい生活を営むことを目的として「老人集会所」が、高齢者の豊かな経験と能力を生かし、自ら物をつくるよろこびを得ることにより生きがいを高め、老人福祉の向上を図ることを目的として「老人作業所」が設置されています。「下松市地域交流センター」は建築から25年以上を経過し、多くの老人集会所や老人作業所は建築から45年以上を経過し、施設の老朽化が問題となっています。そのため、計画的な施設整備や適正な維持管理が必要です。

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などを行う「地域子育て支援センター」は、地域全体で子育てを支援する環境を整備するため、事業の機能強化と相談体制の構築が必要です。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

従来からある施設の機能を生かしつつ、誰もが気軽に立ち寄り相談ができる場や住民同士の交流を促進する場として、施設の適正な維持管理に努めるとともに施設の利用促進を図ります。また、福祉活動の充実や災害対応を迅速に行うため、新たな福祉拠点施設の整備を進めます。

（1）福祉拠点施設の利用促進

福祉の拠点となる施設の適正な維持管理に努め、誰もが気軽に立ち寄り相談ができ住民同士が交流する場として、施設の利用促進を図ります。

（2）福祉拠点施設の整備

地域福祉活動の充実と迅速な災害復旧活動を行うボランティアの支援のため、下松市福祉センター別館の建設を進めます。

（3）子育てを支援する環境整備

子育て家庭に対する相談や指導、情報提供などの充実に努め、地域全体で子育てを支援する環境を整備するため、「地域子育て支援センター」と「こども家庭センター」との連携、体制づくりを図ります。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 下松市地域交流センター管理運営

- 乳幼児から高齢者、障害者、周辺に所在する医療施設、障害者施設、老人福祉施設の利用者など、あらゆる人のふれあいや交流を促進するため、また、災害時には、福祉避難所または遺体安置所として利用するため、施設の維持管理や保守点検などに万全を期すとともに、利用者が快適に施設を利用できるよう努めます。

2 下松市福祉センター管理運営

- 市民や地域福祉活動に携わる関係機関の連携や協力の強化等を通じ、地域福祉及び社会福祉活動の充実強化を図るため、また、災害時には、避難所及び災害ボランティアセンターとして利用するため、施設の維持管理や保守点検などに万全を期すとともに、利用者が快適に施設を利用できるよう努めます。

3 下松市老人集会所・老人作業所管理運営

- 多くの老人集会所や老人作業所は築 45 年以上を経過しており、施設の老朽化が著しいため、計画的な施設整備や維持管理などに努めます。

4 切れ目のない支援体制の充実

- 「こども家庭センター」を中心に、妊娠期から出産・子育て期にわたり切れ目のない伴走型支援ができるよう、関係機関相互の連携体制を強化しつつ支援体制の充実に努めます。

■基本目標1 成果指標

	現況値 2026（令和8）年1月末時点	目標 2030（令和12）年
地域活動への参加状況 （地域福祉計画・市民アンケート）	73.4% （令和7年度）	80.0%
ヘルプマークの延べ交付者数	254人	320人
「子育てがしやすいまち」と感じる 市民の割合（地域福祉計画・市民アンケート）	56.5% （令和7年度）	65.0%
民生委員・児童委員、 主任児童委員の充足率	82.1% （令和7年改選時）	95.0% （令和10年改選時）

※「子育てがしやすいまち」と感じる市民の割合は『そう思う』と『どちらかといえばそう思う』の合計

基本目標2 地域福祉を担う人材の確保・育成と団体の活動支援

基本施策1 地域福祉活動を推進する人材の育成

◆◆ 現状と課題 ◆◆

地域福祉の担い手となる人材は固定化や高齢化が進み、担い手不足が顕在化しており、中心となる人材の育成が求められています。仕事をしている人は、地域活動の役割を引き受けることが難しく、市内の子ども会も減少傾向にあり、若い人が地域で活動する機会も減少傾向にあります。多くの人が地域福祉活動に参加するよう、意識を高めていくことが重要です。

地域の意見交換会では、「現役世代の定年延長などで地域福祉活動への参加が難しくなっており、経済的・時間的なゆとりがないと活動は困難」などの意見がありました。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

高齢、障害、子どもなど、福祉の各分野における人材養成事業などの充実を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域福祉活動を推進する人材の育成に努めます。

（1）次世代の地域福祉の担い手の育成

地域福祉の担い手の高齢化などにより担い手の不足が問題となっています。地域福祉活動に参加しやすい環境の整備や地域の中心的な存在になり得る次世代の担い手の育成を図ります。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人ひとりが取り組むこと】

★自分が住んでいる地域をどのような地域にしたいのか考え、やりたいことが見つければ、最初の一步を踏み出してみましよう。

【地域が取り組むこと】

★「第二層協議体」などを活用して、地域福祉の担い手となる人の掘り起こしに努め、地域で支えながらその人を育てましよう。

【行政が取り組むこと】

★幼児から高齢者までの幅広い市民の地域福祉に関する意識を高め、地域福祉の推進役である民生委員・児童委員、福祉員活動の一層の支援・充実を図ります。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 福祉専門職の育成

- 複数の生活課題を抱える世帯や社会的孤立状態に陥っている世帯などを一体的に支援できる福祉専門職の育成と組織づくりを目指します。

2 手話奉仕員養成事業

- 「下松市手話奉仕員養成協会」に事業を委託し、手話奉仕員の養成に努めています。

3 点訳・音訳奉仕員養成事業

- 「下松点訳・音訳友の会」に事業を委託し、点訳・音訳に必要な技術などを習得した奉仕員の養成に努めています。

4 ゲートキーパーの養成

- 自殺は複合的な課題を抱えた人が多いため、さまざまな悩みなど抱えている人に早く気づき、声を掛け、相談機関などにつなぐことができる人材を養成します。

5 民生委員・児童委員の活動支援（再掲）

- 地域福祉活動の主たる担い手である民生委員・児童委員に対し、研修会や情報交換会の開催などを通じ、民生委員・児童委員が行う地域福祉活動を支えます。

6 生活支援体制整備事業の推進（再掲）

- 生活支援コーディネーターを中心に、市内全9地区に設置している「第二層協議体」において、各地域のニーズや課題の把握・共有を行い、地域団体と連携を図り、地域の人の助け合い・支え合い活動の創出を進めます。

基本施策2 ボランティア活動への参加促進

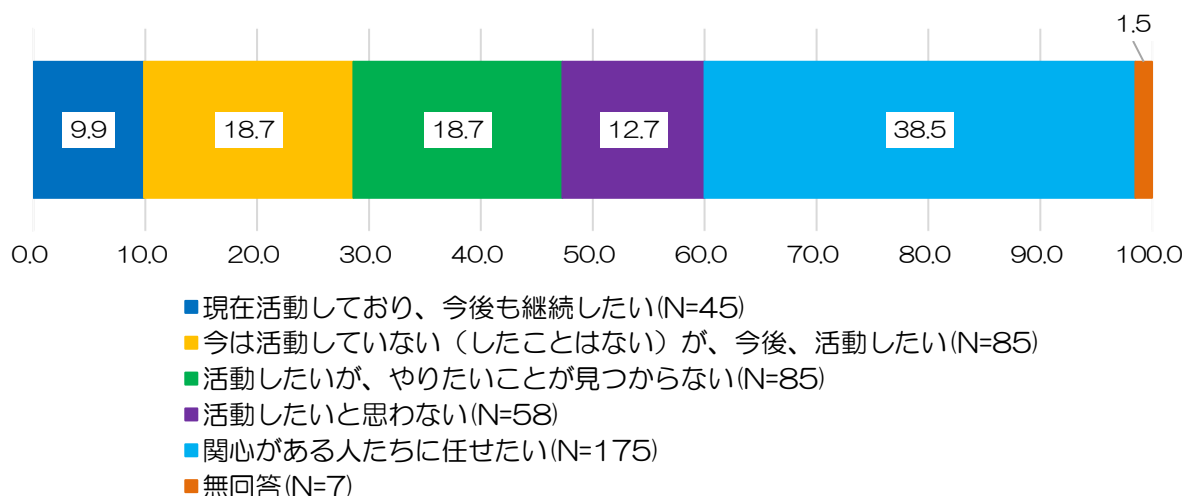
◆◆ 現状と課題 ◆◆

自発的な意思に基づき、他人や社会に貢献する行為はボランティア活動とされています。アンケート調査で「ボランティア活動に関する意識」について尋ねたところ、約47%が活動に意欲を示す一方、約39%が「関心のある人に任せたい」と回答しました。

また、活動の活性化に向けては、「ボランティアに関する情報提供や相談窓口の充実」を求める声が多く、あわせて「有償ボランティア制度など対価を得られる仕組み」や「活動拠点の確保」の必要性を挙げる人も比較的多くなっています。

【ボランティア活動に関する意識】

（回答数：N=455、単位：％）



◆◆ 施策の展開 ◆◆

ボランティア活動を地域福祉の充実につなげるため、ボランティア活動に取り組みやすい環境の整備や活動の支援を通じ、ボランティア活動の活性化を図ります。

（1）ボランティア活動の活性化

ボランティアに関する相談窓口や情報提供の充実・周知に努め、ボランティア活動の活性化を図ります。また、地域における高齢者などの日常生活の支援が必要な人への取組の一つとして、有償ボランティア制度について研究を進めます。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人ひとりが取り組むこと】

★ボランティア活動に対して関心を持ち、自分のできる範囲のボランティアから始めてみましょう。

【地域が取り組むこと】

★子どもや若者が地域活動やボランティアに参加しやすい環境を整え、ボランティア活動をする人を支援、育成しましょう。

【行政が取り組むこと】

★ボランティア活動に取り組みやすい環境を整備し、ニーズに応じ必要とされるさまざまな分野のボランティアの養成を進めるとともに、多様な方法によるボランティア活動を推進します。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 介護支援ボランティアポイント制度の充実

- ボランティア活動の参加に応じて与えられるポイントを換金できる制度を活用し、幅広い人のボランティア活動につなげ、活動の活性化を図ります。

2 地域防犯ボランティア活動の推進

- 安全で安心な地域づくりに努めるため、地域の目となる地域ボランティアによる見守り活動を推進するとともに、防犯パトロール隊の結成や地域見守り隊などの加入促進に努めます。

基本施策3 地域福祉に取り組む組織や団体の活動支援

◆◆ 現状と課題 ◆◆

地域には、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、自治会、シニアクラブ、ボランティア団体など、地域福祉活動を支える団体が多数存在しますが、活動参加者の減少や団体役員の固定化・高齢化などにより、活動の継続や活性化が困難になっている団体もあります。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

地域生活課題が複雑化・複合化し、従来の体制では対応が困難となる中、組織や団体の特性を生かした柔軟な活動を支援し、地域福祉活動の活性化を図ります。

（1）組織や団体の活動支援

社会福祉協議会、民生児童委員協議会、自治会、シニアクラブ、ボランティア団体など、地域福祉活動を支える団体の活動を支援し、活動の活性化を図ります。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人ひとりが取り組むこと】

- ★NPO（非営利組織）や市民活動団体への理解を深め、地域で活動する市民活動団体に参加してみましよう。

【地域が取り組むこと】

- ★自治会やボランティアグループなどの団体と連携しながら、情報交換を行うなどの交流の場をつくり、地域で協力し合える関係を築きましよう。

【行政が取り組むこと】

- ★社会福祉協議会をはじめ、自治会、シニアクラブ、ボランティア団体など、地域福祉に取り組む組織や団体の状況などを把握し、活動の普及・啓発と連携などの支援に努めます。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 下松市社会福祉協議会との協働

- 地域福祉活動推進の中核的存在であり、行政の福祉政策と密接な関係がある下松市社会福祉協議会と協働し、地域福祉の充実を図ります。

2 下松市民生児童委員協議会活動支援

- 地域福祉活動の主たる担い手である民生委員・児童委員が組織する下松市民生児童委員協議会の活動を支援し、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに努めます。

3 市民福祉活動の支援

- 福祉健康まつりにおける福祉団体などの活動紹介、福祉団体の育成や活動の支援などを通じ、市民の福祉意識の向上を図ります。

基本施策4 福祉に携わる人材の確保

◆◆ 現状と課題 ◆◆

いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年に向けて、高齢化の進展と生産年齢人口の急減による担い手不足が深刻さを増す中、職員の処遇改善、離職防止、定着支援、外国人材の受入整備、デジタル技術の活用など、さまざまな取組が総合的に進められています。介護などのサービスを確保するため、地域、関係機関・団体、サービス提供事業者などと連携を図り、人材の確保・定着・育成に一体的に取り組んでいくことが重要です。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

福祉サービスを必要とする人が質の高いサービスが受けられるよう、福祉に携わる人材の確保、資質の向上、定着支援に関する施策の充実を図ります。

（1）介護職員の確保

介護事業所の主体的な人材確保・育成の取組を支援するため、経営者向けのセミナー、就職相談会の実施などを通じて、地域の高齢者介護を支える人材の確保

を図ります。福祉の現場の負担を軽減するデジタル技術の活用を支援します。

（2）保育士・幼稚園教諭の確保

市内の保育所、幼稚園への就職を促進することにより、保育士・幼稚園教諭の確保に努めます。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 介護人材確保事業の推進

- 介護事業所の主体的な人材確保・育成の取組を支援するため、経営者向けのセミナー、就職相談会を実施します。

2 保育人材確保事業の推進

- 学生に市内の教育・保育施設や保育の仕事を知ってもらう機会を増やすとともに、潜在保育士を対象とした就職支援を行い、保育士・幼稚園教諭の確保につなげます。

3 各種実習生の受け入れ

- 福祉分野で活躍することを目指す人を支援するため、各大学や専門学校などから、社会福祉士などを目指す学生の実習受け入れを行っています。

■基本目標2 成果指標

	現況値 2026（令和8）年1月末時点	目標 2030（令和12）年
手話奉仕員養成講座の受講修了者数	184人	208人
介護支援ボランティアポイント登録者数	154人	200人
介護事業所経営者向けセミナー開催回数	1回 (令和7年度)	年1回以上

基本目標3 健康で安心して暮らすための支援体制づくり

I 包括的な相談・支援体制の構築

基本施策1 地域生活課題に対応する相談・支援体制づくり

地域共生社会の実現に向けて、基本施策「地域生活課題に対応する相談・支援体制づくり」を重点施策とし、重点的に取り組めます。

◆◆ 現状と課題 ◆◆

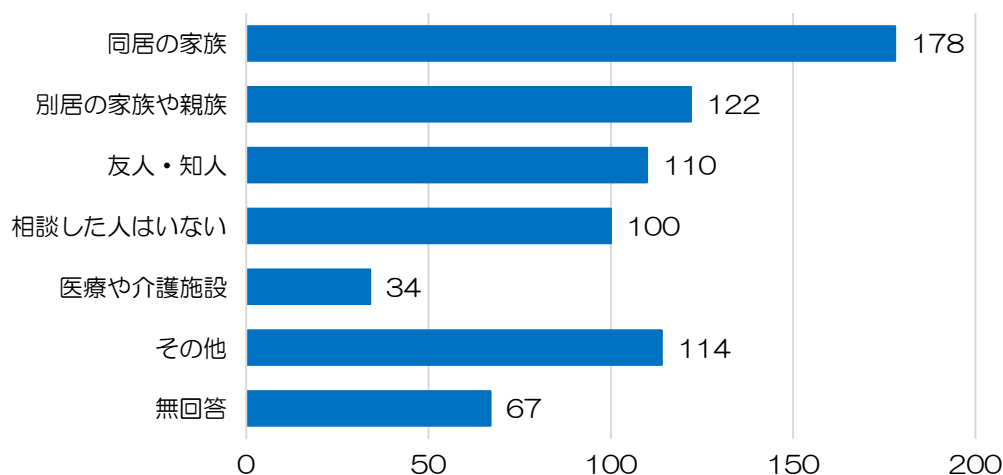
高齢者をはじめ障害者や子どもなどの福祉に関する地域生活課題は複雑化・複合化が進み、個別分野の相談業務だけでは課題解決が難しくなっています。包括的な相談・支援体制を構築し、サービスや支援を必要としている人に対し確実に提供できるよう、関係機関が連携して取り組む必要があります。

アンケート調査では、困りごととして「健康に関すること」の回答が最も多く、次いで「困っていることや悩んでいることはない」が多くなっています。年齢別では18歳から39歳で「介護に関すること」の割合が高く、世帯別では全ての世帯で「健康に関すること」が最多となっています。相談相手は家族が多い一方、ひとり世帯では「相談した人はいない」との回答が多く、その理由として「自分で解決できるから」が挙げられています。

妊婦には、母子健康手帳交付時にアンケートを実施し、その場で保健指導や出産・育児・子育てに関する情報提供をしています。また、育児相談や母親学級・両親学級、保健師による妊産婦、新生児、乳幼児、未熟児、養育支援家庭等訪問などを実施し、保護者の不安軽減と安心して子育てできる環境づくりに努めています。

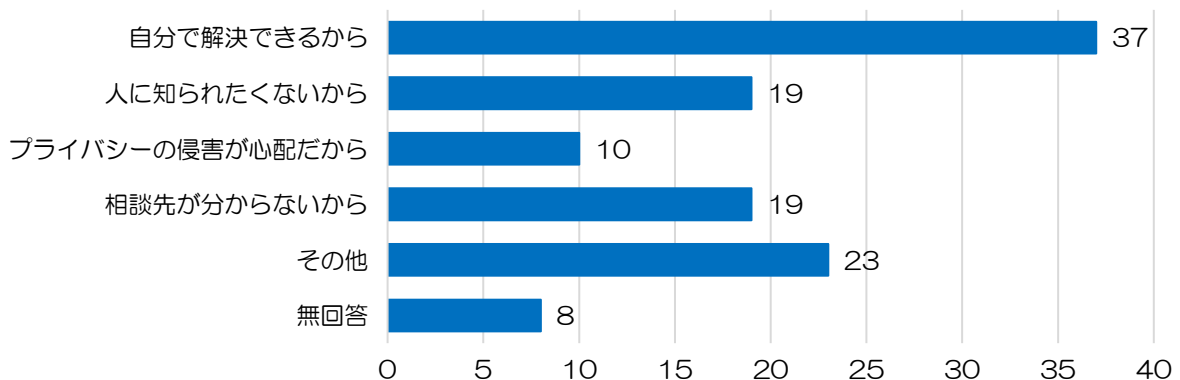
【困っていることや悩んでいることを相談した相手】

（回答数：N=725）



【相談した人がいない理由】

（回答数：N=116）



◆◆ 施策の展開 ◆◆

地域生活課題が複雑化・複合化し、従来の体制では対応が難しくなっています。既存の相談・支援体制の充実、スキルの向上、関係機関との連携強化を図るとともに、誰もが気軽に生活上の不安や地域生活課題などを包括的に相談できる体制の構築を図り、サービスの提供や支援を行えるよう、関係機関と連携し、取組を進めます。

（１）相談・支援体制の充実

誰もが気軽に相談できるよう相談窓口の充実を図るとともに、サービスや支援を必要としている人に対し、確実にサービスの提供や支援が行えるよう、関係機関と連携し取組を進めます。また、相談当事者の世帯全体に目を向け、包括的・重層的に課題を解決できる体制の構築を目指すとともに、支援を必要としているにも関わらず、誰にも相談しない、相談できない人などを把握する体制の構築について、研究を進めます。

（２）情報提供の充実

市広報「潮騒」や市ホームページを活用した情報発信に努めるとともに、独自のリーフレットの作成などにより、分かりやすい情報提供に努めます。また、視覚障害などがある人に向け、点字にした各種リーフレットなどの作成、市広報「潮騒」や市議会だよりを朗読した音声データの市ホームページへの掲載、図書館での貸し出しなど、情報提供に努めます。

（３）「地域包括ケアシステム」との連動

誰もが住み慣れた地域で、できる限り自立し、安心して暮らすことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的・包括的に提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に努めます。

（４）生活困窮者などの自立への支援

生活困窮者自立支援事業を推進し周知するとともに、関係機関と連携し、相談への対応、就労支援や情報提供などに努め、総合的な支援を行います。

（５）就労や住まいの確保などに向けた支援

公共職業安定所などと連携し、特別な事情を有し就労を希望している人への就労支援、雇用機会の拡大に努めます。また、「山口県居住支援協議会」で行う協議や居住サポート住宅制度などを通じ、特別な事情を有するため民間賃貸住宅に入居が制限されるなど、住宅を確保することが難しい住宅確保要配慮者に対する居住支援を進めます。

（６）権利擁護を推進する取組

判断能力が低下した高齢者などの権利を守り生活を支えるため、権利擁護の意識の高揚を図るとともに消費者被害や虐待防止などの周知・啓発に努めます。

（７）成年後見制度の周知及び利用促進

判断能力に欠ける、あるいは不十分な人の権利を守る援助者として、家庭裁判所への手続きにより成年後見人などを選任し本人に代わって契約を締結するなど、本人の判断能力を補う成年後見制度の周知及び利用促進を図ります。

（８）自殺対策施策の推進

本市における自殺の特徴として、失業や生活苦、人間関係、高齢など、複合的な問題があると考えられています。自身が抱える生活課題などを気軽に相談できる体制の構築が、その人の社会的孤立を防ぎ、自殺を思いとどまらせることにつながります。包括的な相談・支援体制づくりの構築を図り、誰も自殺に追い込まれることがないように、「下松市自殺対策計画」に基づく施策の推進に努めます。

（９）再犯防止施策の推進

罪を犯した人が社会から孤立することなく円滑に社会復帰ができるよう、市民への広報・啓発に努めます。また、支援を必要としている人に対し確実な支援につなげられるよう、関係団体との連携強化に努めるとともに、「下松市再犯防止推進計画」に基づく施策の推進に努めます。

（１０）孤独・孤立に対する支援

単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及といった社会構造の変化により、家族や地域、職場といった人々とのつながりが希薄化し、孤独や孤立に陥るリスクが高まっています。今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれ、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されることから、関係機関、地域団体、

企業など、多様な主体と連携し、地域住民がつながりを感じられる環境づくりや孤立を防ぐ支援に関する研究を進めます。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人ひとりが取り組むこと】

- ★生活の中での不安や困りごとを一人で抱え込まず、身近な人や相談窓口にご相談しましょう。
- ★地域生活課題を「我が事」として捉え、地域活動などに自らの意思で積極的に参加しましょう。

【地域が取り組むこと】

- ★相談窓口の情報を共有し、近所のどこに相談したらよいか分からない人がいたら、相談窓口を伝えてあげましょう。また、日頃から近所に対する「気遣い」を心掛け、相談しやすい環境をつくりましょう。

【行政が取り組むこと】

- ★年齢や障害の有無に関わらず、誰もが気軽に相談できる場の開設を目指します。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 包括的な相談・支援体制の構築

- 地域包括支援センターの運営、総合相談支援事業、こども家庭センター事業など、相談業務を担う関係機関の連携や機能強化などに努め、既存の相談機能を充実させるとともに、生活上の困難を抱えた世帯を包括的に相談・支援する体制の構築を図ります。

2 民生委員・児童委員活動の支援（再掲）

- 地域福祉活動の主たる担い手である民生委員・児童委員に対し、研修会や情報交換会の開催などを通じ、民生委員・児童委員が行う地域福祉活動を支えます。

3 生活困窮者自立支援事業の推進

- 生活に困っている人が自立した生活を送られるように、相談支援員が相談者の抱える悩みを伺いながら自立に向けた支援を行います。

4 生活保護制度の適切な運営

- 生活保護制度の適切な運営に努め、必要な保護を実施します。

5 成年後見制度の利用の促進

- 成年後見制度の利用について周知を図ります。成年後見支援センターを中心として、権利擁護が

必要な人の発見・支援などに資する地域連携ネットワークの構築、相談支援体制の整備に努めます。

6 自殺対策に関する施策の推進

- 自殺を思い留まるきっかけになる相談機会の充実、居場所づくりを図るとともに、支援を必要とする人を早期に把握し、関係機関と連携して支援につなげられるネットワークづくりの構築を図ります。

7 再犯防止に関する施策の推進

- 高齢者や障害者などへの福祉的支援は、犯罪をした人であるか否かに関わらず提供されるものであり、犯罪をした高齢者や障害者などに対し確実に支援につなげられるよう、関係機関との連携強化に努めます。

基本施策2 見守り活動の充実

◆◆ 現状と課題 ◆◆

アンケート調査では、ひとり暮らし高齢者や障害者のいる世帯などを定期的に訪問することで、見守りや必要な支援につなげることができるとの意見や、見守りや声かけに関する研修・訓練への参加を通じて、住民の意識向上が図られるとの意見がありました。

また、子どもが犯罪等に巻き込まれないよう、防犯パトロール隊や地域見守り隊、民生委員・児童委員等による登下校時の見守り活動が行われており、保護者の安心感につながっています。一方で、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯の増加に伴い、安否確認を含む地域における見守りの重要性は、ますます高まっています。

さらに、虐待は問題が表面化しにくい特性があることから、関係機関が密接に連携し、予防の取組や兆候の早期把握に努めることが重要です。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

高齢者や障害者等のさまざまな問題について、早期に発見し対応できるよう見守り活動の充実を図ります。

(1) 見守り活動の充実

地域の人や民間事業者など、多様な主体による見守り活動を継続して実施します。

（2）虐待の防止

相談窓口や市広報「潮騒」などを活用し、虐待防止の周知・啓発を図ります。関係機関との密接な連携を保ち、虐待の早期発見・早期対応につなげ、虐待防止に取り組めます。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人ひとりが取り組むこと】

- ★日頃から助け合う関係を築き、助けが必要と感じたら、進んで声かけをしましょう。
- ★回覧板や市広報「潮騒」の配布に合わせ、見守りや声かけに取り組みましょう。

【地域が取り組むこと】

- ★見守りが必要な世帯に日頃から気を配り、異変を感じたら関係機関へ連絡や相談をしましょう。

【行政が取り組むこと】

- ★悩み事や困りごとを抱えている人の社会的孤立を防ぎ、速やかな支援につなげられるよう、見守り活動の充実を図ります。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 高齢者等見守り活動に関する協定

- 地域住民と日常的に関わりのある事業者が日常業務の範囲内でさりげない見守り活動を行う「高齢者等見守り活動に関する協定」の締結事業者の拡大を図り、地域全体で高齢者などの見守り体制の強化につなげます。

2 認知症見守り声かけ訓練の実施

- 認知症になっても地域で暮らし続けることができるよう、訓練を通じた地域住民の認知症の理解・促進を図ります。

3 くだまつ絆ネットの活用促進

- 認知症により徘徊の恐れのある人を事前に登録し、行方不明時には登録した情報を活用し、行方不明者の早期発見・保護につなげます。

4 地域防犯ボランティアによる見守り活動（再掲）

- 地域の目となる地域防犯ボランティアによる見守り活動を推進し、安全で安心な地域づくりに努めます。

5 児童虐待防止への取組

- 児童虐待を未然に防ぐため、こども家庭センターを中心に、地域のネットワークと協働し、啓発等の予防的対応に努めるとともに、個々の家庭に応じた切れ目ない支援体制に取り組みます。

基本施策3 認知症施策の総合的な推進

◆◆ 現状と課題 ◆◆

2024（令和6）年1月1日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」において、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策に関する基本理念が定められ、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進しています。

本市においても、2024（令和6）年3月に「第八次くだまつ高齢者プラン」を策定し、認知症が疑われる人やその家族に対する迅速な支援、認知症の症状や支援の方法を学ぶ講座の開催など、さまざまな取組を進めていますが、取組を知っている人が少ないため周知を徹底する必要があります。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

認知症の人やその家族が安心して暮らし続けられるよう、認知症に関する知識の普及、見守り支援体制の充実、認知症の早期発見・早期対応、認知症の人と家族に対する支援など、認知症に関する施策の総合的な推進を図ります。

（1）認知症施策の総合的な推進

認知症は誰にでも起こりうる脳の病気で、認知症の人は毎年増加しており、多くの人にとって身近なものになっています。認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会の実現を目指す「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の考え方にに基づき、さまざまな取組を進めます。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人ひとりが取り組むこと】

- ★認知症サポーター養成講座などに参加し、認知症に関する正しい知識と理解を持ちましょう。

【地域が取り組むこと】

★認知症の人やその家族に対し、思いやりや配慮を持ち、できる範囲で手助けをしましょう。

【行政が取り組むこと】

★認知症の人やその家族が安心して暮らし続けられるよう、さまざまな取組を進め、認知症の人やその家族を支援します。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 認知症に対する理解促進

- 認知症サポーター養成講座の開催や認知症見守り声かけ訓練などを実施し、認知症に関する知識の普及や予防に向けた啓発、身近な地域で認知症を学ぶ機会の創出や認知症サポーターの養成に努めます。
- 認知症になっても地域で暮らし続けることができるよう、認知症見守り声かけ訓練を通じて、地域住民の認知症の理解促進を図ります。

2 認知症の早期発見・対応の推進

- 認知症初期集中支援チームが家族の相談などにより認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、認知症サポート医と連携しながら速やかに必要な医療や介護が受けられるよう支援します。

3 認知症の人やその家族などに対する支援の充実

- 認知症の人やその家族、地域の人など、誰もが気軽に参加できる「認知症カフェ」を設置し、参加者による相談や情報交換を通じ、交流の促進を図ります。
- 認知症により徘徊の恐れのある人を事前に登録し、行方不明時には登録した情報を活用し、行方不明者の早期発見・保護につなげる「くだまつ絆ネット」の活用促進を図ります。
- 若年性認知症の人に対し、県と連携し若年性認知症支援コーディネーターにつなぐなど、適切な対応に努めます。

基本施策4 医療機関等と連携した事業の充実

◆◆ 現状と課題 ◆◆

入院治療を終えて在宅に戻る高齢者など、在宅で生活しながら医療的ケア及び介護を必要とする高齢者に対し効果的な支援ができるよう、医療と介護の連携体制の整備

を進めています。在宅医療・介護連携推進研修会などを開催し、医療と介護関係者との情報共有や顔の見える関係づくりに一定の効果을上げていますが、在宅で生活しながら医療的ケア及び介護を必要とする高齢者に対する効果的な支援をどのように行っていくのか、研究を進める必要があります。

住民の終活を支援する終活安心支援事業を実施しています。事前に家族や関係者と自分が望む人生の最終段階における医療や介護を考え、話し合うことが、安心して生活することにつながります。終活安心支援事業を効果的に進めるためには、多職種連携勉強会などを通じ、医療・介護関係者との連携を深め、事業の重要性を伝えていく必要があります。

下松市地域自立支援協議会の医療的ケア児等支援部会において、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関などが連携を図るため、協議の場を設置しています。現在、6人の医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置していますが、コーディネーターの増員に努めていく必要があります。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

在宅で生活しながら介護や医療的ケアを必要とする高齢者や障害児・者に対して効果的な支援ができるよう、医療と福祉の連携体制を整備します。

（1）在宅医療・介護連携の推進

医師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員、その他の医療的なケアや介護などに携わる関係者と連携しながら、医療と介護の両方を必要とする状態にある人やその家族を支える体制づくりや仕組みづくりを進めます。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 在宅医療・介護連携の推進

- 在宅で生活する高齢者が医療と介護の連携を必要とするさまざまなケース（入・退院、通院、看取りなど）に応じた効果的な連携体制の整備を進めます。

2 終活安心支援事業の推進

- 人生の最終段階で、自分が望む医療やケアを家族や関係者と前もって考え、話し合い、共有することは、本人と家族の安心につながる大切な取組であることから、終活の取組を支援する終活安心支援事業を推進します。

3 医療的ケア児等の支援体制の整備

- 日常生活を営むために医療を要する状態にある児童や重症心身障害児などが地域で安心して暮らせるよう、体制の充実を図ります。

基本施策5 介護保険制度の運営充実

◆◆ 現状と課題 ◆◆

いわゆる団塊ジュニアの世代が前期高齢者になる 2040（令和 22）年を見据え、中・長期的な人口構造の変化やサービス需要を踏まえ、地域の実情などに応じた介護サービス体制の整備や適切な介護施設の整備を図る必要があります。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

介護保険事業計画における施設の整備状況や国の介護保険制度の改正状況などを踏まえ、適正な介護保険財政の運営と必要な施設整備やサービス提供を進めるほか、介護予防の充実に努めます。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 介護保険事業計画に基づく施設整備などの推進

- 介護保険事業計画に基づく施設整備を進めるとともに、自立支援、重度化防止と給付適正化への取組を進めるとともに、ICT（情報通信技術）の導入支援や活用などの周知を図ります。

2 介護人材確保事業の推進（再掲）

- 介護事業所の主体的な人材確保・育成の取組を支援するため、経営者向けのセミナー、就職相談会を実施します。

基本施策6 障害福祉サービス等の充実・確保

◆◆ 現状と課題 ◆◆

障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、障害の特性や多様なニーズに応じたきめ細かなサービスの提供体制を整備する必要があります。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

障害福祉計画及び障害児福祉計画における成果目標やサービス見込量に基づき、障害のある人への支援提供体制の充実・確保に努めます。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 障害福祉サービスの充実

- 障害者のニーズや実態に応じて、在宅の障害者に対する日常生活または社会生活を営む上で必要な支援を行うとともに、量的・質的な充実を図ります。

2 地域移行の推進

- 地域における多様な住まいの確保に向け、関係機関や事業者等と連携を図りながら、施設入所者などの地域生活への移行を推進します。

3 福祉施設から一般就労への移行などの推進

- 就労移行支援事業や就労定着支援事業などの推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

基本施策7 子育て支援の充実

◆◆ 現状と課題 ◆◆

核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子育て世代を取り巻く環境の変化により、祖父母や近隣住民からの支援を受けることが困難になっており、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。「地域の子どもは地域で育てる」という意識で、地域社会全体で子育てを支えることができるように、県、市、地域社会が一体となった子育て支援に取り組むことが求められています。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

「こども家庭センター」と「地域子育て支援センター」との連携強化を図り、子育てや母子保健などに関する相談体制や情報提供の充実に努めます。また、ファミリーサポートセンターの周知及び利用促進に努め、育児の援助を受けたい人と行いたい人をつなぐ支援体制の整備を進めます。

各関係機関の緊密な連携や地域のネットワークとの協働により、児童虐待などの諸問題に対する未然防止や早期発見の取組を進めます。各種手当や助成などにより、子育て家庭の経済的支援に努めます。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 相談事業の強化

- 各種相談事業や子どもや家庭に関する相談窓口を周知するとともに、関係機関との連携を強化し、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目なく包括的な相談支援に努めます。
- 誰もが気軽に相談できる体制整備と虐待防止についての普及・啓発に取り組むとともに、児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策協議会）の機能強化に努めます。

2 経済的支援の充実

- 児童手当の拡充や子ども医療費助成制度の拡充、3歳未満の第2子以降の保育料の無償化などにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

■基本目標3-I 成果指標

	現況値 2026（令和8）年1月末時点	目標 2030（令和12）年
「困ったときに相談できる場所や相手がいる」と答えた市民の割合 （地域福祉計画・市民アンケート）	45.3% （令和7年度）	50.0%
再犯防止推進施策推進協議会開催回数	1回 （令和7年度）	年1回以上
「高齢者等見守り活動に関する協定」 協定締結事業者数	45事業所	50事業所
認知症サポーターの人数	7,437人	8,000人
認知症見守り声かけ体験会実施回数	1回 （令和7年度）	年1回以上
くだまつ絆ネット登録者数	102人	120人
医療的ケア児支援コーディネーターの 配置者数	6人	8人
ファミリーサポートセンター年間活動 件数	1,558件	1,900件

II 自分らしく生き生きと暮らせる体制づくり

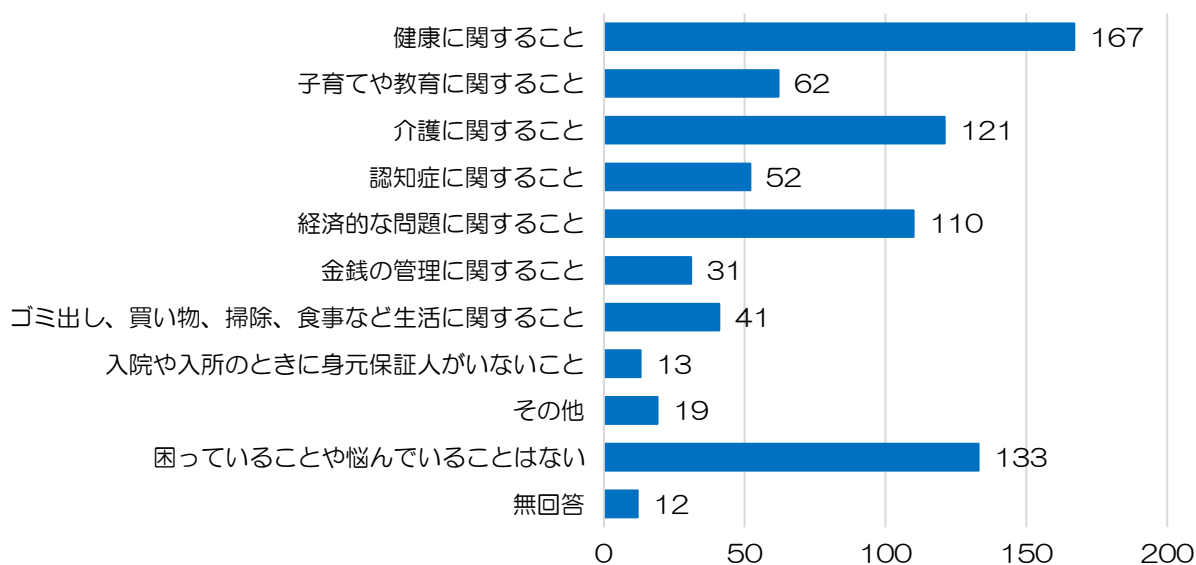
基本施策1 健康づくりの推進

◆◆ 現状と課題 ◆◆

アンケート調査で、あなたやあなたの家族のことで困っていることや悩んでいることを尋ねたところ、全ての年代で「健康に関すること」と回答した人の割合が高くなっています。心身の健康維持のため、年齢や体力に応じた運動を行う機会の確保に努めるとともに、いわゆる団塊のジュニア世代が前期高齢者となる2040（令和22）年を見据え、誰もが長く元気に活躍できる社会の実現を目指し、健康寿命の延伸を図る取組を進めていく必要があります。

【あなたやあなたの家族のことで困っていることや悩んでいること】

（回答数：N=761）



◆◆ 施策の展開 ◆◆

全ての世代に向けた健康づくりのために、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた健康づくりや個人が取り組む健康づくりを支える環境の整備を図ります。

（1）主体的な健康づくりの推進

元気で充実した生活を送るためには、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことが重要です。また、家庭、学校、職場などの主体が自発的に、相互に支え合いながら実施する健康づくりを推進します。

（2）健康寿命の延伸を図る取組の推進

健康寿命の延伸を目指し、健康増進につながる仕組みや個人の健康づくりを支える環境づくりを進めます。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人ひとりが取り組むこと】

★家族や近所の人や仲間と声を掛け合って、ライフステージに応じた健康づくりに取り組みましょう。

【地域が取り組むこと】

★地域の関係機関・団体に声を掛け合って、健康づくりに取り組みましょう。

【行政が取り組むこと】

★健康づくりは生涯にわたって形成されていくものであるため、若い時期から健康への意識を高め、健康づくりに取り組めるよう支援します。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 生活習慣の改善

- 生活習慣を構成する栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康、たばこ・飲酒及び歯と口腔の健康に関する正しい知識の普及や情報提供を行います。
- 対象者の状況に合わせた生活改善の支援に努めます。

2 生活習慣病の予防

- 健（検）診を行い、がん、循環器疾患や糖尿病などの生活習慣病の早期発見、早期対応に努めます。
- 発症予防や重症化予防の取組を進めます。

3 健康づくりを支える環境の整備

- 機会をとらえ、さまざまな手法で健康づくりについて情報提供します。
- 生活に関わる団体や組織と連携し、健康づくりの体制の整備を図ります。

基本施策2 介護予防の推進・充実

◆◆ 現状と課題 ◆◆

介護予防に積極的に取り組む住民をさらに増やしていくためには、運動等に限らず、

社会参加や生きがいづくりの促進など、地域の実状に応じた、健康づくりや介護予防につながるさまざまな取組を行うことが重要です。

アンケート調査では、高齢者が外に出る機会が大切なので、買い物などに行くための交通手段を増やしてほしいとの意見がありました。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

住民が自発的かつ継続的に介護予防に取り組めるよう、通いの場などの支援体制の充実を図ります。

（１）介護予防事業の推進・充実

介護が必要にならず暮らすことができるよう、65 歳以上の人であれば誰でも参加できる介護予防教室や住民主体の介護予防活動の育成や支援などを行う一般介護予防事業などを実施し、介護予防事業の推進・充実を図ります。

（２）健康寿命の延伸を図る取組の推進

認知症や要介護状態にならずに自立した生活を送られる期間、いわゆる健康寿命の延伸を図るための取組を進めます。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人ひとりが取り組むこと】

★できるだけ介護状態にならないよう、自主的・継続的に健康づくりや介護予防に取り組みましょう。

【地域が取り組むこと】

★一人では長続きしないことも、仲間と取り組むことで継続してできます。利用者同士の交流を図り、仲間と一緒に地域にある施設などを利用して介護予防に取り組みましょう。

【行政が取り組むこと】

★住民主体で運営している教室への地域のボランティアスタッフの参加・促進など、さまざまな方法で運営を支えます。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 介護予防の推進・充実、介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- 可能な限り介護が必要にならず暮らすことができるよう介護予防事業などの推進に努め、高齢者の社会参加や生きがいづくり、住民同士のふれあいにつながる取組を進めます。

2 保健事業と介護予防の一体的な実施

- 関係各課との連携を強化し、国民健康保険や後期高齢者医療制度が行う保健事業と介護保険が行う地域支援事業との一体的な取組を実施し、生活習慣病とフレイル対策を含めた介護予防などの疾病予防・重症化予防の推進に取り組みます。

3 通いの場の設置・運営支援

- 住民主体で、月1回以上、場所と時間を決めて継続的に運動するグループを増やすことができるよう、体験講座などを開催しています。家に閉じこもりがちな人や不安や悩みを抱える人に声を掛け、自主的に、地域で「楽しく」「気軽に」「無理なく」集まり、過ごす場の運営を支援します。

基本施策3 社会参加の促進と生きがいづくり

◆◆ 現状と課題 ◆◆

仕事などで培った豊富な知識や技術などを身に着けた高齢者が、退職後、生きがいを持ち社会で活躍できる環境を整え、社会的孤立を防ぐ取組を進めることが求められています。今後、元気な高齢者も増えていくことから、社会参加や生きがいづくりへのニーズがより高まっていくため、取組を更に充実していく必要があります。

障害者計画を策定し、地域生活の支援、権利擁護の推進、社会的自立・参加の促進など障害者施策の総合的な推進に努めています。また、障害者の地域における自立生活を支援するため、関係機関とのネットワーク構築を推進する中核機関として、「下松市地域自立支援協議会」を設置しています。令和元年度に更なる機能の充実を図るため、専門部会に「医療的ケア児等支援部会」を設置しました。

子育てをする保護者の孤立を防ぐため、子育ての情報交換や仲間との交流をもち、育児に関するストレスや不安の軽減を図る育児サークルの充実に取り組んでいます。また、「星の子遊ぼう会」を開催し、親子のふれあいや保健推進員との交流を図っています。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

年齢や障害の有無にかかわらず参加できるイベントなどを開催するとともに外出や移動の支援を行うことにより、高齢者や障害者が社会活動を行うための環境の整備や必要な支援の提供を図り、自分らしく活動し、自身の力を発揮・活躍できる環境の整備に努めます。

(1) 社会参加の促進と生きがいづくり

高齢者や障害者が充実した日常生活を営むことができるよう、社会参加の促進と生きがいづくりの充実を図ります。また、障害者が社会を構成する一員として、

社会、経済、文化その他あらゆる活動に参加する機会の確保に努めます。子育てに悩んでいる保護者の孤立を防ぐため、子育てサークルの支援や子どもを中心とした催しの充実を図ります。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人ひとりが取り組むこと】

★自分が行事などに参加するときは、地域の人を誘ってみましょう。

【地域が取り組むこと】

★多くの人役割を持ち、活動することができる機会を設けましょう。

【行政が取り組むこと】

★ふれあいや交流の機会の創出を図り、生きがいを支援します。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 社会参加の促進と生きがいをづくり

- 高齢者のバス・タクシー利用のニーズを見極めながら高齢者バス・タクシー利用助成事業の充実
に努め、高齢者の日常生活の利便性の向上及び生活圏の拡大を図ります。
- 就労、学習、交流など、介護予防にもつながる高齢者の活動や活動機会の確保に努め、高齢者の
生きがいをづくりの充実を図ります。
- 高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表するため、対象者に敬老祝金の支給、長寿記念品の贈呈を
するとともに、地域でのふれあいの場をつくり交流を促進するため、敬老会を開催します。
- 障害者などに対する移動支援やタクシー利用料の一部助成を実施し、障害者などが社会参加のた
めに必要な外出をする際の移動支援や経済的負担の軽減を図ります。
- スポーツ・レクリエーション活動を通じ、障害者などの体力増強や交流拡大を図るため、各種ス
ポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。

2 医療的ケア児等の支援体制の整備

- 日常生活を営むために医療を要する状態にある児童や重症心身障害児などが地域で安心して暮ら
していけるよう、体制の整備を図ります。

3 シニアクラブの助成

- 地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であるシニアクラブの活動を支援し、高齢者の健康づく
りや生きがいをづくりの推進を図ります。

基本施策4 生活のニーズに応じたサービスの提供

◆◆ 現状と課題 ◆◆

アンケート調査では、通院、買い物に対する支援の要望が意見として多く寄せられました。具体的に、シルバー専用バス、市内を巡回するバス、デマンド乗合タクシー、移動販売車の充実など、高齢者や低所得者を対象とした交通手段の充実を求める意見がありました。また、ごみ収集場所が遠方にあり負担に感じている、高齢者に粗大ごみの搬出は難しいといった理由により、ごみ出しに対する支援を求める意見がありました。

日常的な生活の基盤である移動手段の確保については、公共交通だけではさまざまなニーズに対応することが困難です。高齢者バス・タクシー利用助成事業などを行っていますが、利用者のニーズを見極めながら、移送サービスの拡充を図る必要があります。

障害福祉計画や障害児福祉計画を策定し、地域において障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の各サービスが計画的に提供されるよう努めています。

発達障害児などの早期対応に努め、保育所・幼稚園、学校などとも連携しながら、必要な療育について相談・指導などを行うことで、健全な発達と地域で円滑な生活が送れるよう支援しています。子育てに悩んでいる保護者の孤立を防止するとともに、コミュニケーションに支援が必要な発達障害児や自閉症児などに対し、二次障害を引き起こさない環境の整備が必要です。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

一人ひとりの生活状況に応じたきめ細やかなサービスを提供するため、事業などの充実を図り、地域で必要なサービスが受けられる環境を整えます。

（1）サービスの提供

福祉サービスの充実を図り、きめ細やかなサービスを提供し日常生活に必要な支援を実施することで、身体的、精神的、経済的な負担の軽減を図ります。また、必要な人が必要な介護サービスや障害福祉サービスなどを利用できる環境づくりに取り組みます。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人ひとりが取り組むこと】

★自分にあったサービスを選択できるよう、制度や福祉サービスの情報収集を心掛けましょう。

【地域が取り組むこと】

★地域で福祉サービスの情報を共有しましょう。

【行政が取り組むこと】

★市広報「潮騒」や市ホームページなどを通じて、サービスなどの情報提供に努めます。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 在宅生活総合支援事業

- 高齢者が可能な限り自立した生活を営むことができるよう、日常生活を支援する取組の推進を図ります。

2 障害福祉サービスなどの提供

- 障害福祉計画などに基づくサービスの提供体制の充実・確保に努めるとともに、雇用の促進や働きやすい環境づくりを推進します。

3 障害児施策の充実

- 保育所、幼稚園で障害児を受け入れており、障害児の発達段階に応じて、児童発達支援や保育所等訪問支援、放課後等デイサービスなどの適切なサービスの提供に努めています。日中一時支援事業を実施し、学校などの長期休暇中の保護者の負担軽減を図っています。

4 相談事業の強化（再掲）

- 各種相談事業の周知及び相談員のスキルアップを図るとともに、相談関係担当者間及び関係機関との連携強化に努めています。
- 誰もが気軽に相談できる体制整備と虐待防止についての普及・啓発に取り組むとともに、児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策協議会）の機能強化に努めます。

■基本目標3-Ⅱ 成果指標

	現況値	目標
	2026（令和8）年1月末時点	2030（令和12）年
介護予防と保健事業の一体的実施に伴う健康相談や疾病予防等の取組の創出	3	4
「通いの場」の数	62カ所	73カ所

基本目標4 災害に備えた避難支援体制づくり

基本施策1 要配慮者避難支援体制づくり

暮らしの安全安心対策の充実・強化を図るため、基本施策「要配慮者避難支援体制づくり」を重点施策とし、重点的に取り組めます。

◆◆ 現状と課題 ◆◆

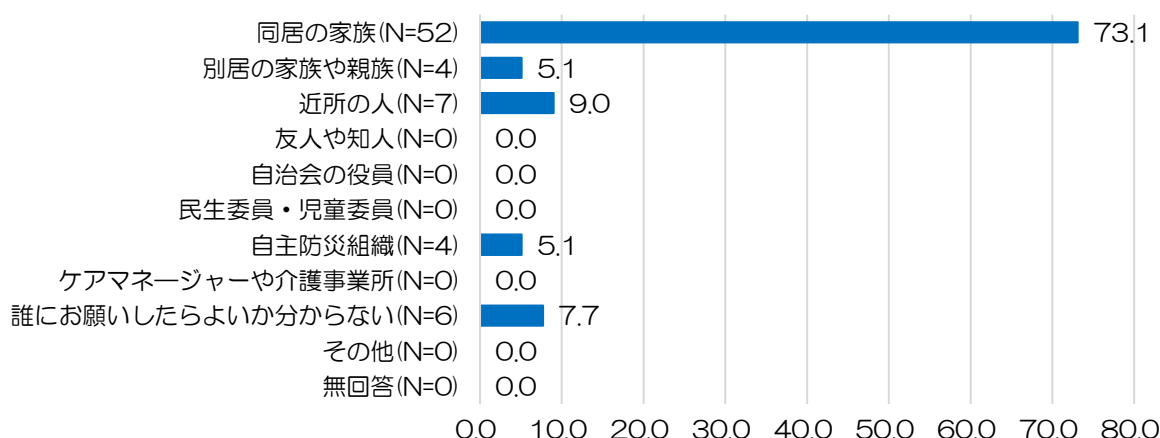
災害対策基本法に基づき、災害などで避難するときに手助けを必要とする人に対し、避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）を提出してもらい、その人の早期の避難につなげるため、避難を支援する団体などと情報を共有しています。

避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）の避難を支援する団体などに避難の手助けを強いることができないため、要支援者の避難行動につなげられる方法を模索しています。災害時の近隣住民などからの支援を組み込んだ避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）の作成・更新や災害避難時タクシー利用料助成事業の周知を進めることで、早期避難に対する意識の高揚を図る必要があります。

アンケート調査では、「災害時に避難する際、誰かの支えが必要である」と回答した人のうち「同居の家族に助けてもらいながら避難したい」と回答した人の割合が多く、また、「行政からの避難勧告・避難指示などの発令が避難のきっかけになる」と回答した人の割合が最も多くなりました。

【誰かの支えが必要である】

（回答数：N=73、単位：％）



◆◆ 施策の展開 ◆◆

災害などで避難するときに手助けを必要とする人の早期避難につなげるため、避難

行動要支援者避難支援プラン（個別計画）を作成し、避難を支援する団体などと情報の共有などを図ります。要支援者の避難を支援する団体などに避難の手助けを強いることができないため、早期に要支援者自身が家族などに連絡し、避難行動を起こす意識を高める取組を進めます。災害時に要支援者が近隣住民などから支援を受け、早期の避難行動を起こすことができる仕組みの構築を図ります。

◆◆ 市民・地域・行政の取組例 ◆◆

【一人ひとりが取り組むこと】

★日頃から防災意識を高めましょう。避難経路や避難場所、緊急時の連絡先などの確認、「くだまつ防災メール」の活用など、災害に対する備えを心掛けましょう。

【地域が取り組むこと】

★自主防災組織の立ち上げや「支え合いマップ」の作成などを行い、地域で支援が必要な人などを把握し、情報を共有しましょう。

【行政が取り組むこと】

★民生委員・児童委員、自主防災組織などの関係団体との連携のもと、災害時に支援を必要とする要支援者の把握に努め、要支援者の早期の避難行動につなげる取組の推進を図ります。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）作成・更新

- 定期的に避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）を作成・更新し、避難を支援する団体などとの情報共有を図ります。

2 災害避難時着用ベストの周知

- 災害時に聴覚障害者や視覚障害者が一目で識別できるよう、災害避難時着用ベストの周知を図ります。

3 防災ラジオを活用した早期避難の推進

- 避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）を提出した人やその家族など、要支援者の避難を支援する団体などに防災ラジオを無償貸与し、要支援者の早期避難を図ります。

4 災害避難時タクシー利用助成

- 避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）を提出した人等で運転が困難の人に対し、避難時に使用したタクシー代の一部を助成することで、要支援者の早期避難を促します。

基本施策2 福祉避難所の開設・運営に関する取組の推進

暮らしの安全安心対策の充実・強化を図るため、基本施策「福祉避難所の開設・運営に関する取組の推進」を重点施策とし、重点的に取り組みます。

◆◆ 現状と課題 ◆◆

福祉避難所の対象となる人は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児など、避難所の生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、その家族まで含まれます。現在、本市では、一般の避難所で生活することが難しいと判断され、何らかの特別な配慮を要する人が利用する福祉避難所として「下松市保健センター」及び「下松市地域交流センター」を指定しています。災害の規模により、「下松市地域交流センター」を福祉避難所でなく遺体安置所として利用します。なお、災害時には、一般の避難所においても福祉避難スペースの確保に努め、福祉避難所の機能を段階的に設けています。

2018（平成30）年6月以降、11法人21事業所と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しました。この協定は、一般の避難所で生活することが難しいと判断した要配慮者に、法人が運営する施設に家族などと一時的に避難していただくものです。福祉避難所の開設・運営が円滑に行われるよう、法人との意見交換や訓練を定期的実施することが重要です。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

主に高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児などが福祉避難所を利用することになるため、多種多様な防災備蓄品の充実に努めます。平時から福祉避難所に関する取組を進め、災害時の避難行動に支援が必要な人の早期避難や福祉避難所の速やかな開設・運営に努めます。

「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結した社会福祉法人などが運営する施設のスペースなどを利用し、福祉避難所を開設・運営します。福祉避難所の開設・運営が円滑に行われるよう、法人などとの定期的な意見交換や訓練の実施に努めます。また、日頃から社会福祉施設や関係機関などと連携を密にし、災害や感染症などに備える取組を進めます。

福祉避難所に受け入れられる人数も限られているため、一般の避難所で生活している人で福祉避難所に移られる方が望ましい人が多数になる場合、優先度を付け福祉避難所に移る人を判定する仕組みの構築、利用者を特定して福祉避難所に直接避難する仕組みの構築について、研究を進めます。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 福祉避難所の開設・運営に関する取組の推進

- 防災備蓄品や衛生品など、災害対策や感染症対策に必要な物資の備蓄、調達に努めるとともに、協定締結法人との意見交換や訓練を実施し、福祉避難所の円滑な開設・運営に努めます。

2 社会福祉施設などとの連携による災害や感染症などに備える取組の推進

- 社会福祉施設や関係機関などとの連携を密にし、気象や災害、感染症対策に関する情報提供などに努めるとともに、災害対策や感染症対策に必要な物資の備蓄や調達など、災害や感染症などに備える取組を進めます。

基本施策3 福祉的支援の充実・円滑化の推進

◆◆ 現状と課題 ◆◆

近年、全国各地で大規模な災害が頻発しており、本市においても、2018（平成30）年7月に発生した豪雨では、建物の全半壊や床上浸水が発生し、多くの方々が避難所へ避難せざるを得ない状況となりました。

大規模災害発生時には、迅速な避難の呼びかけを行うとともに、復旧に向けた地域の連携やボランティアによる支援が重要です。

さらに、気候変動等による災害の激甚化が今後も想定されることから、平常時より福祉的支援の体制を整備し、住民一人ひとりの安全を確保する取り組みを推進する必要があります。

◆◆ 施策の展開 ◆◆

災害時の避難行動を支援する民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織等を対象とした研修会を定期的で開催し、災害時に支援が必要な方の円滑な避難を促進します。

また、災害ボランティアセンターの設置・開設に関しては、「下松市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」に基づき、下松市社会福祉協議会が行うこととしていることから、平常時から社会福祉協議会との連携を強化し、災害時に速やかなセンター開設・運営が可能となる体制づくりに取り組みます。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 避難支援関係者に対する取組の推進

- 避難支援関係者となる民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織等を対象とした研修会を定期的で開催し、要配慮者の円滑な避難に努めます。

2 災害ボランティアセンターの開設・運営に関する取組の推進

- 下松市社会福祉協議会や関係機関と連携し、定期的な情報共有や訓練を行い災害ボランティアセンターの迅速な開設・運営に努めます。

■基本目標4 成果指標

	現況値	目標
	2026（令和8）年1月末時点	2030（令和12）年
避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）作成件数	564件	600件
防災ラジオ無償貸与者数	1,015件	1,150件
協定締結法人との訓練などの実施	1回/年 （令和7年度）	毎年1回以上
要支援者の早期避難行動につなげられる取組の創出	1	1以上
避難支援等関係者に対する研修会の開催	1回/年 （令和7年度）	毎年1回以上
災害ボランティアセンターの開設・運営に関する関係機関との協議・訓練等の実施	1回/年 （令和7年度）	毎年1回以上

第6章 下松市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度は、精神上的の障害によって判断能力に欠ける、あるいは不十分な人の権利を守る援助者として、家庭裁判所の手続きにより後見人等を選任し、本人に代わって契約を結ぶことや本人の誤った判断による行為を取り消すなど、本人を法的に保護し、その判断能力を補う制度です。

この章を、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）として位置付け、施策に取り組みます。

1 計画策定の趣旨

2016（平成28）年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が制定され、基本理念が定められるとともに、国の責務などが明らかにされました。また、市町村に対して成年後見制度の利用の促進に関する施策を推進するため、基本計画策定と合議制の機関の設置について努力義務が課せられました。

「下松市成年後見制度利用促進基本計画」は、地域共生社会の実現を念頭に、本市が取り組むべき成年後見制度の利用の促進に関する施策の方向性を示し、総合的・計画的に推進することを目的に2021（令和3）年3月に策定しました。

国が策定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画（2022（令和4）年度から2026（令和8）年度まで）」では、地域共生社会の実現に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援[※]」を位置付けています。本市においても、「第2次下松市成年後見制度利用促進基本計画」を定め、更なる施策の推進を図ります。

※権利擁護支援とは、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動です。

2 計画期間

「第2次下松市成年後見制度利用促進基本計画」は、本計画と同様に、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。なお、地域の実情や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

3 計画策定に向けて

「第2次下松市成年後見制度利用促進基本計画」の策定にあたり、「下松市権利擁護ネットワーク協議会」において、計画の内容を検討しました。

【開催日】令和7年6月16日、令和7年10月3日

【参加者】山口県弁護士会、山口県司法書士会、山口県社会福祉士会、
山口県相談支援専門員協会周南支部、下松市介護支援専門員協会、
下松市社会福祉協議会、下松市民生児童委員協議会

【内容】成年後見制度利用促進の取組状況
(市・各機関・団体の取組状況の情報共有)
第2次下松市成年後見制度利用促進基本計画について
協議会としての今後の取組について

4 施策の展開

◆◆ 現状と課題 ◆◆

近年、認知症高齢者や生活困窮者、身寄りのない人が増加するとともに、虐待事案や8050問題なども相まって、複合的な生活課題を抱えるケースが散見されるようになっていきます。こうした状況の中、障害や病気などにより判断が十分にできない人の権利を守るために大きな役割を担う成年後見制度は、ますますその重要性を増しています。実際に、成年後見制度に関する相談件数は増加するとともに、相談内容も多様化しており、迅速な市長申立てや後見人等支援が求められています。

本市では、2021（令和3）年4月に「下松市権利擁護ネットワーク協議会」を設置し、司法、福祉、地域の関係者が一体となって成年後見制度利用促進に取り組んできました。協議会では、情報交換、支援者向け研修会の企画やケース検討、さらには、市長申立てを行うケースを中心に、申立ての必要性や後見人等の候補者の検討を行っています。

また、2022（令和4）年3月には、成年後見制度利用促進を中核的に担う役割として「下松市成年後見支援センター」を地域包括支援センター内に設置し、市広報「潮騒」や市ホームページを活用した制度の周知、市民向け出前講座や講演会を実施しています。

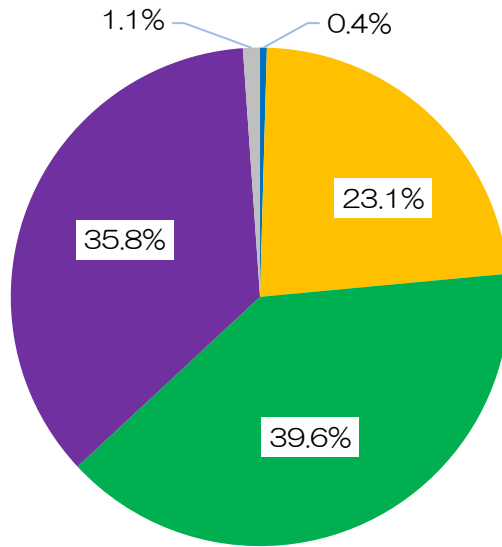
一方、アンケート調査では、成年後見制度について「知らない」、「聞いたことがあるが内容はよくわからない」と回答した人の割合は、7割以上となっており、制度を認知している人のうち、34.5%が相談先について、「わからない」と回答しています。

成年後見制度については、市民に対する周知が不十分であること、制度に対する誤解により、浸透していないのが現状です。また、成年後見支援センターの相談件数は増えていますが、早急な対応が必要な場合もあり、社会福祉協議会や福祉専門職など、より身近な相談先を周知することも必要です。

また、高齢化の進展により、さらなるニーズの多様化、増大が想定されることから、地域連携ネットワーク機能を強化することにより、「チーム」としてこれらを解決していくことが求められます。

【成年後見制度について（認知度）】

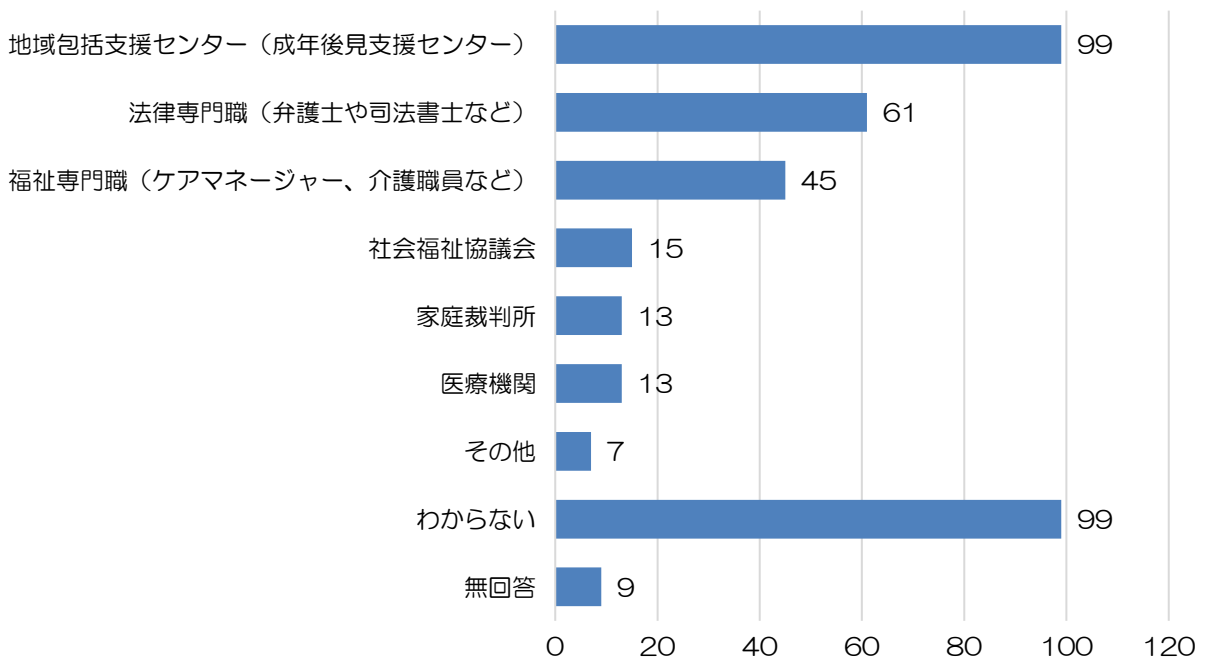
（回答数：N=455、単位：％）



- 制度を利用している、または利用するための手続きをしている
- 聞いたことがあり、内容も知っている
- 聞いたことがあるが内容はよくわからない
- 知らない
- 無回答

【成年後見制度に関する相談先（複数回答）】

（回答数：N=287、単位：人）



基本目標1 成年後見制度の周知及び利用促進

◆◆ 施策の展開 ◆◆

下松市成年後見支援センターを中心として、成年後見制度に関する広報、権利擁護総合相談、成年後見制度利用促進、後見人等支援などの取組を推進します。そのために、継続的に地域における連携・対応力強化や様々なケースに対応できる専門知識の蓄積に努め、質の高い支援を目指します。

地域連携ネットワーク^{※1}づくりを推進するため、福祉、医療、地域の関係者、福祉や法律の専門職の団体などが包括的・一体的に連携、協力しながら、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う「チーム」の構築を図ります。

※1 地域連携ネットワークは、「中核機関^{※2}」、「協議会^{※3}」、「権利擁護支援チーム^{※4}」の三本立てとなっています。

※2「中核機関」は、本人や関係者からの権利擁護に関する支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言などを確保しつつ、支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行うとともに、「協議会」の運営を通して専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者コーディネートを行います。下松市成年後見支援センターがその役割を担います。

※3「協議会」は、「権利擁護支援チーム」に対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議する場です。下松市権利擁護ネットワーク協議会がその役割を担います。

※4「権利擁護支援チーム」は、成年後見制度など権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、身近な親族や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組みです。既存の福祉・医療などのサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにします。

◆◆ 主な取組 ◆◆

1 成年後見制度の周知・啓発

- 市広報「潮騒」・市ホームページの活用、出前講座や講演会の実施などにより相談窓口や制度を周知・啓発し、成年後見制度の理解促進を図ります。

2 地域連携ネットワークづくりの推進

- 民生児童委員協議会（地域の関係者）、社会福祉士会、相談支援専門員協会、介護支援専門員協会、社会福祉協議会（福祉関係団体）、弁護士会、司法書士会（法律関係団体）、家庭裁判所などから構成される下松市権利擁護ネットワーク協議会において、成年後見制度に関する支援を推進する

ための情報集約、後見人等の候補者を検討・調整する受任者調整や成年後見制度の利用開始後の支援方針の検討を行います。

3 成年後見制度利用支援事業の推進

- 成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、本人や親族などが成年後見人等選任の申立てを行うことが見込めない場合は、調査の上、市長が家庭裁判所に成年後見人等選任の申立てを行います。また、経済的理由で成年後見制度の利用が難しい場合は、親族以外の後見人等の報酬の一部を助成します。

■ 成果指標

	現 況 値	目 標 2030（令和12）年
成年後見制度の認知度 （地域福祉計画・市民アンケート）	23.5% （令和7年度）	30.0%

資料編

1 策定体制

(1) 下松市地域福祉計画策定委員会設置規則

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条及び下松市附属機関設置条例（令和3年下松市条例第5号）の規定に基づき、下松市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり広く市民の意見を反映するため、下松市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の調査研究に関すること。
- (2) 計画の立案に関すること。
- (3) その他計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、関係団体等からの推薦及び公募により、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定をもって終了する。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、時代の要請に応じた重点的な課題に対応するため、専門部会を置き、専門分野ごとの調査及び検討を行うものとする。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、専門部会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第11号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 下松市地域福祉計画策定委員会委員名簿

区分	関係団体・役職名等	氏名	備考
協議体等	豊井あんしん隊生活支援コーディネーター	井上 明典	
	旗岡地区協議会会長	内山 俊雄	
福祉関係者	下松市社会福祉協議会会長	白木 正博	会長
	下松市民生児童委員協議会会長	中・ 久美子	副会長
	下松市障害者福祉団体連合会長	脇田 苗美	
	シニアクラブ下松会長	三吉 武	
児童関係者	下松市子ども会育成連絡協議会会長	橋本 貴代	
	山口県保育協会下松支部副支部長	伊藤 三奈	
保健医療関係	下松市保健推進員連絡協議会会長	古村 一味	
自治会関係	下松市自治会連合会会長	田中 豊	
成年後見人関係	山口県司法書士会	野村 卓志	
市民代表	公募委員	岡田 正彦	
		原 卓也	
		山本 享明	

(順不同、敬称略)

(3) 下松市地域福祉計画策定対策本部設置要綱

(設置)

第1条 下松市地域福祉計画（以下「計画」という。）を総合的に検討し計画策定するため、下松市地域福祉計画策定対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の基本的な考え方に関すること。
- (2) 計画の具体的な展開に必要な施策及び方向性に関すること。
- (3) その他計画について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、地域福祉課長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 幹事会は、本部長の命を受けて本部の事務を処理する。
- 7 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(参考人の出席)

第7条 本部長は本部の会議に、幹事長は幹事会の会議に、必要に応じ参考人の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則 (令和7年3月6日)

この要綱は、令和7年3月7日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

教育長	上下水道事業管理者(上下水道局長)	企画財政部長	総務部長	地域振興部長	生活環境部長	健康福祉部長	こども未来部長	建設部長	教育部長
議会事務局長	消防長								

別表第2（第6条関係）

企画財政部	企画政策課長 税務課長
総務部	総務課長 防災危機管理課長 久保出張所長 花岡出張所長 笠戸島出張所長 米川出張所長
地域振興部	地域政策課長 地域交流課長 産業振興課長 農林水産課長
生活環境部	環境推進課長 市民課長 保険年金課長 生活安全課長
健康福祉部	地域福祉課長 高齢福祉課長 障害福祉課長 健康増進課長 人権推進課長
こども未来部	こども未来課長 こども家庭課長
建設部	土木課長 住宅建築課長 都市政策課長
教育委員会	教育総務課長 学校教育課長 生涯学習振興課長
消防本部	警防課長

2 市民アンケート調査結果（抜粋）

1 はじめに

この報告書は、下松市地域福祉計画策定の基礎的な資料とするために、市内にお住いの18歳以上の人の中から1,000人を無作為に抽出してアンケート調査を実施し、地域福祉などに関する考え方や意見をいただきました。

2 アンケートの概要

- ①調査地域：下松市全域
- ②調査対象者：下松市内に居住する18歳以上の人
- ③送付対象者数：1,000人
- ④選定方法：住民基本台帳から無作為抽出
- ⑤調査方法：郵送配布-郵送回収
- ⑥回答者数：455人
- ⑦調査時期：2025（令和7）年2～3月

3 集計内容について

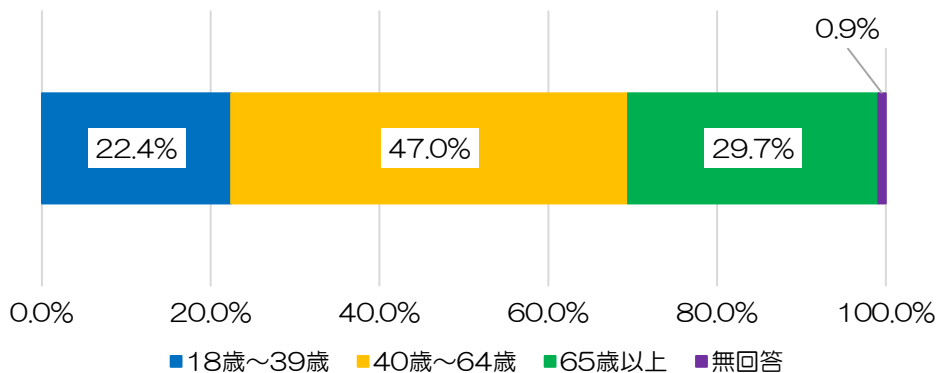
- ★集計結果は小数点第2位を四捨五入しており、構成比の合計が100%にならない場合があります。
- ★複数項目を選択可能な設問は、各選択項目の回答数の合計が、全回答者数（467人）を上回る場合があります。
- ★サンプル数が少ない属性があるため、当該属性の結果が十分な精度を持たない場合があります。

アンケート調査の結果

(一部抜粋した結果を掲載しています)

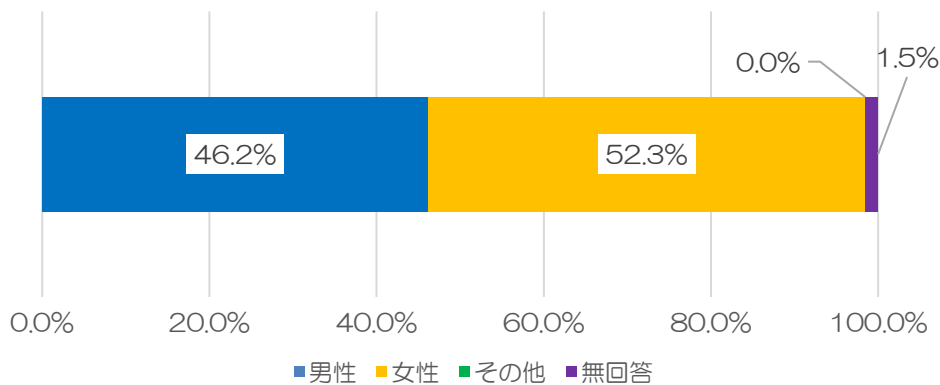
問1 年齢

(回答数：N=455)



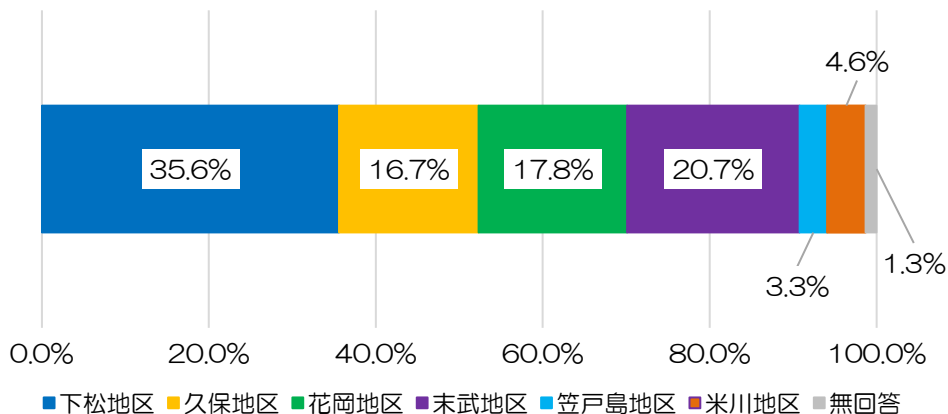
問2 性別

(回答数：N=455)



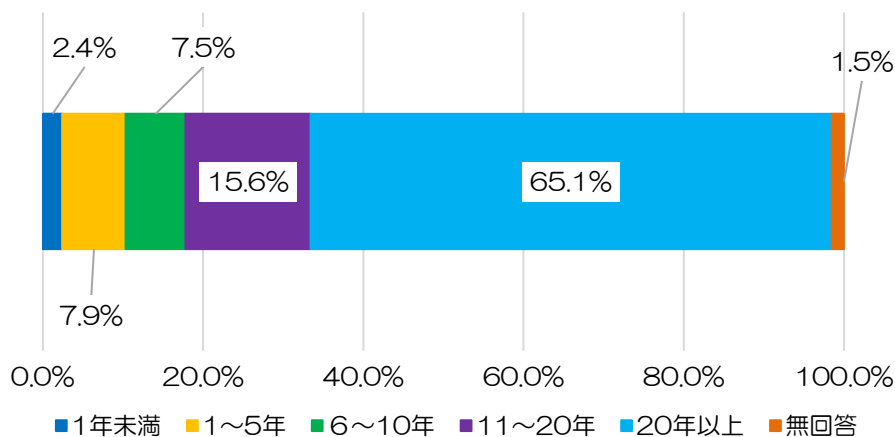
問3 居住地区

(回答数：N=455)



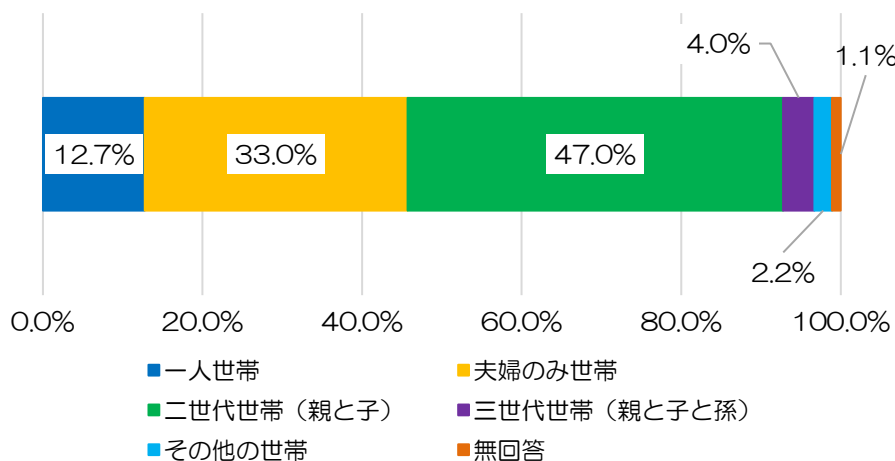
問4 居住年数

(回答数：N=455)



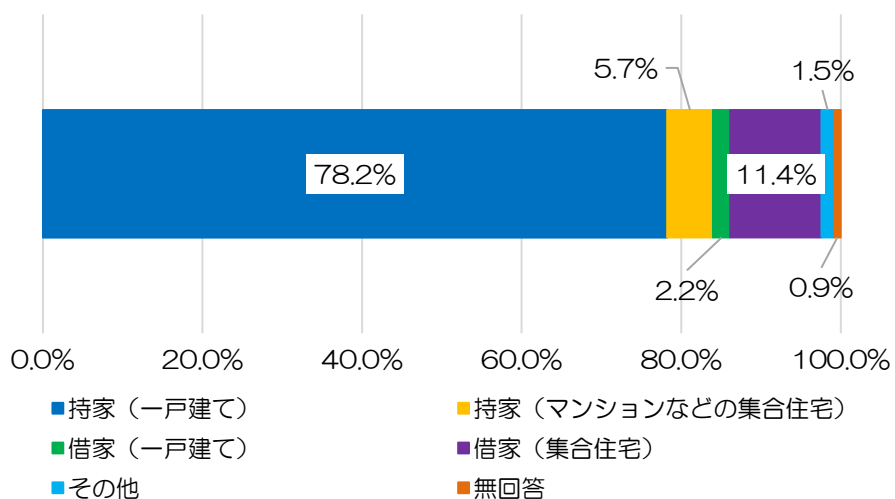
問5 家族構成

(回答数：N=455)

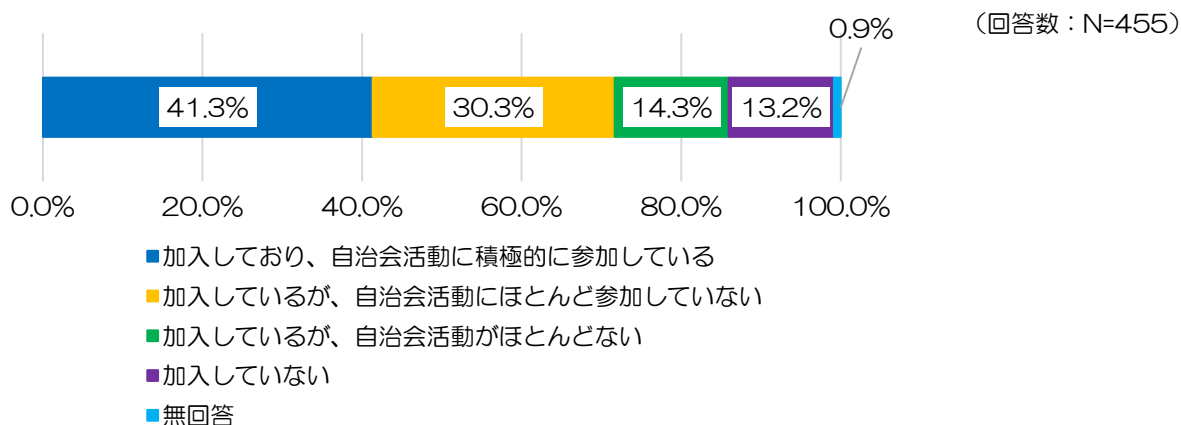


問6 住まいの形態

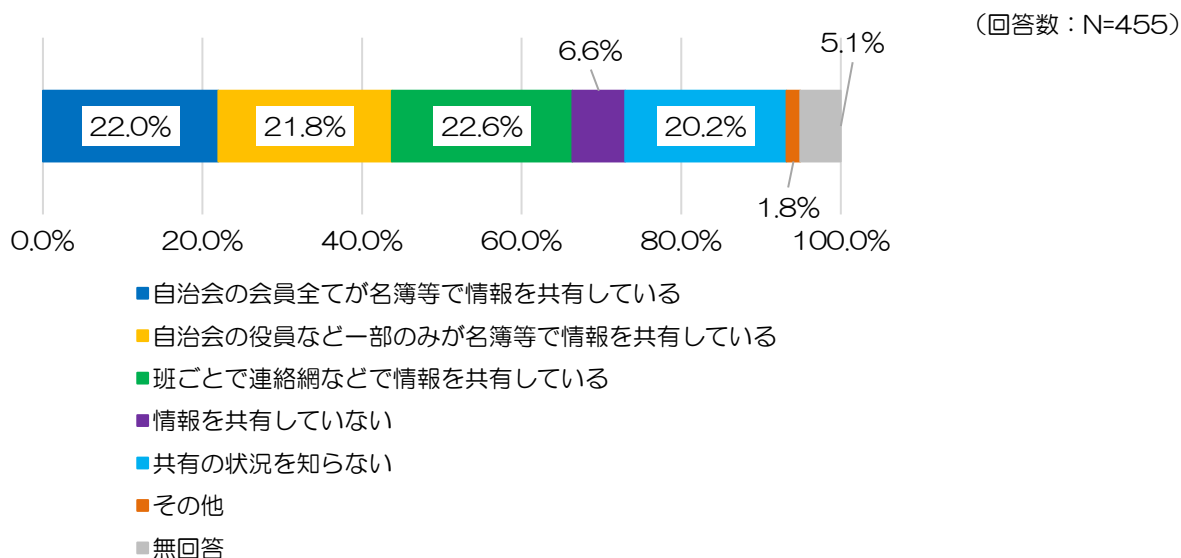
(回答数：N=455)



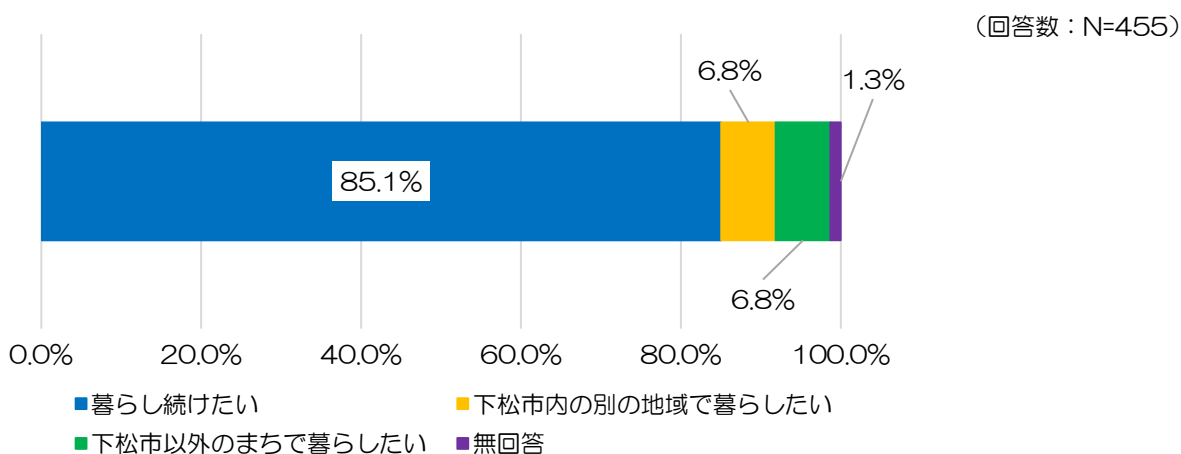
問7 自治会加入状況



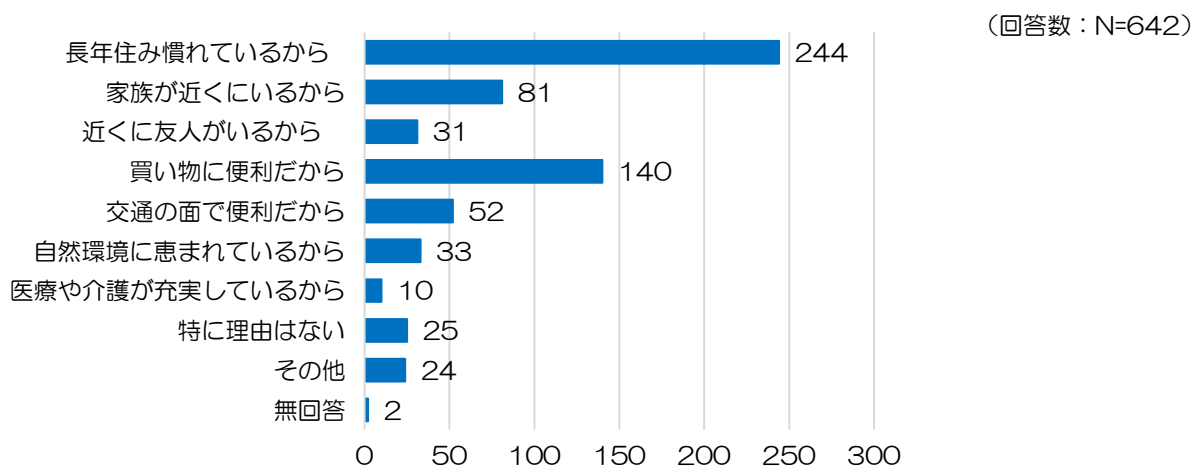
問8 自治会における会員情報の共有状況



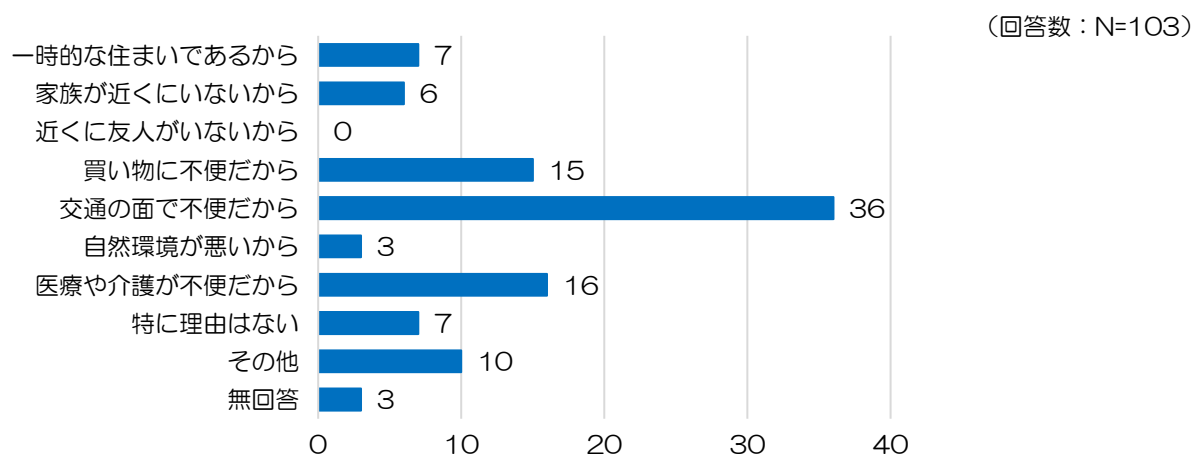
問9 現在住んでいる地域で今後も暮らし続けたいですか。



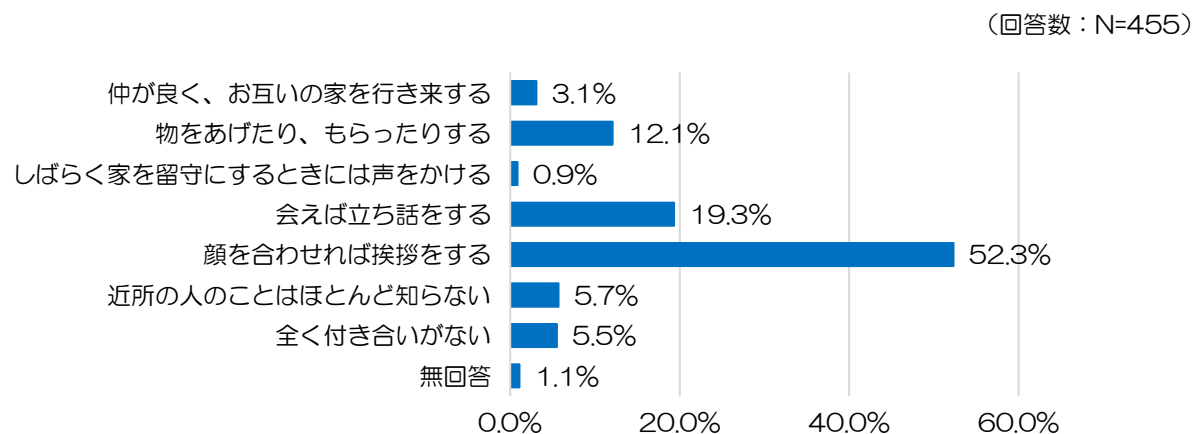
問9-① 「1. 暮らし続けたい」と回答した理由を教えてください。(主な理由を2つまで選択)



問9-② 「2. 市内の別の地域で暮らしたい」、「3. 下松市以外で暮らしたい」と回答した理由を教えてください。(主な理由を2つまで選択)

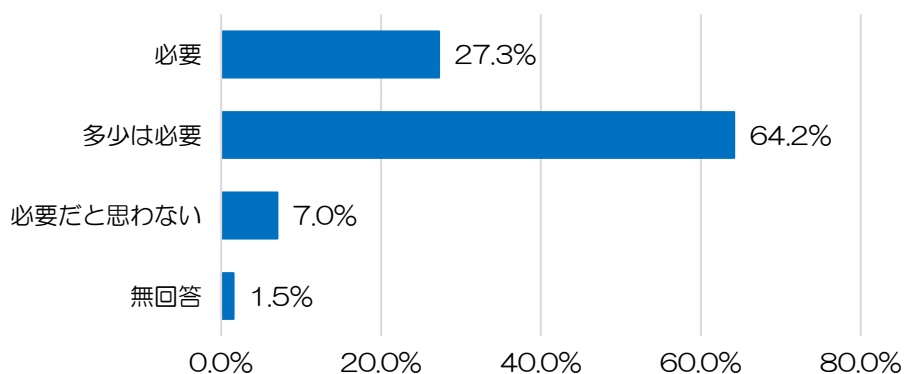


問10 普段、近所の人とどの程度の付き合いがありますか。



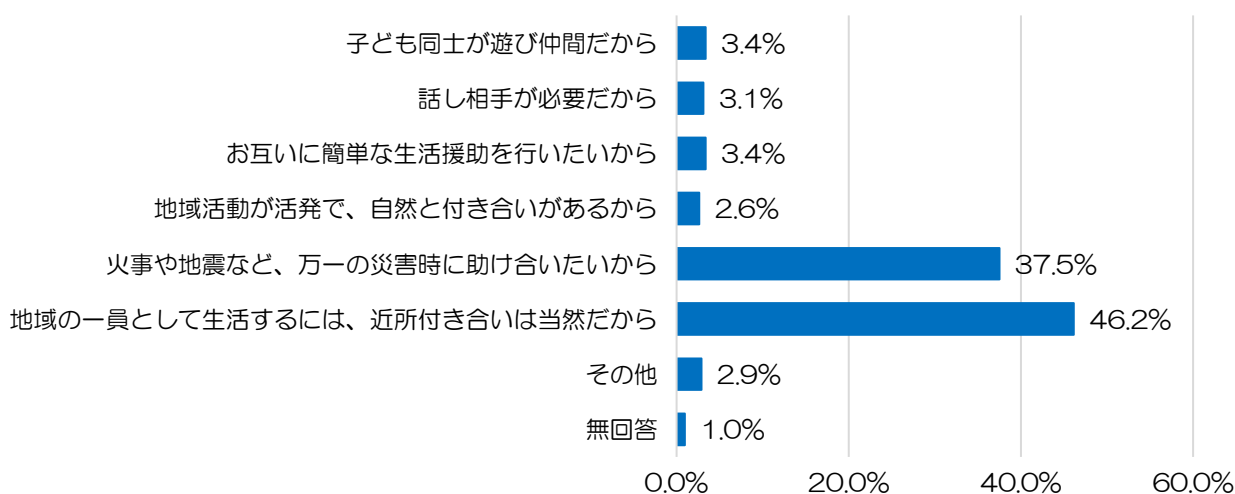
問 11 近所の人との付き合いは必要だと思いますか。

(回答数：N=455)



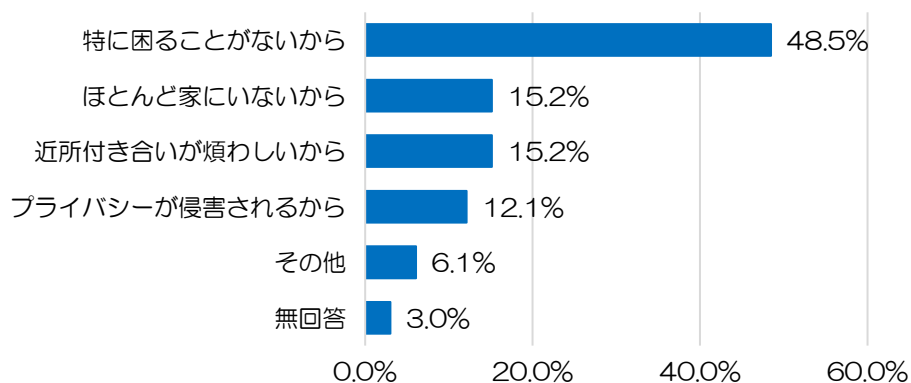
問 11-① 「1. 必要」、「2. 多少は必要」と回答した理由は、次のうちどれにあたりますか。

(回答数：N=416)



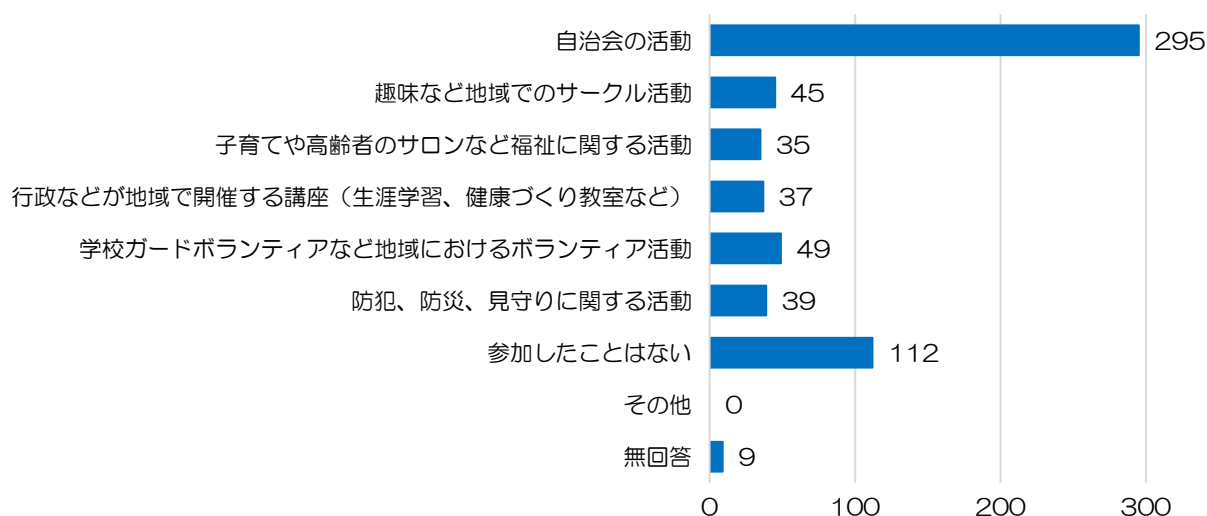
問 11-② 「3. 必要だと思わない」と回答した理由は、次のうちどれにあたりますか。

(回答数：N=33)



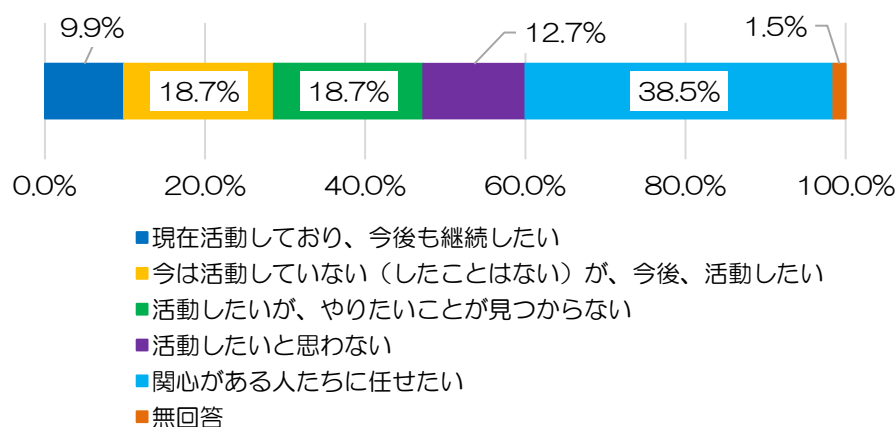
問 12 どのような地域活動に参加したことがありますか。

(回答数：N=621)



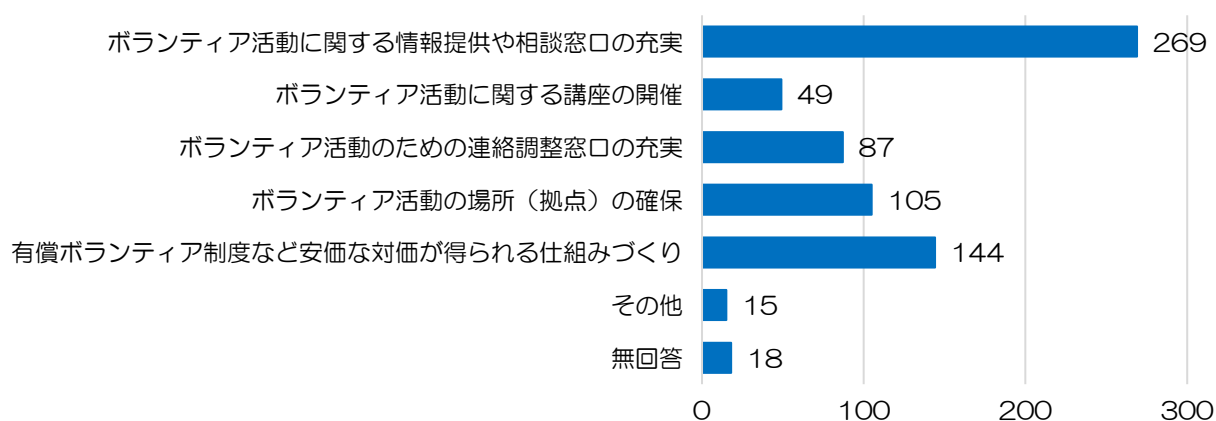
問 13 ボランティア活動に関する意識について教えてください。

(回答数：N=455)



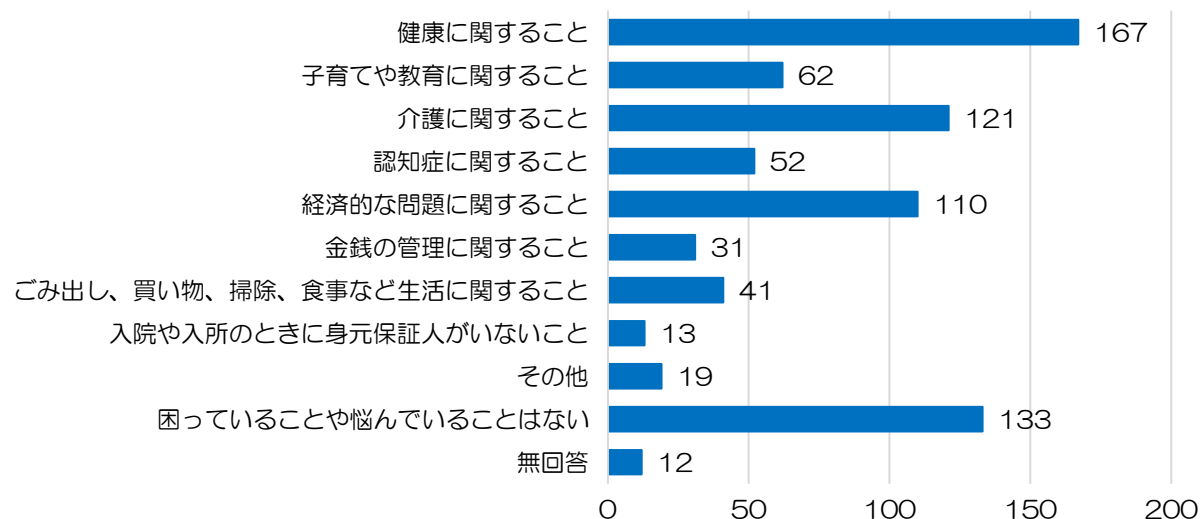
問 14 ボランティア活動の活性化を図るためには、どのような対策が必要だと思いますか。（主なものを2つまで選択）

(回答数：N=687)



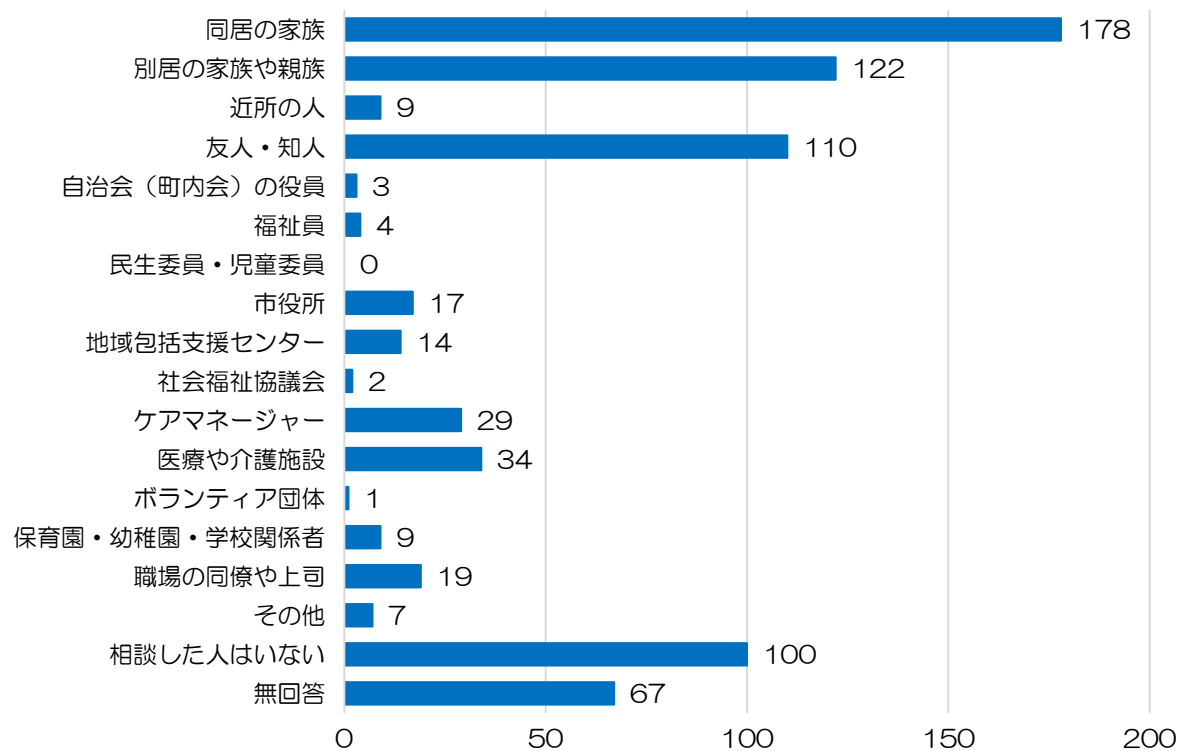
問 16 自身や家族のことで困っていることや悩んでいることはありますか。(あてはまるもの全てを選択)

(回答数：N=761)



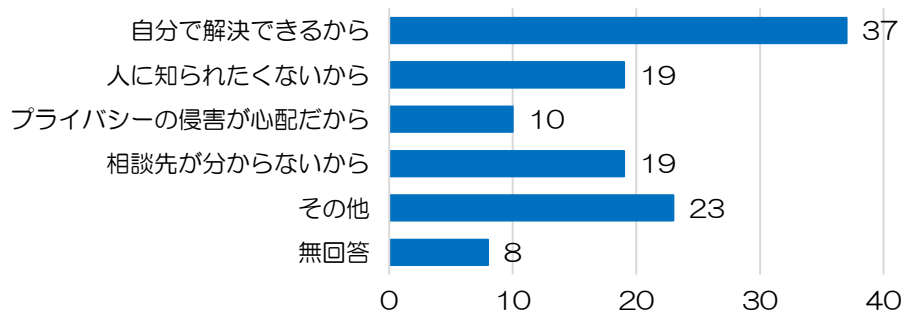
問 16-① 困りごとや悩み事があると回答した方にお尋ねします。困りごとや悩み事を誰かに相談しましたか。(あてはまるもの全てを選択)

(回答数：N=725)



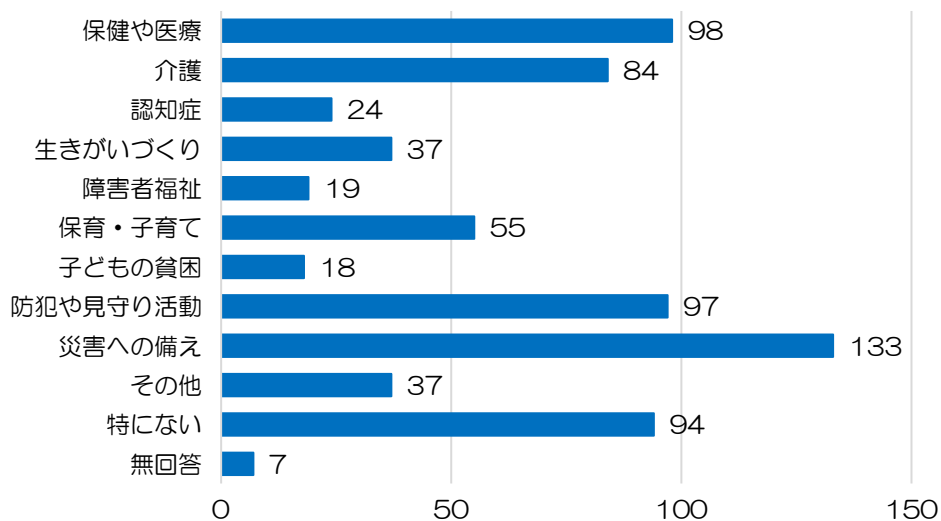
問 16-② 「相談した人はいない」とお答えの方にお尋ねします。誰にも相談したことがない理由を教えてください。(あてはまるもの全てを選択)

(回答数：N=116)



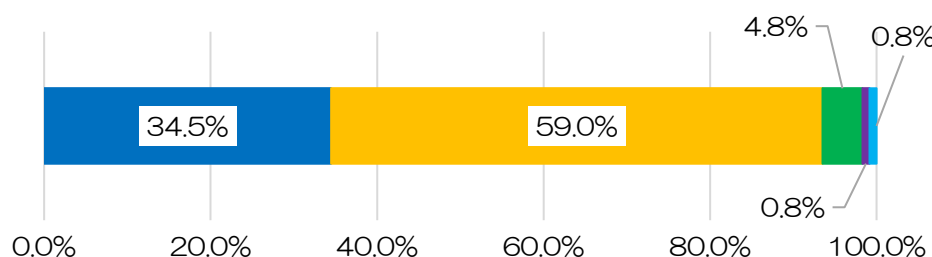
問 17 お住いの地域で、どのような分野に課題があると思いますか。(あてはまるもの2つを選択)

(回答数：N=703)



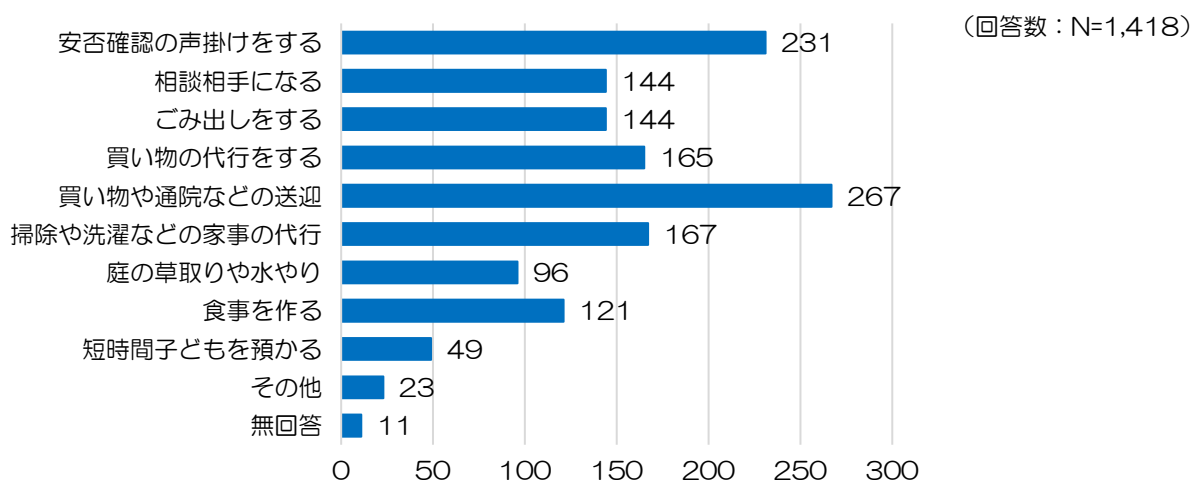
問 17-① 課題があると回答した方にお尋ねします。その分野の課題は、今、自分に直接関係がなくても、地域の課題として身近に感じていますか。(あてはまるもの1つを選択)

(回答数：N=354)

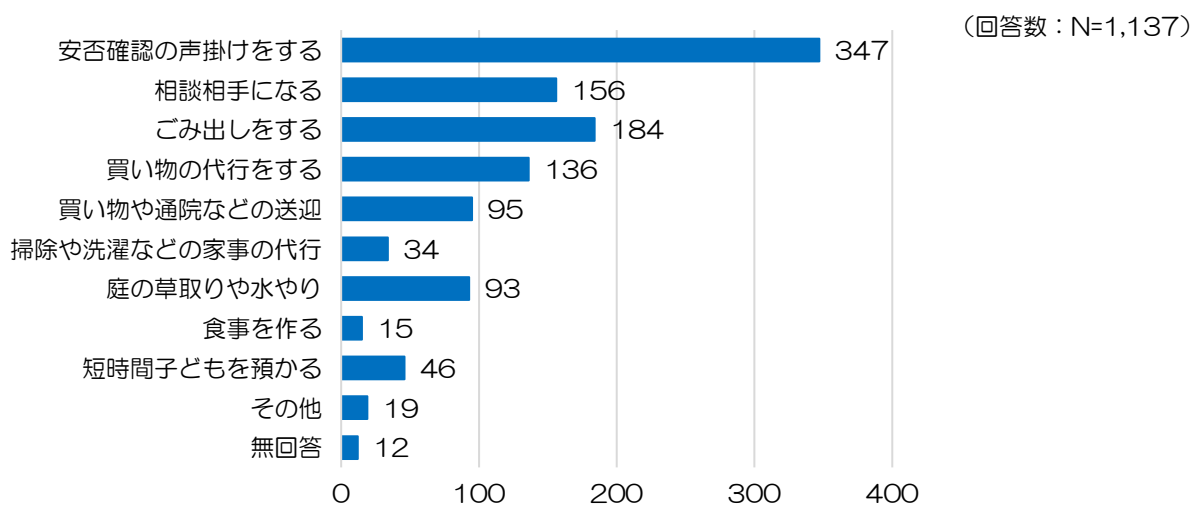


- とても感じている
- ある程度感じている
- あまり感じていない
- 全く感じていない
- 無回答

問 18 あなたが日常生活を送ることが難しくなったとき、地域でどのような手助けがあればよいと思いますか。(あてはまるもの全てを選択)



問 19 近所の人を手助けを必要としたとき、あなたは、どのような手助けができると思いますか。(あてはまるもの全てを選択)



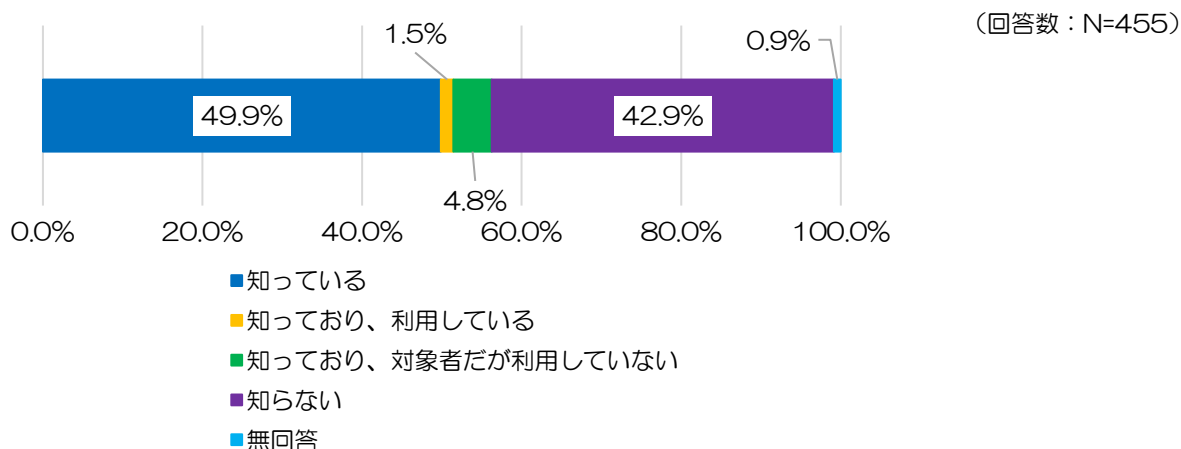
問 21 あなたは、現在の下松市についてどのように感じていますか。(それぞれ1つを選択)

(回答数：N=455)

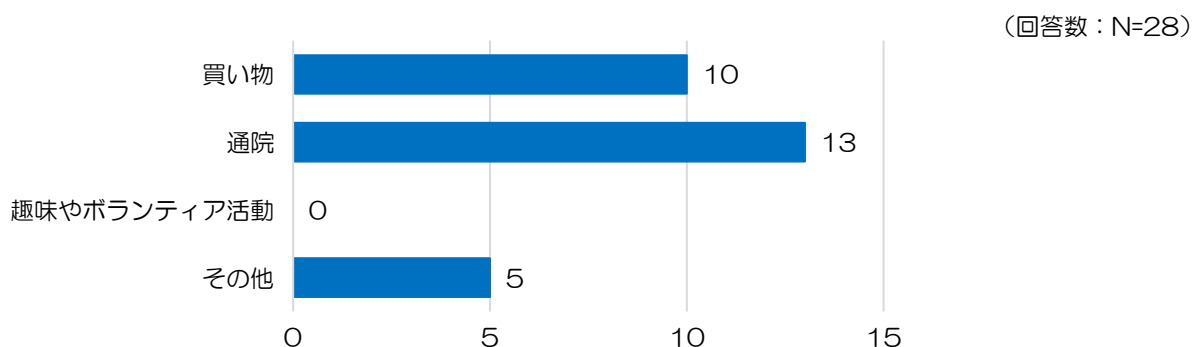
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	無回答
高齢者が暮らしやすいまち	52	179	68	42	103	11
障害者が暮らしやすいまち	28	112	93	62	148	12
子育てがしやすいまち	69	188	53	31	102	12
地域住民の活動が盛んなまち	24	117	117	80	105	12
住民同士の支え合いがあるまち	20	127	108	69	119	12

問22 高齢者を対象としたバス・タクシーの助成制度があることを知っていますか。

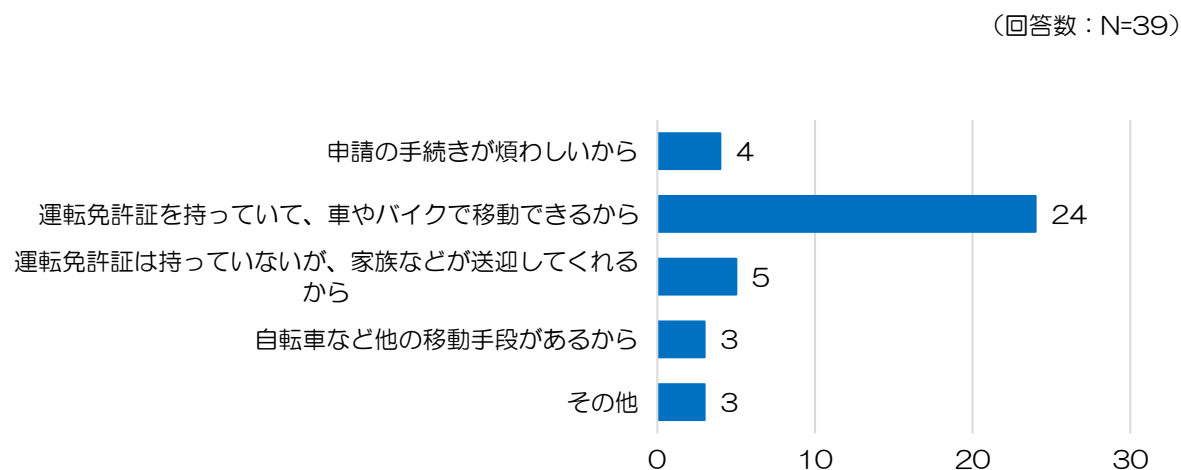
(あてはまるものを1つ選択)



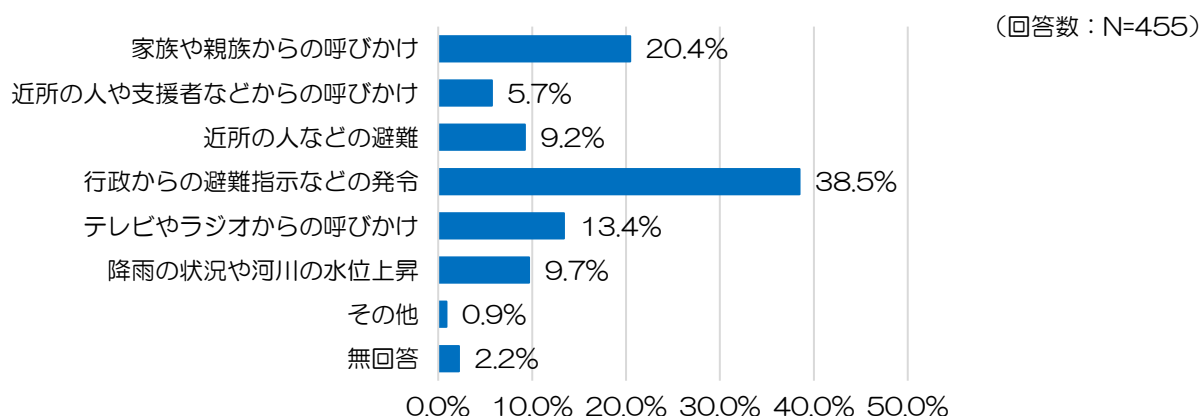
問22-① 「知っており、利用している」を選んだ方にお尋ねします。あなたはどのような目的で助成券を利用されましたか。(あてはまるものを全て選択)



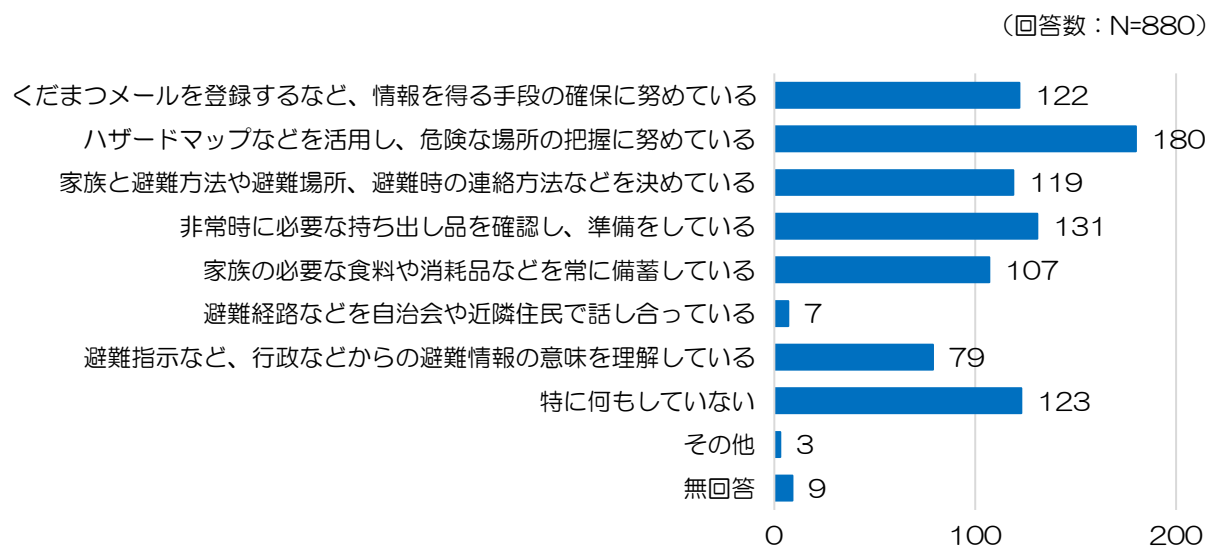
問22-② 「知っており、対象者だが利用していない」を選んだ方にお尋ねします。あなたが申請していない理由はどれですか。(もっともあてはまるもの1つを選択)



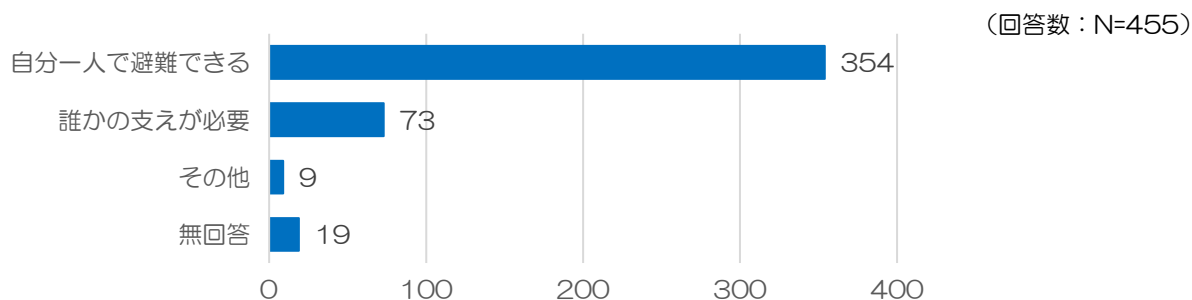
問 23 災害発生の恐れがあるとき、あなたが避難するきっかけになると思うのはどれですか。(もっともあてはまるものを1つ選択)



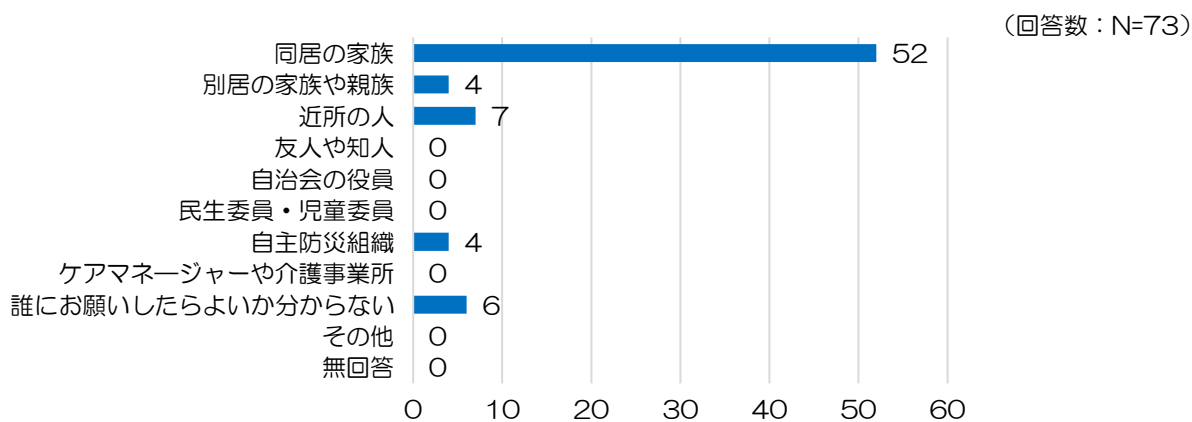
問 24 あなた自身や家族の災害に対する備えについて教えてください。(あてはまるもの全て選択)



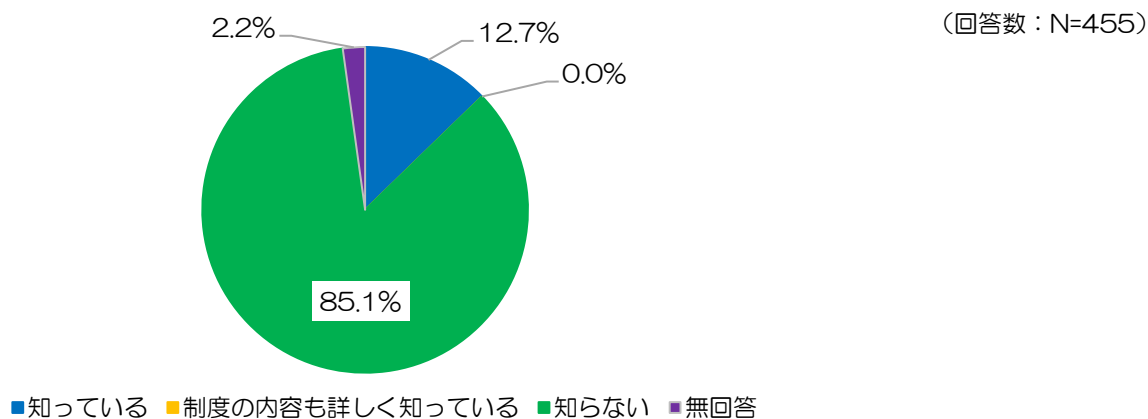
問 25 災害の恐れがある(発生した)とき、あなた一人で避難できると思いますか。(あてはまるもの1つを選択)



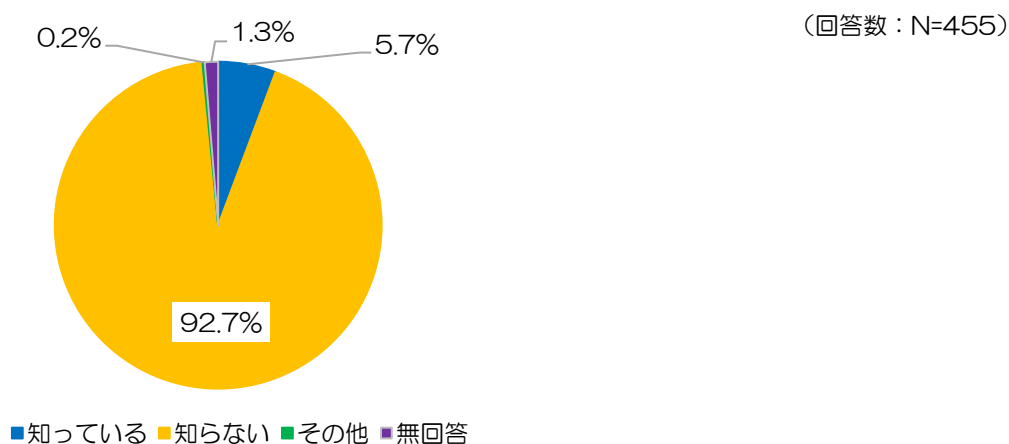
問 25-① 「誰かの支えが必要」とお答えの方にお尋ねします。避難するときに、どなたに助けをもらいながら避難したいと思いますか。(あてはまるものを1つ選択)



問 26 あなたは、避難行動要支援者支援制度を知っていますか。(あてはまるものを1つを選択)



問 28 市では、西市地区にある「下松福祉センター」と老人福祉会館「玉鶴」を統合する地域福祉拠点施設の整備を進めています。この事業について知っていますか。



3 協議体等からの意見

地域生活課題を明らかにし、地域福祉計画に反映させ、解決に向けた取組などを進めるため、旗岡地区、豊井地区の協議体を中心にして、地域生活課題に関する項目の意見をいただきました。各協議体において話し合いを続け、地域の課題を解決する仕組みの創出につなげます。

※協議体等に依頼した時点での基本目標や基本施策を記載

豊井あんしん隊

- | | |
|--------|----------------------------------------|
| 1 開催日時 | 令和7年 5月28日(水) 18時から
11月26日(水) 18時から |
| 2 開催場所 | 豊井公民館 |
| 3 参加人数 | 28名 |

基本目標1 地域共生社会の実現に向けた福祉意識の醸成と環境づくり

★基本施策1 支え合い意識の醸成

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★インフラ整備の遅れと高齢化。コミュニケーション不足。自治会の機能不足。
- ★ボランティアが難しいのであれば、各家庭の戸別訪問を行う事業者（新聞、水道・ガスメーター検針等）と連携する。
- ★コミュニケーションの大切さはわかっているが、具体的に行動を起こすにはどうしたらよいかわからない。面倒だと思っている人もいる。
- ★私を含め高齢者が多い地域。10年後、20年後の若い世代が少ない。
- ★自治会に加入している人でも、アパートの住人は自治会の総会や清掃活動等等への参加が少ない。
- ★独居の高齢者が多く、若い人は子育てに忙しく生活している。互いに交流しにくいのが現状
- ★高齢世帯、子育て世帯（現役）間の交流が少なく生活状況がよくわからない。
- ★地域の活動家が不足しており、次の世代へのバトンタッチ進まない。

◆◆ 一人ひとりができること ◆◆

- ★自分に何が出来るかを考え実行する力
- ★出会った時に安否確認する。
- ★地域活動や公民館行事に参加する。
- ★自治会の行事への参加

- ★外出時に会った人に挨拶等の声かけをする。
- ★買い物の同伴、道路・公園・花壇等の手入れや清掃活動
- ★挨拶、会釈を心掛ける。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★多世代交流事業の拡大と定着
- ★班内での清掃活動等で気軽に話をし、困り事の相談に応じる。
- ★月一回のお便りの配布
- ★祭りの内容を工夫するなどし、自治会の行事に少しでも多くの方に参加しようと思えるようにする。
- ★市内一斉ごみゼロ運動やクリーン作業、シニアクラブ奉仕の日への参加。
- ★自治会主催の公園の清掃活動（年5、6回）に積極的に参加する。
- ★公民館、学校行事等を通して、子ども達と触れ合う。

★基本施策2 支え合いの地域活動の推進

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★ボランティア要員が不足しており、交流も希薄化している。
- ★自治会の行事や地域の行事を通して、なるべく多くの方が楽しく参加出来るように計画をしている。
- ★公民館を利用しさまざまな活動を行い交流の場としているが、参加者の顔ぶれが同じである。
- ★公共の交通手段がない。
- ★安否確認を含む声かけなどは出来るが、プライバシーの侵害と受け取られないか不安がある。
- ★自主防災組織やとよいあんしん隊の活動を通じて地域の安全安心の活動を何年も続けているが、担い手等の問題でこのまま活動できるか不透明

◆◆ 一人ひとりができること ◆◆

- ★自ら交流しようとする意識を持つ。
- ★声かけをする。
- ★行事等の企画に関するアイデアの提供や運営の補助などの協力を行う。
- ★安否確認を円滑に行うため、長期にわたり家を留守にする場合には、あらかじめ近隣住民にその旨を伝えておく。
- ★自分たちが楽しく健康に暮らすためにどうするかを考えることから、地域の輪が広がっていくと思う。
- ★近所の見守りや安否確認を行う。
- ★日頃から近所付き合いをし、気軽に相談し合える関係を作る。

- ★協力・協調の心を持って地域で行動することの重要性や人の輪に入り組織の中で学ぶことの大切さを知る。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★自治会活動を通じた多世代交流事業の実施
- ★交流のきっかけづくりとして、行事への参加を呼びかけ、回覧板などによる周知を行う。
- ★避難の手助け。
- ★協力し合える地区とするため、若い世代が参加しやすい場を多く設ける。
- ★有償ボランティア制度を導入することで、地域活動への参加者を増やす。
- ★移動販売車を誘致し、高齢者などの買い物支援につなげる。
- ★孤立感を抱かせないように、組織全体で声かけ運動に取り組む。

★基本施策3 地域福祉の拠点整備

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★自治会交流事業に対する理解不足
- ★子ども会と学校が連携し、地域住民も参加しながら、さまざまな楽しい活動を企画・実施している。
- ★高齢住民の約7割はシニアクラブで活動しているが、入会を勧めても参加に至らない人もいる。
- ★高齢者の移動手段の確保が課題。タクシーやバスは手間や費用の負担が大きいため利用につながらないのでは。
- ★公民館を利用して交流拠点作りが出来るが老人集会所等は常に管理者がいるわけではないので利用しにくい。
- ★地域交流センター、福祉センターなど施設自体は立派であるが、アクセス面では誰もが利用・参加しやすいとは言い難く、身近なコミュニティ施設（公民館や自治会集会所）の方が利用しやすい。
- ★公民館は行事を行うことが中心で、特定の目的を持たず、誰もが気軽に楽しめる場としての活用には課題がある。

基本目標2 地域福祉を担う人材の確保・育成と団体の強化

★基本施策1 地域福祉活動を推進する人材の育成

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★若い世代と高齢者が交流できる行事を計画的に実施しているものの、参加者が固定化している。

- ★地域だけでなく市全体でも、民生委員や福祉委員の高齢化が進んでおり、次世代の担い手は子育てや仕事で多忙なことから、後継者の育成が難しい課題である。
- ★公民館祭り等の地域行事の参加者が固定化している。
- ★自治会の役員やシニアクラブの役員の世代交代を図るため参加の声かけをしているが、なかなか難しい。
- ★大半の活動の中心的役割を高齢者が担っているのが現状
- ★行事などの運営がいつも同じメンバーに偏りがちである。
- ★定年延長などにより現役世代が長く働く状況が続く中で、地域福祉活動への参加は今後さらに難しくなると考えられ、経済的・時間的なゆとりがなければ活動への参加が困難である。

◆◆ 一人ひとりができること ◆◆

- ★参画意識を高め、まずは参加してみようとする姿勢が重要である。
- ★いろいろな地域の行事に積極的に参加し、そこで得た気づきや反省点を次回の活動に生かしていく。
- ★自分自身が楽しく、安全・安心に暮らせる環境をつくるため、一人ひとりの意識を高めていく。
- ★若い人とコミュニケーションを取る。
- ★活動を責任や義務として捉えるのではなく、楽しむことを大切にする姿勢が結果として参加の促進につながるのでは。
- ★人それぞれにできること・できないことがあるため、お互いが支え合い、補い合う。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★若い世代で計画、立案できるようにする。
- ★若い方の意見を取り入れ、役割を分担する。
- ★若い世代に関心を持ってもらうために、行事を行うたびに情報誌を発行し、地域の活動を知ってもらう。
- ★福祉の担い手を年代別に設ける。
- ★若い人に精力的に声かけする。
- ★役員・班長とも当番制ため、任期中は色々な活動に参加してもらう機会がある。退任後も声かけを行うことで、引き続き地域活動への参加や協力につなげられる可能性がある
- ★役員間で協力体制を作る。

★基本施策2 ボランティア活動への参加の促進

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★助け合いの気持ちを持った人が多いが、固定化されている。
- ★高齢化も進んでおり支援したくても本人も高齢化しているのが現状。ボランティアにもいつか限界が来る。
- ★ボランティアのニーズ、各家庭、各個人、出来る事、望む事が違うのでそれを調査しまとめる。
- ★地域の学校と地域の人たちに連携が、とても良く出来ている。
- ★支援の必要な人はデイサービスに行っている人が多い。
- ★ボランティア出来そうな人はごく少ない。
- ★当地区では、年2回の道づくりなどの活動を実施しており、各世帯が積極的に参加している。また、ごみステーションの美化や分別などについて、個人による自主的な取組も行われている。
- ★他人に頼むことへの遠慮を持っている人が多い。
- ★ボランティア活動というとハードルが高く自分には無理だと感じる人が多い。
- ★地域活動はほとんどがボランティア活動のため、地域と行政がどこまで協力、協調体制を取れるかによる。

◆◆ 一人ひとりができること ◆◆

- ★ボランティア活動への参加
- ★自分で出来ることを見つけボランティアとして参加する。
- ★環境を守ることが住みやすい地域づくりにつながるとの意識を高め、そのために率先して各種活動へ参加していく。
- ★地域内で生活に困難を抱える高齢者への支援ニーズが増加する中、個人で対応できることには限りがあるため、宅配や移動販売車などの活用を提案する

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★交流事業の実施
- ★地域行事や公民館行事に、住民が気軽に参加できる環境を作る。
- ★今まで通り、出来る事は続けて行く。
- ★有償ボランティア制度の導入を検討する。
- ★自治会の会合等で、ボランティア活動や参加者の紹介の機会を設け、地域住民に周知するとともに協力を呼びかける。
- ★無理のない範囲で協力体制を取る

★基本施策3 地域福祉に取り組む団体への支援

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★色々な団体の紹介と周知が不足している。
- ★地域の高齢化が進み、行事を実施することが難しくなっているため、若い世代の協力や参加が必要
- ★活動的に行われている。
- ★現状維持で精いっぱい。
- ★全体的に高齢者が多く、以前からの活動状況に変わりがない。
- ★参加者の減少や役員の高齢化・固定化などにより、活動の継続や活性化が困難になっている団体もある。
- ★参加者が固定化しており、活動はやりたい人がやればよいという捉え方になっている。
- ★20年、30年前に活動を始めた人たちが今も活動を続けている。後継者探し、育成が急がれるが難しい。

◆◆ 一人ひとりができること ◆◆

- ★ボランティア意識の向上
- ★公民館でも各種講座がありますので参考にして外出を増やして行く事もいいと思います。
- ★身近で気軽に声をかけることができる人に対し、粘り強く参加を呼びかける。
- ★自分たちが住む地域は自分たちで造るという心構え。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★地域でボランティア活動などに取り組み、計画の実進を進めていく。
- ★高齢者への配食サービスや、健康維持を目的としたサロン等の活動の支援
- ★身近で気軽に声かけが出来る人に粘り強く参加してもらえるように訴える。

基本目標3 健康で安心して暮らすための支援体制づくり

I 包括的な相談・支援体制の整備

★基本施策1 生活課題に対応する相談・支援体制づくり

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★社会的に孤立していると思われる人が、自治会の中にも見受けられる。一方で、プライバシー侵害につながることを懸念し、あまり踏み込まない方がよいと考える人が多いという現状がある。
- ★私たちを取り巻く環境は複雑化しており、いつ、どこで、どのようなことが

起こるかわからない状況にあることから、人を孤立させない体制づくりが必要である。

- ★行政やボランティアだけではなく、民間事業者による見守り活動や安否確認などを行うことができる体制の構築も必要

◆◆ 一人ひとりができること ◆◆

- ★日常的な会話をきっかけに悩みを抱えている人に気づき、話を聞き出し、個人では解決が難しい課題については、共助や公助へとつなげていく。
- ★声かけ、あいさつの推進

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★地域での声かけや見守り。

★基本施策2 見守り活動の充実

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★高齢化率は高いが見守りは出来ている。
- ★高齢者は多いが、比較的元気に過ごしている人が多い。しかし、見守りを行っている中で、特に夜間に不安が強くなるという声を聞いている。
- ★散歩の途中で声かけをし、何かあれば自治会長等へ連絡している。
- ★高齢の単身や夫婦のみの世帯で家族が遠方にいる場合には、地域による見守りが必要であると感じている。
- ★高齢者（単身、家族）の増加により要支援者の見守りが必要。私が住む自治会では民生委員や福祉委員が名簿を作成しそれぞれ見守りをしている。
- ★地域には高齢者をはじめ、生活や健康に不安を抱えるなどさまざまな人が暮らしている。互いに寄り添い、助け合いながら、地域全体で安全・安心を守っていく必要がある。

◆◆ 一人ひとりができること ◆◆

- ★近隣住民のことを日頃から知っておく。
- ★独居高齢者を常に見続けることは難しいため、顔を合わせた際には声を掛け、会話を交わすよう心掛ける。
- ★すべての人が見守り隊であるという意識を持つ。
- ★あんしん隊として、メンバー間で話し合いを重ねながら、可能な取組を継続していく。
- ★近所付き合いを大切にする。
- ★一人ひとりが互いに、身近な隣人の生活状況に目を向ける。

- ★コミュニティの中でも、特に近隣の変化には気づきやすいことから、日常的な見守り意識してを持つ。
- ★困った事があれば気軽に声をかけ合える仲間意識を持つ。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★顔の見える関係づくりを目的とした地域交流事業を実施する。
- ★高齢化が進む中、無理のない範囲で一人暮らし高齢者の状況を把握する。
- ★日頃から近所の異変に気付いた場合には、あんしん隊や自治会長、班長等へ連絡する仕組みを整えておく。
- ★自治会の班長を中心に日常的な見守りに気を配っていく。
- ★独居高齢者の見守りとして定期的に訪問を行う。
- ★班単位、または班を越えた声かけや見守りを通じて、地域で助け合える組織体制を構築していく。

★基本施策3 認知症の人や家族に対する支援の充実

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★独居の高齢者の中には、認知症と思われる人が多く見受けられる。
- ★研修等に参加した経験はあるものの、実際の対応には難しさを感じている。
- ★本当に支援を必要としている人ほど、支援の取組や相談先が分かりにくい状況ではないかと感じている。
- ★以前と比べると、認知症の人やその家族に対する理解や支援は手厚くなってきたように思われるが、高齢化の進行により、今後さらに増加していくことが見込まれる。このため、行政の取組について、より分かりやすい情報発信をお願いしたい。
- ★認知症は誰もがなりうる可能性がある。そういう人を見かけたら、寄り添う気持ちで接し、地域での見守りを強化していきたい。

◆◆ 一人ひとりができること ◆◆

- ★声かけ。
- ★研修に参加し学んだ内容を実践するとともに、今後も継続して学習していく。
- ★外に出て歩くことや人との出会いの機会をつくること、脳トレのドリル等に取り組む。
- ★講座に参加するなどし、対応方法を学ぶ。
- ★認知症患者や家族が孤立することがないように見守りを行う。
- ★一人ひとりが、日常生活の中で無理のない形で見守りに取り組む。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★地域で見守り体制をつくる。
- ★自治会全体で見守っていく。
- ★井戸端会議のように、気軽に集まり交流できる場所を設ける。
- ★地域にどのような人が住んでいるか把握に努める。
- ★認知症患者や家族の悩み、相談を行政へとつなぐかけ橋になるような活動をする。
- ★地域を上げて見守り体制を構築する。

基本目標3 健康で安心して暮らすための支援体制づくり

II 自分らしく生き生きと暮らせる体制づくり

★基本施策3 社会参加の促進と生きがいつくり

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★地域でマイスター登録をしてもらい、小学校と連携して活動している。
- ★生きがいつくりや高齢者の社会参加の場として、サロン活動を行っている。
- ★高齢者の方が、これまで培ってきた知識や経験を学校支援ボランティアとして生徒に伝えるなどの活動を行っている。
- ★自治会やシニアクラブの行事への参加、サロン活動への参加、公民館行事への参加などが行われている。
- ★さまざまな活動が行われているが、具体的何をしているか知らない人も多い。
- ★公民館で行われている高齢者サロンやこども食堂では、利用者の増加により運営が難しくなっていると聞いている。
- ★とよいあんしん隊や高齢者サロンなど、高齢者が楽しく活動できる場が提供され、行事が行われている。代表者や役員の方は大変だと思うが、その尽力により良好な活動環境が築かれている。

◆◆ 一人ひとりができること ◆◆

- ★やる気を持ち、生き生きと生活する。
- ★高齢になっても自身の特技を生かし、サークル活動などを通じて共に学び、楽しむ機会をつくる。
- ★地域の活動や行事に積極的に参加する。
- ★活動に協力し、仲間意識を持ちつつ互いに楽しむ。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★地域事業に参加を促す。
- ★子育て支援サークルがあるので、保護者間の交流や情報交換の場として、不

- 安やストレスの軽減につなげていきたい。
- ★さまざまなサークルを起ち上げ、広めていく。
- ★参加しやすい環境をつくる。
- ★多くの人に活動の場を周知し、楽しみや安らぎを提供していく。

★基本施策4 生活のニーズに応じたサービスの提供

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★買い物支援として移動販売車に週2回以上来てもらっている。笠戸島で実施したオンデマンド交通の実証実験の結果や他自治体で行っている乗り合いタクシー事業などを参考としてはどうか。
- ★現在運転が出来るから不便はないが、近所にも移動販売車が来ており、利用されている人がいる。
- ★交通手段の確保。
- ★高齢者の中には、身体的に日常生活を営むことが難しくなり介護認定を受けていても、サービス利用に伴う費用を負担に感じ、利用せずに生活している人がいる。一定の費用負担が生じることは理解できるものの、費用面を理由に必要な支援が受けられていない現状に疑問を感じている。
- ★地域にいわれる「買い物難民」が何人かおられる。特に高齢者は移動手段が限られることから、買い物や通院において大きな不便を感じている。
- ★交通インフラが十分ではない地域であるため、通院や買い物の支援が必要である。新たにタクシー利用助成券が設けられたものの、十分ではないと感じている。コミュニティバスの運行があれば助かるほか、スーパーの移動販売車の利用促進も望まれる。

基本目標4 災害に備えた避難支援体制づくりの推進

★基本施策1 要配慮者避難支援体制づくりの支援

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★自主防災組織を立ち上げて活動している。避難時のタクシー利用に助成があるが、災害発生時に実際に利用できるのか心配な面もある。また、近隣自治体で導入されている避難所のリアルタイム混雑情報配信サービスのような仕組みを整備することが重要である。
- ★民生委員・児童委員が、支援が必要な人の把握に努められている。
- ★災害時に安全に避難できるようにあんしん隊のメンバーとして支援するようにしている。しかし、地震などの急な災害の場合は、難しいと感じている。
- ★避難所は公民館のみで、遠く感じる人もいる。民間企業の寮や寺なども避難所として利用できるとよいと考える。

- ★自治会に入っていない人との連絡が難しい。
- ★当地域は災害が少ないため、他の地域に比べ防災意識は低いと思われる。しかしながら、現状を踏まえると、災害に対してどのように対処すべきかを考えていく必要がある。
- ★自治会の避難行動要支援者リストに基づき、役員が担当者を把握し、避難時のフォローを行うようにしている。避難先に指定されている公民館が近くにあるため、多少安心である。
- ★自治会や自主防災会で、避難体制について話し合い地域の津波避難場所を指定するなどの取り組みを行っている。また、台風などの場合には事前に個々に連絡を行い、安全に避難できる体制を整えている。地域の特性に応じた対応が必要であると考えている。

◆◆ 一人ひとりができること ◆◆

- ★自助・共助意識の向上
- ★災害がいつ起きるかわからないため、事前にどう動くか考えておく。
- ★日頃より、高齢者や一人暮らしの方への配慮を意識し、見守りを行う。
- ★健康でいること。
- ★自分の身は自分で守る意識を持つ。
- ★それぞれが災害に対する意識を高める。
- ★両隣の方に声をかけ、日頃から見守りやコミュニケーションを大切にする。
- ★要支援者に限らず、隣近所の方々と声を掛け合いながら避難する。
- ★各人が災害に関心を持ち対策を考える。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★共助のための仕組みをつくる。
- ★近所の方と災害時の対応についてあらかじめ話し合っておく。
- ★自治会のメンバー一人ひとりが隣近所の方々を見守るよう、協力を得ながら活動しているところである。
- ★近所の声かけ。
- ★連絡網の整備
- ★災害発生に備え、独居高齢者の把握や連絡体制の整備など、具体的な対応を行う。
- ★予測できる災害時には、早めに行動できるよう心がける。不測の災害（地震など）では、まず自分の命を守ることを第一優先とし、その後、可能な限り支援に尽くす。
- ★地域全体で災害弱者を支えるための協力体制について話し合う。

旗岡地区協議会

- | | |
|--------|-------------------------------------------------------------------|
| 1 開催日時 | 令和7年 5月 9日(金) 19時30分から
6月13日(金) 19時30分から
10月10日(金) 19時30分から |
| 2 開催場所 | 旗岡県営住宅第1集会所 |
| 3 参加人数 | 25名 |

基本目標1 地域共生社会の実現に向けた福祉意識の醸成と環境づくり

★基本施策1 支え合い意識の醸成

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★団地ができてから50年以上が経過しており、独居世帯、高齢者のみの世帯、高齢者と子どもが同居する世帯が多い。若い世帯は少なく、小学生を時々見かける程度である。
- ★テレビなどの犯罪報道の影響により、住民の警戒心が強い傾向にある。
- ★自治会による交流、イベント等を開催しているが、参加しない世帯もある。
- ★自治会活動の中で地域内の安全・安心を標しており、見守り隊、声かけ活動、戸別訪問などを実施・計画中である。全世帯のうち、70歳以上の独居世帯は約23%、75歳以上の人口は約36%と高齢化が進んでおり、地域住民の支え合いの意識が重要であることは共通認識となっている。
- ★市営・県営住宅の建て替えにあわせて、若い世代が入居できるようにすれば地域の活性化につながるのではないかと。
- ★コミュニティの最小単位である家庭において、空いている結合の手が少ないことが地域共生の脆弱を生んでいると思う。特に福祉の恩恵を受けなくても生活できる世代が、仕事に多くの時間を割かれ社会の中心にいるにもかかわらず、社会に目を向けることが十分できていない現状があるように思われる。
- ★地域を三世代で支える福祉活動を目標に、地区協議会の役員が毎月の定例会で話し合いを行っている。特に子ども会の役員に行事の企画を依頼し、三世代が協力して活動を推進している。
- ★人が集まる交流の場が重要であることから、親子ふれあい早起き体操、どんど焼き、春祭りなど、幅広い世代が参加できる行事があり、地域のつながりを深めている。

◆◆ 一人ひとりができること ◆◆

- ★独居高齢者4~5人が月に1回お茶会を行っているとのことなので、ほかの方にも参加を呼びかけるとよいかも。
- ★自治会活動及びイベントへの参加

- ★家族や家庭に関する情報は機微であるが、可能な範囲で公開に協力する。また、清掃活動への参加を通じて、人との交流を促進する。
- ★出来るだけ近所の人との顔と名前を一致させるよう努める。
- ★役員が毎月の定例会で地区の問題点を発表し三世代で対応することを理想として行動している。
- ★積極的に地域の行事に参加、または支援する。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★80歳以上の高齢男性が、認知症のある義姉を介護している。特別養護老人ホームには5年以上前から申し込みをしているが、未だ入所できず、介護の負担が大きいと伺っている。
- ★自治会活動を維持し、世代間交流ができるイベントを開催する。顔を合わせて会話し、信頼関係を築くことが重要である。家族・家庭の情報は個人情報保護法を順守しつつ、可能な範囲で共有に協力する。交流の場では、特殊詐欺や交通安全、IT機器の利便性など、幅広いテーマで周知や意見交換を行う。
- ★自治会活動の充実
- ★自治会の役員等を、できるだけ多くの方が当事者意識を持てるよう、持ち回り制にするのがよい。たとえ形式的であっても、意識を持つことが重要である。健康上の理由を除き、可能な限り参加することが望ましい。
- ★町内の小さな問題も自由に発表してもらい、できることと難しいことを皆で判断しながら、地域の課題を解決している。
- ★幅広い世代が参加しやすい行事や関心のある内容、例えば災害避難訓練などを実施する。

★基本施策2 支え合いの地域活動の推進

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★交通手段（バス）の便数が少く、団地が高台にあるため、買い物が大変である。高齢の方が3~4人を車に乗せて買い物に行くこともあるが、運転に不安がある。
- ★協議会が毎月1回開催されており、連絡・活動体制は他の地域と比べると良好と思われる。
- ★誰が支援を求めているのか把握できていない。
- ★支え合いの観点から地域活動が重視されており、①独居高齢者の名簿とマップ作成、②安全（防犯）パトロール、③戸別訪問などを実施・計画しているが、どこまでプライベートに立ち入るべきかが課題となっている。一方で、配布物や回覧板の廃止に伴いIT技術の導入が急務であるが、予算や人材面での行政からの支援が必要である。

- ★高齢になり足腰が不自由になったため、買い物が困難になった方がいる。
- ★月に一度の地域清掃が交流の場となっているため、参加されない世帯とはコミュニケーションがほとんどない状況である。
- ★二層協議体の推進を早期から進めている。社会福祉協議会と連合自治会協議会の二本の柱を設け、役員はどちらか一方に所属している。
- ★高齢者世帯の割合が増加しているが、地域を支える仕組みがない。

◆◆ 一人ひとりができること ◆◆

- ★移動販売車等がある事を知らない方もいるので、声かけをしてあげる。
- ★自治会活動への協力
- ★知り合いであれば声をかけることはできるが、支援には限りがあり、責任問題のリスクもあるため、深入りは避けたいと考えている。
- ★声かけ活動や戸別訪問への協力で信頼を得ることに加え、率直な相談の声を聞いてもらうことが重要である。また、IT 勉強会へ積極的に参加しスキルを習得するなど、「もう年だから」と諦めない姿勢が大切である。
- ★近所の人との挨拶
- ★地域での課題を見つけること。三世代交流事業のアイデアを出すこと。
- ★隣近所と日頃からしっかりコミュニケーションを取り、相談に応じながら支援していく。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★買い物ツアーなどを企画し、スーパーなどと連携して買い物が困難な人を支援する。
- ★ボランティアを組織して支援する。基本的には家族が行うべきであるが、行政などの支援制度も併せて活用する。
- ★「現状と課題」で挙げた①独居高齢者の名簿とマップの作成、②安全（防犯）パトロール、③戸別訪問の実施を行う。
また、IT モデル地域として、さまざまなシステム導入の社会実験にも貢献したい。具体的には以下の取組である。
 - ・ 買物の発注・配達・決済システム
 - ・ オンライン診察システム
 - ・ 安全確認システム
 - ・ 自治会情報の SNS やホームページの受発信、タブレット等を活用した電子回覧システムなど。
- ★ごみ出しの支援や日常の相談などを通じて、交流を深める。
- ★日常生活が困難な方を発見した場合、行政につなぐルートを整備し、必要に応じて家族にも連絡する。

- ★毎月の定例会で出された問題点をまとめ、対応を協議する。
- ★福祉委員が積極的に支援を要する人を訪問し、その実態を把握するとともに、その情報を基に地域で対応する。

★基本施策3 地域福祉の拠点整備

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★三世代交流を目的に、どんど焼き、春まつり、ラジオ体操などの行事を実施している。
- ★地区内には市営・県営住宅やマンション、戸建て住宅が混在しているが、それぞれに対して誰が主体となって活動を行うのかが明確でない。
- ★福祉制度の取組みが浸透していない。
- ★物理的な施設としては整備されており、災害時の一時避難場所としても十分機能するため、大きな問題はない。強いて言えば、この拠点にIT 関連設備を整備したい。具体的には、Wi-Fi 環境の整備、ペーパーレス会議システムの導入、防犯カメラのデータセンターやホームページの情報発信基地としての活用であり、そのための補助金等、金銭面での支援をお願いしたい。
- ★地域の集会所は多くの協力者の尽力で建設されたと聞いているが、維持・管理については少数の方に負担が偏っている現状がある。
- ★地区内には地域の拠点として、集会所が2か所あるほか、グラウンドも整備されており、地域の皆で協力して活用している。
- ★拠点となる集会所がありシニアの方が体操などに利用して交流を図っている。

基本目標2 地域福祉を担う人材の確保・育成と団体の強化

★基本施策1 地域福祉活動を推進する人材の育成

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★こども食堂では、50代から80代のスタッフのほかに中学生ボランティアも参加し活動している。
- ★地域福祉活動の取組みが把握できていない。
- ★自治会の役員選出は、伝統的に毎年各世帯の持ち回りとなっているが、高齢化により選出が困難になっている。また、「とにかく無事に1年を過ごす」という思いから、活動自体が停滞し、積極的な発言があまり出ない状況にある。
- ★高齢者の負担を軽減するため役員上制限制度の導入を提案したが、賛同は得られなかった。病気など特別な事情がない限り役員を引き受けなければ体裁が保てないという心理が働いているようである。今後も説得を続け、自治

会文化の意識改革を学ぶ機会を設けたいと考えている。そのため、個人的には役員を自薦・他薦で選出し、複数年務めてもらうことで自治会活動の改革を進めていきたい。また、必要に応じて報酬を支払うことも検討している。

- ★自治会役員のほとんどが高齢者であること。
- ★若い世代は働いているため、責任感の強い一部の高齢者が長期間にわたり役員を引き受けている。次世代の多くは、自治会でどのような活動が行われているかをほとんど知らない状況である。
- ★自治会長は任期が1年で交代するため、若い世代に役員として参加してもらい、自治会活動が持続的に行えるよう働きかけている。
- ★民生委員や福祉委員などの体制は整っているが、高齢化が進んでおり、若い世代の割合を高める必要がある。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★自治会の役員に若い人に就任してもらえよう願います。
- ★労働人口は主に会社に所属しているため、職場から依頼されれば対応する可能性が高い。一方で、近所の個人からの依頼では対応が難しい場合が多い。そのため、アプローチの対象は個人よりも組織とする方が効果的であり、組織に対して活動の意義やメリットを示すことが重要であると考えます。
- ★地域活動に興味をもってもらう。
- ★地域福祉の担い手となる人を幅広い世代担う。

◆◆ 一人ひとりができること ◆◆

- ★近所のひとり暮らしの方を誘い、こども食堂などに参加してもらうことで、交流する機会を持つ。
- ★地域福祉活動の取り組みは、行政などが主体となるべきである。義理や人情の観点から自分が無理をしてまで関わる必要はないという心理は理解できるため、意識改革を促すことが求められる。
- ★人とのつながりを深める。
- ★社会の構造を理解すること。学生時代に学んだはずであるが、実生活での経験として身につけていない。
- ★子ども会の活動は全般に低調な時代であるが、子ども会の企画に積極的に参加し、三世代で楽しむことが重要である。
- ★出来ることから参加する。

★基本施策2 ボランティア活動への参加の促進

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★高齢者など、日常生活の支援が必要な方の情報が十分に伝わってこない。ど

こまでが個人情報として扱うべきかという判断が課題である。

- ★通学路の草刈り（年 2 回）や子ども会の行事など、他地域に比べて活動は活発であると思われる。参加人数もわずかではあるが増加傾向にあり、このまま持続できればよいと思う。
- ★どのようなボランティアがあり、どのような活動をしているのか把握できていない。
- ★自治会活動はボランティア活動とは異なると定義する場合、誰がどのようなボランティア活動を行っているかの情報が共有されていない。また、どのようなボランティア活動が求められているかを住民に伝える活動も十分に行われていない。
- ★ボランティア活動に対する協力者が比較的多い印象がある。
- ★中高生にボランティアを依頼することは多いが、卒業すると継続的な参加にはつながりにくい。
- ★子ども会の活動として、廃品回収(年 2 回)、夏休みのラジオ体操、通学路の清掃、春の子ども祭り、夏・冬休みこども塾、どんど焼きを行っている。
- ★活動に関する情報提供や相談窓口を充実させるとともに、有償ボランティア制度など、安価な対価が得られる仕組みの導入を検討する。

◆◆ 一人ひとりができること ◆◆

- ★気になる方については聞き取りを行うこともあるが、どこまでが本当なのか、判断がつかないこともある。
- ★ルールとマナーを守る。
- ★どのようなボランティア活動が求められているかの情報を把握することが重要であり、逆に言えば、その情報を細かく伝えることも同様に重要である。
- ★ボランティア活動を通じて、人間関係を築く。
- ★民生委員を中心に協力する。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★施設に入所できず困っている方もいるため、自治会長や班長、民生委員が協力して状況を把握するとともに、有償ボランティア制度の導入も検討する。
- ★教育の実施
- ★有償ボランティア制度の導入
- ★自治会活動としてどのようなボランティア活動があるのか情報を伝えることが重要である。情報量が多くなることから、その他の情報も含めて伝達できる IT 技術を活用し、その中で紹介できる仕組みを整備したい（「電子回覧システム」や「自治会 HP」などの開発と活用）。
- ★ボランティア活動の推進

- ★通学路立哨。こども食堂の運営
- ★ごみゼロ運動など参加しやすい行事を増やす。

★基本施策3 地域福祉に取り組む団体への支援

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★民生児童委員協議会のメンバーは70～80代の高齢者が中心であり、高齢者実態調査などの活動では、アパート階段の昇降により膝を痛めたという声も聞かれ、身体的負担が大きくなっている。若い世代への引き継ぎが望まれるものの、多くが就労中であり、担い手として関わるのが難しい状況にある。
- ★地区協議会を毎月1回開催し、概ね良好に持続していると考えられる。SNS等を活用した情報発信や連絡手段の在り方について検討する必要がある。
- ★高齢者が多い。
- ★協議会役員の行動力が高く、活動が前向きに進んでいる。今後は後進を育成することが重要である。
- ★地区協議会のもとで、誰もが無理なく、身近なところから福祉に関われる仕組みづくりを進めている。
- ★社協、民生委員、シニアクラブなどの活動を推進し、地域の活性化を図っている。

◆◆ 一人ひとりができること ◆◆

- ★調査の趣旨を一人ひとりが理解し、協力すること。
- ★自治会活動への協力、イベント等への参加
- ★人と人とのつながりを深める。
- ★ボランティアに楽しみながら取り組める環境をつくる。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★日頃から近隣同士で生活状況に気を配る（プライバシーに配慮しつつ）。
- ★教育・学びの機会を設ける。
- ★自治会活動を持続可能な形で維持する。
- ★IT技術の導入により活動負担を軽減するため、HPやSNS構築について専門家の助言と、システム導入への財政支援を求める。
- ★活動できる場を増やす。
- ★三世代それぞれの視点を生かし、話し合いを重ねる。

基本目標3 健康で安心して暮らすための支援体制づくりの推進

I 包括的な相談・支援体制の整備

★基本施策1 生活課題に対応する相談・支援体制づくり

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★独居世帯や高齢者のみ世帯が多く、外出が難しい方が多い。外出先での声かけは可能だが、家庭訪問には心理的・実務的なハードルがある。
- ★利用可能な取り組みや制度が十分に周知されていない。
- ★独居高齢者が気軽に相談できる体制づくりを目的として、独居高齢者の名簿・マップを作成し、これを基に個別訪問を行う予定である。
- ★地域福祉は制度だけでなく、人間性・市民意識の問題でもあり、意識変革が求められる。
- ★自殺や犯罪に至る人ほど地域コミュニティから孤立しており、本来最も支援が必要な人が見えにくくなっている。
- ★孤独死が増加する中、民生委員が地域の見守りを担っているが、欠員が生じている地区もあり、後継者の育成が課題である。
- ★高齢者世帯が増加している。

◆◆ 一人ひとりができること ◆◆

- ★独居高齢者には、熱中症が懸念される時期に声かけを行う。
- ★困りごとや悩みを遠慮なく相談してもらえる雰囲気づくりを進める。
- ★一人ひとりの意識・行動の変化（自己変革）が重要である。
- ★困難な状況にある人が本当は何を望んでいるのか想像し、寄り添う姿勢を持つ。
- ★地域事業を通じて、互いの顔が見える関係づくりを目指す。
- ★日常的に、家族・親族・知人とのコミュニケーションを大切にする。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★日頃から近隣同士で声を掛け合い、安否を気にかける。
- ★行政等の支援制度を積極的に活用する。
- ★戸別訪問や声かけを行い、地域で解決が難しい課題は速やかに行政へ報告・相談する。
- ★地域の協力者を育成する。
- ★住民が参加しやすく、楽しめる事業を企画する。
- ★隣近所の付き合いの大切さを再認識し、日常的な関係づくりを大切にする。

★基本施策2 見守り活動の充実

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★高齢の独居女性宅について、民生委員として夕方に外灯点灯の有無を確認し見守りを行っている。
- ★シニアクラブやこども食堂に参加する元気な高齢者がいる一方、引きこもり気味の方も多いため、緊急通報システム等の見守りサービスの導入を検討する必要があると考える。
- ★朝は横断歩道で交通誘導員の活動があり、子どもの交通安全は確保されているが、高齢者の安否把握は十分とは言えない。
- ★子どもの交通安全パトロールは継続しているが、防犯・防火パトロールは近年実施できていない。独居高齢者名簿とマップは完成しており、今後は個別訪問や安全パトロールを再開し、警察と連携した同行見守りを予定している。
- ★登校時の見守り活動は良好に実施されている。
- ★地域ボランティアよりも、対価を伴う民間事業者の方が信頼されやすいと感じている。
- ★昨年度、認知症高齢者の徘徊をテーマにした声かけ訓練イベントを実施した。

◆◆ 一人ひとりができること ◆◆

- ★登校中の子どもへのあいさつや声かけを行う。
- ★独居高齢者への支援
- ★知り合いなどへの、無理のない範囲での声かけ。
- ★困り事や悩みを遠慮せず相談してもらえよう、雰囲気づくりを行う。
- ★新聞が溜まることで異変に気付いた事例もることから、団地の特性を生かした目配りを行う。
- ★利用可能な支援サービスの把握・検討
- ★見守り活動につながる研修等への積極的な参加を促す。
- ★隣近所の付き合いを大切にし、日常的な関係づくりを進める。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★共働き世帯で子どもだけが在宅する場合、ご近所が気に掛けて見守る。
- ★地域イベントを通じた交流の機会を設ける。
- ★行政の見守り制度を積極的に活用し、見守りボランティアの育成や防犯カメラの設置を進める。
- ★戸別訪問や声かけにより、困り事や悩みを相談しやすい人間関係づくりを目指す。
- ★自治会活動の一環として見守り活動に取り組む。
- ★下火となっている見守り・防犯パトロールの活性化を図る。

★基本施策3 認知症の人や家族に対する支援の充実

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★認知症の方の多くは、施設が見つかり入所しているが、特別養護老人ホームを希望して5年以上待機しているケースもあり、介護者自身も高齢で負担が大きい。
- ★徘徊などは見られない一方、軽度認知障害のある方への対応方法、とくに金銭管理に関する対応がわからないという不安がある。
- ★誰が認知症なのか把握できていない。
- ★家族の問題でもあるため、具体的な支援要請は少ないが、「認知症高齢者見守り声かけ体験会」への参加者は多く、関心は高い。
- ★知人と出会っても本人が認識できない場面があり、対応に悩んだことがある。
- ★「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行を最近知ったが、同様に制度を知らない人は多いと思われる。
- ★認知症に関する声かけ・見守りイベントに参加することで、理解が深まった。

◆◆ 一人ひとりができること ◆◆

- ★認知症の奥様とご主人が明るく散歩されており、明るく挨拶や声かけをするよう心掛けている。
- ★知り合いであれば声かけは可能だが、面識のない人への関わりには心理的な難しさがある。
- ★認知症は予防や完治が難しい一方、早期発見・早期対応で進行を抑えられることから、健康診断等による受診の啓発が重要である。認知症になった場合も、恥ずかしがらずに周囲に伝える勇気を持つことが共生につながる。
- ★ボランティア活動への参加意識の向上を図る。
- ★認知症について正しく学ぶ。また、自分が認知症になった時の希望を予め周囲に伝えておく。
- ★声かけ見守りイベントや研修への参加を通じて、理解とボランティア意識を高めていく。
- ★本人の意思を尊重して対応する。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★認知症のある方やその家族を、地域全体で温かく声かけ・見守りを行う。
- ★必要に応じて、支援チームの立ち上げを検討する。
- ★認知症の程度に応じ、施設入所を含めた適切な支援につなぐ。
- ★地域内の理解を深め、本人や家族が公表しやすい環境づくりを自治会内で周知する。
- ★GPS等のIT技術を活用し、見守り対策の充実を図る。

- ★自治会として認知症支援の重要性を発信する。
- ★近年下火になっている見守りパトロールの再開を検討する。

基本目標3 健康で安心して暮らすための支援体制づくりの推進

II 自分らしく生き生きと暮らせる体制づくり

★基本施策4 社会参加の促進と生きがいのづくり

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★シニアクラブの活動充実に向け、資金不足の解消が課題となっている。
- ★地域で実施されている取組やイベント内容が十分に把握されていない。
- ★社会参加が進まない要因として、参加への心理的ハードルが高いことが挙げられる。楽しく興味を持てる行事の実施や、活動内容・参加者の声を SNS 等で発信し、参加促進を図りたい。
- ★障害者に対する偏見を見直し、理解を深める必要がある。当地域は高齢者・障害者も多く暮らしている。
- ★退職後の生きがいのづくりとしてボランティアを始める人も多く、今後は学校ボランティアへの登録など、参加も増える可能性がある。
- ★地区内に2箇所ある集会所を活用し、クッキング教室、パッチワーク、歴史クラブ、学習塾などが開催されている。

◆◆ 一人ひとりができること ◆◆

- ★活動資金の確保
- ★近隣住民への声かけの推進
- ★多くの人に情報を届けるため、読みやすく見やすい情報伝達手段について意見を募る。
- ★障害者への理解と認識の向上
- ★地域活動への積極的な参加の促進
- ★高齢者や障害者に配慮し、丁寧な対応に努める。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★活動資金の確保
- ★自治会を通じた情報提供
- ★自主的に清掃活動を行っている方へ感謝状や記念品を贈呈するなど、やりがいにつながる仕組みをつくり、社会参加の促進を図りたい。
- ★感謝状や表彰など、やりがいにつながる仕組みにより社会参加を促進する。
- ★自治会で高齢者・障害者への配慮について話し合う。

★活動の場の提供および企画立案

★基本施策5 生活のニーズに応じたサービスの提供

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★バスの運行本数が少なく、買い物後の待ち時間が長い。
- ★バス利用が難しい高齢者はタクシーの利用助成に頼らざるを得ないため、地域特性を踏まえた助成額の見直しが必要。
- ★支援を求めている人が把握できておらず、ボランティアによる支援が必要なことは理解しているが、行政や家族による支援が主体となるべきである。
- ★食料・医療・交通が共通の生活課題。坂道が多く、店舗や金融機関も減少しているため、ニーズ調査を行い、IT活用（買物配達、オンライン診療等）の導入と操作習得が必要。
- ★本当に困っている人を見つけ出すことが重要であり、人助けの意識啓発が必要。

基本目標4 災害に備えた避難支援体制づくりの推進

★基本施策1 要配慮者避難支援体制づくりの支援

◆◆ 現状と課題 ◆◆

- ★地域は津波や洪水の心配は少ないが、土砂崩れや地震のリスクがある。多くの住民が「自宅にとどまる」と考えており、避難行動が起こりにくい。
- ★豪雨時でも「動かない方が安全」と認識されがちで、避難タイミングの判断が難しい。
- ★避難行動のガイドラインが十分に浸透しておらず、要支援者が「どこに」「誰が」いるのか把握できていない。
- ★要配慮者の定義はあるが、「自分は該当しない」「知られたくない」と感じる人もおり、実態把握が困難。名簿の未整備（または非公開）が課題。
- ★地域内でも住民同士のネットワークに差がある。
- ★独居世帯に避難支援が必要と思われる方が多くいる。
- ★自主防災会として、年1回程度の防災啓発事業は実施している。

◆◆ 一人ひとりができること ◆◆

- ★テレビ・ラジオの報道や行政からの避難情報を速やかに確認し、早期に家族と連絡を取る。
- ★避難を始めるタイミングを事前に決めておく。
- ★自身が要支援者に該当するかを客観的に判断し、ためらわず申告する。また、

非常時持ち出し品を常備する。

- ★お互い様の気持ちを持つ。
- ★近隣にいる高齢者や子どもなど避難時に支援が必要な人の状況を日頃から把握しておく。
- ★災害が命に関わるものであることを一人ひとりが認識する。

◆◆ 地域ができること ◆◆

- ★平時から隣近所と声を掛け合い、日頃のコミュニケーションを深めておく。
- ★SNS を活用した情報共有を行う。
- ★近隣への声かけや連絡網を整備・配布する。
- ★要支援者名簿（緊急連絡先含む）と住居マップを作成し、特に独居の要支援者に配慮する。併せて、個別の避難ルート・方法を定め、定期的な避難訓練を実施する。
- ★地域内 SNS を構築し、緊急時の情報伝達と具体的な行動指示につなげる。
- ★自治会においてボランティア精神の大切さを共有し、意識啓発を行う。
- ★避難所の環境整備を進める。
- ★防災啓発活動として、防災運動会や安否確認用タオル掲示など、参加しやすい取り組みを行う。

第五次ふくしプランくだまつ
下松市地域福祉計画 下松市成年後見制度利用促進基本計画

発行日 2026（令和8）年3月
発行・編集 下松市健康福祉部地域福祉課
〒744-8585 山口県下松市大手町三丁目3番3号
電話 0833-45-1833
<https://www.city.kudamatsu.lg.jp/>
